

令和 7 年

七ヶ浜町議会会議録

12月会議 12月2日 開 会
 12月3日 閉 会

七ヶ浜町議会

令和 7 年 12 月 2 日（火曜日）

七ヶ浜町議会定例会 12 月 会議 会議録

（第 1 日目）

令和7年七ヶ浜町議会定例会12月会議会議録第1号

令和7年12月2日（火曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	阿部豊則君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	大 槻 泰 弘 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第1号

令和7年12月2日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第67号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第68号 七ヶ浜町区長会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第69号 七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第70号 七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第71号 七ヶ浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 9 議案第72号 七ヶ浜町特定乳児等通園支援事業等の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第10 議案第73号 七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第74号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第12 議案第75号 七ヶ浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第76号 七ヶ浜町放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第77号 七ヶ浜町中央公民館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第78号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第16 議案第79号 令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第80号 令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第81号 令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第82号 令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第83号 令和7年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

本日12月2日は休会の日ですが、議事の都合により令和7年度七ヶ浜町議会定例会を再開し、12月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、9番佐藤壮一議員、10番遠藤喜二議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和7年度七ヶ浜町議会定例会12月会議の日程は、本日から明日3日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、12月会議の日程は、本日から明日3日までの2日間と決しました。

諸般の報告

○議長（安倍敏彦君） ここで、諸般の報告をいたします。

前回の9月会議から今回の12月会議の開始前までにおける諸般の報告についてはお手元に配付した資料のとおりであります。

この際、説明は省略させていただきます。

これをもって諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（安倍敏彦君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇

願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

それでは、令和7年七ヶ浜町議会定例会12月会議の開会に当たり、令和7年定例会9月会議以後における行政報告を申し上げます。

9月13日、七ヶ浜国際村で敬老会を開催いたしました。本町では、本年9月1日で敬老の日を迎えられた75歳以上の方は3,397名いらっしゃいます。これまで多くの困難を乗り越え、地域とともに本町を支えてこられた皆様の歩みが、昭和、平成、令和と3つの時代をつなぐ歴史のあかしでもあります。これからも健幸で生き生きと心豊かな生活を送っていただけるよう、皆様のさらなる御長寿をお祈りいたします。

9月21日、交通安全車両パレードを行い、翌22日には交通安全のり出し作戦を実施いたしました。のり出し作戦では、朝の通勤時間帯に砂山交差点と貞山橋交差点で本町特産のノリを交通安全啓発品としてドライバーに配りました。関係者の日頃の尽力のおかげで、本町の死亡事故ゼロは継続しており、11月末で1,475日となりました。今後も運転マナーを守り、安全運転に努めていただきたいと思います。

9月21日、七ヶ浜国際村で親子すまいるフェスタ2025が開催され、多くの家族連れでにぎわいました。キャラクターショーが始まるとホールが満席となるほどの大盛況となりました。会場内では、手作りの遊びやスポーツ広場などのコーナーで保護者の方々とお子さんが一緒に楽しんでいる様子が見られました。子供たちの笑顔は幸せの象徴であり、地域の宝です。今後も子供たちの笑顔あふれる町となるよう、関係機関や企業、地域の方、ボランティアの皆様にお力添えをいただきながら、町民の皆様楽しんでいただける事業を計画してまいります。

9月23日、身近な災害を考えるシンポジウムを七ヶ浜国際村で開催したところ、約160の方に御参加いただきました。当日は、仙台管区気象台の気象防災情報調整官、村上誠一様、京都大学防災研究所の特定准教授、峠 嘉哉様をお迎えし、大雨災害や林野火災について御講演をいただきました。その後、村上様、峠様と東北大学災害科学国際研究所の佐藤翔輔准教授、七ヶ浜消防署の伊藤秀昭署長、そして、七ヶ浜町民を代表し町消防団、氏家 進団長によるトークセッションを行いました。東日本大震災やコロナ禍を経て、安全して暮らせる町がいかに大切か身をもって感じておりますが、災害は全国各地で頻発しております。災害はいつどこで発生するか分からないからこそ身近なことと再認識する必要があり、防災意識を高めるよい機会となりました。

10月3日、中央公民館を会場に七ヶ浜町成年後見支援センター講演会を開催したところ、80人の参加者がありました。日本司法書士会連合会理事の森田みさ様を講師にお招きし、「終活と成年後見制度について」と題し御講演をいただきました。高齢化の進む現代において、終活や成年後見制度は誰にとっても身近なテーマであります。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、皆様とともに考えてまいりたいと思います。

10月13日、ながすか多目的広場で予定しておりました「第19回スポーツフェスタ in 七ヶ浜～体も心もリフレッシュ！みんなで楽しむスポーツフェスタ～」は前日の悪天候によるグラウンドコンディション不良のため中止となりました。

10月17日、七ヶ浜国際村を会場に七ヶ浜町戦没者慰霊祭が開催され、遺族や関係者など69人が参列いたしました。今年は終戦から80年の節目の年です。戦争の悲惨さを心に刻み、二度と繰り返さないよう後世に教訓と平和の尊さを語り継いでいく決意を新たにいたしました。

10月18日、友好の町である山形県朝日町で「海の子・山の子交流会」山のつどいが開催されました。本町からは松ヶ浜小学校の児童が10名参加し、朝日町立宮宿小学校からは児童30名、両町の教職員、保護者、町職員も加わり、計52名での交流となりました。朝日町特産のリンゴのもぎ取り体験や、班対抗モルック大会、山形芋煮や地元のリンゴなどを一緒に食べ、参加者同士の交流を通じて地域間のさらなる発展と豊かな関係を築くことができました。

10月24日、わくわくシニアフェスティバルが、七ヶ浜国際村で開催されました。健康運動指導士の村山智仁氏をお迎えし、「フレイル予防で若返り」をテーマに参加者159人の皆様と一緒に軽い運動を行い、日頃の運動不足と体力不足を再認識することができました。100歳まで元気に過ごすためには、フレイル予防が重要です。心も体も健康でいつまでも元気に活躍できるよう地域のつながりを大切にしながら、フレイル予防に取り組んでいただきたいと思います。

10月26日、宮城県知事選挙が行われました。本町の投票率は46.97%であり、県全体の投票率46.50%を上回りました。

11月3日、亦楽小学校を主会場に七ヶ浜町8地区合同総合防災訓練を実施しました。当日は、自衛隊第22即応機動連隊をはじめ、多くの関係機関や団体、町民の皆様にご参加いただきました。広報訓練や避難所設営、運営などの訓練を行い、避難経路や情報伝達、拠点避難所の運営などの課題や改善点を確認することができました。まずは、命を守ることが最優先です。今回の訓練を通じて、地震や津波災害からの避難手順等を再確認しました。

11月5日から7日までの3日間、町内3小学校の6年生を対象に、七ヶ浜の文化大使で日本を代表するピアニスト、仲道郁代さんによる小学校芸術鑑賞事業「音楽アウトリーチ」が行わ

れました。この事業は、震災直後の平成24年度から、町内3小学校で継続して実施されております。子供たちは、仲道さんの演奏や語りかけに心が引き込まれ、音楽を通じて豊かな想像力を育むことができました。

11月9日、七ヶ浜町産業まつりが開催され、花渚浜多目的広場には町内外から約1万1,000人の来場者がありました。友好の町、山形県朝日町をはじめ、災害協定を締結している愛知県あま市、復興支援ネットワーク淡路島の皆様にも出店いただき、大盛況となりました。

また、11月22日、23日には朝日町産業まつりが開催され、昨年好評だった七ヶ浜で水揚げされたタコを使用したタコチャウダーなど多くの海の幸を届けることができました。友好の町を締結して13年目を迎え、子供たちの相互交流や震災復興支援など様々な分野で交流を続けております。今後つながりを大切に、絆を育ててまいりたいと思います。

11月15日と16日の両日、七ヶ浜国際村においてN a N a 5931のミュージカル公演が行われ、3公演で1,176名の観客を集めることができました。今年作品は、昭和100年、戦後80年の節目の年に、劇団員が平和をテーマにワークショップを行い、そのシーンが台本に取り入れられるなど平和への思いが込められた作品となりました。平成13年4月に七ヶ浜国際村の劇場つきミュージカルグループとして誕生したN a N a 5931には現在、未就学児から社会人まで31名が所属しております。これまで多くの公演を行い、東京や名古屋など県外にも活動の幅を広げてまいりました。劇団員の減少が見られるものの、今後も七ヶ浜町のシンボルとしての活動が次の世代へと引き継がれていくことが期待されます。

11月23日、アクアリーナで第40回町民綱引き大会を開催したところ、300名以上の方々に参加いただきました。地区対抗で小学生の部と一般の部の2つの部門で競技が行われ、選手たちは力の限り綱を引き、チームワークも試されることとなり、会場は大いに盛り上がりました。結果は、小学生の部は笹山地区が、一般の部は松ヶ浜地区が優勝しました。来年こそと意気込む地域もあり、スポーツの秋の締めくくりにふさわしい大会となりました。

今後も町民の安全・安心を最優先に、町民の皆様が心豊かに生き生きと暮らせる七ヶ浜の「健幸で心かようまちづくり」に向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げ行政報告といたします。

ありがとうございました。

〔副町長 平山良一君 降壇〕

提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和7年七ヶ浜町議会定例会12月会議に御提案いたしました議案等について、説明をさせていただきます。

提案いたしました議案につきましては、議案第67号から議案第83号までの17議案であります。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。

初めに、議案第67号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、令和6年度住基ネットワークシステムリプレース購入事業において、議会の議決を経ずに財産の取得等を行ったことに対する管理監督責任として、町長、副町長及び教育長の給料を減額するものであります。

次に、議案第68号七ヶ浜町区長会条例の一部を改正する条例については、区長の担い手不足の解消を図るとともに、町行政と住民との協調をさらに推進するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例については、個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付申請について、町が設置する交付申請用端末からも申請できるようにするものであります。

次に、議案第70号七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第71号七ヶ浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律第4条の規定による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、本条例の制定を提案するものであります。

次に、議案第72号七ヶ浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があることから、本条例の制定を提案するものであります。

次に、議案第73号七ヶ浜町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子

育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第74号七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第75号七ヶ浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第76号七ヶ浜町放課後児童クラブの指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び七ヶ浜町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、七ヶ浜町放課後児童クラブの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第77号七ヶ浜町中央公民館の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び七ヶ浜町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、七ヶ浜町中央公民館の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第78号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、宮城県市町村職員退職手当組合理約を変更することについて同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第79号は令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）であります。補正の額は、5,729万5,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ83億8,757万6,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の整理のほか、10月1日の大雨による各公共施設の雨漏り補修工事、生涯学習センターWi-Fiステーション整備事業、書かない窓口導入のための関連経費、老人福祉センター老朽化現況調査事業、松くい虫伐倒駆除委託料への追加、亦楽小学校1階教室間仕切り設置工事及び牛乳保冷庫購入、中央公民館維持補修工事の追加などであります。主な財源としましては、普通交付税、市町村振興補助金などを充当しております。

また、繰越明許費を1件、債務負担行為補正を4件計上しております。

次に、議案第80号は、令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。補正の額は、417万4,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ20億7,079万5,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、国民健康保険システム改修委託料のほか葬祭費への追加、令和6年度決算に伴う国県の補助金等の返還金であります。主な財源は財政調整基金繰入金及び国庫補助金を充当しております。

次に、議案第81号は、令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。保険事業勘定における補正の額は199万6,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ20億8,815万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、人事異動等に伴う人件費の整理、介護保険システム改修委託料であります。主な財源は、国県補助金、一般会計繰入金を充当しております。

また、債務負担行為を1件計上しております。

次に、議案第82号は、令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）であります。3条予算の収益的収入、営業外収益に24万円を追加、収益的支出の営業費用へ72万2,000円を追加、営業外費用へ506万7,000円を追加、4条予算、資本的収入の国庫補助金に4,000万円と他会計補助金に24万円の増額、資本的支出、建設改良費に1億2,237万4,000円を追加するものであります。

補正の主な内容としましては、3条予算では児童手当補助金の増額、人件費への追加、消費税及び地方消費税に不足が生じる見込みのため追加するものであります。4条予算では、国の補正予算等に伴う上水道施設更新工事等への追加と、その財源となる国庫補助金を計上するものであります。

次に、議案第83号は令和7年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第1号）であります。3条予算の収益的収入、営業外収益に9万9,000円を増額、収益的支出の営業費用へ75万5,000円を追加、4条予算の資本的収入、国庫補助金へ1,700万円を追加、資本的支出、建設改良費へ3,435万5,000円を追加するものであります。

補正の主な内容としましては、3条予算では下水道事業普及啓発支援助成金の増額、アロープログラムマンホールカード印刷費への追加、人件費に不足が生じる見込みのため追加するものであります。4条予算では、国の補正予算等に伴う要害汚水ポンプ場自家発電装置改築工事等への追加と、その財源となる国庫補助金へ追加するものであります。

また、債務負担行為を1件追加しております。

以上、提案いたしました議案について説明をさせていただきましたが、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

日程第3 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、通告順に許可をいたします。

最初に、8番熊谷明美議員の質問を許可いたします。熊谷議員、発言席に御登壇願います。熊谷議員。

〔8番 熊谷明美君 登壇〕

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

ただいま議長より許可を得ましたので、図書センターの開かれた運営と充実をと、HPV関連の疾病予防対策は、の2問について一般質問をさせていただきます。

1問目、図書センターの開かれた運営と充実を、についてでございます。デジタル化の影響もあり図書離れや活字離れが進む中、図書センターは住民が図書を通して教養や調査研究、正しい情報に触れる機会等を創出するための重要な施設であります。これらの図書業務、事業は地域の教育、文化の発展や地域コミュニティーの中心的役割として、また子供から高齢者まで幅広い世代に開かれた活動を展開していける場所として、書籍や読書関連の事業展開を考える時代になってきていると考えます。そこで、以下の5点を伺います。

1点目、昨今、本を借りて読むだけの図書館、図書センターではなく、図書を通して交流人口を増やすための工夫や、日常的に老若男女を問わず気軽に訪れ、利用したくなる図書館、図書センターの運営に力を入れている自治体が増えております。本町は、今後図書センターの利用促進や利用拡大をどのように考えているのか、伺います。

2点目、図書センターの多様な利用促進のために、図書センターまつりや語り部会、ミニ講演会、ワークショップ等の開催を考えないか。また、学習や読書スペースの拡充、フリースペースの設置の考えはないか、伺います。

3点目、本を借りる楽しみや読み続けていくことの楽しみの一つに、読書の記録を残せる読書通帳があります。図書センターと学校図書共通の読書通帳の導入を考えないか、伺います。

4点目、将来の司書の成り手や図書人材育成の観点から、図書ボランティア導入の考えを伺います。

5点目、景色を見ながら読書できる環境づくりや、カフェや飲食店が隣接し、来館したら一日中でも気軽に利用したくなる図書センター運営を考えないか、伺います。

続いて2問目でございます。HPV関連の疾病予防対策は、についてでございます。

がんは日本人の死因の第1位となっています。HPVヒトパピローマウイルスは、性感染症や皮膚病の原因となるウイルスです。このウイルスは200種類以上あるとされており、感染経路は性交渉や全身の傷からも感染するとされています。

このウイルスが原因の疾病の一つに、女性特有のがんである子宮頸がんがあります。このがんはワクチン接種と検診で90%以上の発がん予防と早期発見可能な数少ないがんであります。また、男性もこのウイルス感染により、肛門がんや尖圭コンジローマに罹患するリスクがあると言われております。予防の観点から、以下の3点を伺います。

1点目、今後の定期接種対象者へのHPVワクチン接種の対応と、男性へのワクチン接種の考えはないか、伺います。

2点目、令和7年度から新規でワクチン接種が公費でできるのは、小学6年生から高校1年生相当までとなっております。予防の観点から、学校教育現場での子宮頸がんを含むがん教育の実施を考えないか、伺います。

3点目、子宮頸がん予防に関して、国は2024年度から細胞診に加えてHPV検査を公的検診として導入できるとしています。本町のこの導入の考えを伺います。

以上2問について、町長、教育長からの回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、図書センターの開かれた運営と充実を、第2問、HPV関連の疾病予防対策は、の2点について回答を求めます。大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長 大槻泰弘君 登壇〕

○教育長（大槻泰弘君） 熊谷明美議員の1問目の御質問、図書センターの開かれた運営と充実を、についてお答えをさせていただきます。

図書センターは、図書を借りるだけでなく、図書を通じて学びや交流、そして正しい情報の取得機会を創出する場として、地域教育、そして文化の発展や地域コミュニティの中心的枠役割を果たす重要な施設であると認識してございます。子供から高齢者まで、多様な利用者の学習活動を支え、そして地域課題の解決にも寄与するとの基本方針の下、利用促進と多様な利活用の推進を図っていく必要があると考えてございます。

それでは、1問目の質問、今後の図書センターの利用推進や利用拡大の考えについてお答えをさせていただきます。

図書センターは、アットホームで家族的な雰囲気がいい。そしてスタッフの人柄がいいなどの声が耳に入ってきており、町として大変うれしく思っているところです。その一方、新刊が不足みとか、5冊の貸出し期限が不便という声も聞かれています。利用推進や利用拡大に向け、限られたスペースの図書センターではございますけれども、利用者目線に立ちながら利用しやすく、そして足を運んでみたいと思えるような空間を目指してまいりたいと思っております。

2点目の図書センターまつりや語り部会や講演会等の開催や、学習、読書スペースの拡充やフリースペースの設置の考えについてお答えをさせていただきます。

図書センターまつりや語り部会、講演会やワークショップ等の開催は、読書推進を若者から高齢者まで広く促す有効な手段であると理解してございます。これらのイベントは、開催するに当たっては図書センター単独開催がよいのか。それとも中央公民館との連携開催がよいのか。検討してまいります。なお、学習、読書スペースの拡充やフリースペース設置については、利用可能な部屋の確保や増築を含む施設の大規模な改修などが想定されます。御意見として受け止めさせていただきながら、可能性について研究してまいりたいと思っております。

3点目の、読書通帳の導入についてお答えをさせていただきます。

読書通帳については、近隣の図書館でシステムの違いはあるものの、導入していることは把握してございます。読書を継続して楽しむ仕掛けとして、個人の読書履歴を可視化して学習意欲の継続を促す有効な方策と認識してございます。導入につきましては、導入経費やその後の活用方法などについて、近隣の図書館からの意見を聞きながら方向性を探ってまいりたいと思っております。

次に、4点目の図書ボランティアの導入についてお答えをさせていただきます。

議員が質問のとおり、将来の司書育成や図書人材の確保の観点から、図書ボランティアの活用は重要だと考えてございます。議員が御指摘されたとおり、図書ボランティアの在り方と本の修理や読み聞かせ、書架の整理等も含めて、町民の皆様が図書に関心を持てる働きかけについて情報を収集し、実施の可能性について探ってまいりたいと思います。今後は、内容も含めて、将来を見据えた長期的なボランティア育成が可能かどうか精査してまいりたいと思っております。

次に、5点目の景色を楽しみながら読書ができる環境づくりや、カフェや飲食店が隣接し一日中利用したくなる図書センターの運営は、についてお答えをさせていただきます。

居心地のよい空間づくりは、来館動機の形成と長時間の滞在を促進する要因となります。カ

フェや飲食店との隣接につきましては、現在の施設では難しいというのが現状でございます。社会教育施設としてのいろいろな制約の中で、新たな視点を探りながら、相乗効果なども含めて可能性を探ってまいりたいと思っております。なお、現在の図書センターの読書スペースの環境向上については、利用者の意見を聞きながら、できることについて模索をしてみたいと思っております。

以上、1問目への回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 2問目の。

○教育長（大槻泰弘君） それでは、2問目の、2点目の御質問。予防の観点から、学校現場での子宮頸がんを含むがん教育の考えを伺う、これについても、この場でお答えをさせていただきますと思いますが、よろしいですか。ではよろしく願いいたします。

初めに、小中学校の学習指導要領の取扱いについてお話をさせていただきます。小学校では、第6学年及び第5学年、体育の保健で病気の予防についての理解が盛り込まれてございます。病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境が関わり合って起こることを学びますが、特定の病気を取り上げた指導までは明記はされてございません。中学校では、疾病の予防について、主体の要因と環境の要因が関わり合って発生することを学ぶことなどから、教科書でもがんの予防について取り上げられてございます。

現状として、本町の小学校では、各学校の教育課程の中で取り組んでいる学校もあれば、取り組んでないところもございます。中学校ではがんについて、保健体育の健康な生活と疾病の予防の単元で、がんの予防、早期発見、治療、がん患者に対する理解と共生などについて、一般的な学習をしてございます。今回の子宮頸がんのような特定がんに関する教育の実施につきましては、今後の学習指導要領の動向を注視してまいりたいと考えてございます。

以上、2点目の回答といたします。よろしく願いします。

〔教育長 大槻泰弘君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 第2問、HPV関連の疾病予防対策は、の1点目及び3点目について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、私からは、2問目の御質問、HPV関連の疾病予防対策は、についてお答えをさせていただきます。

1点目、今後の定期接種対象者へのHPVワクチン接種の対応と、男性へのワクチン接種の考えを伺うについてお答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、国では、令和7年8月に新たに9価HPVワクチンの効能効果に肛門がんの予防などを追加し、男性の接種についても薬事承認をしております。また、男性がHPVワクチンを接種することで、本人やパートナーへのHPV感染防止と社会全体の感染リスクの低下につながるものと期待をするものでございます。

初めに、御質問にありますHPVワクチンの定期接種対象者への対応につきましては、個別通知による接種勧奨やホームページ及び広報などで、子宮頸がん予防の重要性と、ワクチンの有効性について引き続き周知を図ってまいります。

次に、男性へのワクチン接種につきましては、現在、国において男性に対する定期接種化を検討するに当たり、接種回数や予防の対象となる疾病及び安全性について引き続き研究を進めているところでございます。

町といたしましては、今後の国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

そして、3点目の御質問、子宮頸がん予防に関して、国は2024年度から細胞診に加えてHPV検査を公的検診として導入できるとしている。本町の考えを伺うについてお答えをさせていただきます。

本町の子宮頸がん検診につきましては、現時点において細胞診検査による子宮頸がん検診を実施しております。HPV検査については、その有効性が報告されており、将来的な導入が期待されているところであります。また、国のがん検診に関する指針においては、令和6年度からHPV検査は公的検査と位置づけられました。しかしながら、HPV検査につきましては、宮城県内の医療機関での実施体制が、現時点においては整っていない状況であります。

本町としましては、現時点において、現行の細胞診による検診を継続し、受診率の向上に努めているところであります。今後は宮城県内の実施体制及び国や近隣自治体の動向を注視しつつ、導入自治体における実績の評価や課題等を参考に研究を進めてまいります。

以上、熊谷議員への回答とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 熊谷明美議員。

○8番（熊谷明美君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、図書センターの利用促進、それから利用拡大についてでございます。町の令和7年度実施計画の中で、図書センター事業について、知識と教養を深め、読書に親しむ機会を提供する図書センターによる本の貸出しや読書感想文コンクールを行います、とあります。実施計画

だけでなく、図書事業独自の図書センター事業計画は立てているのか、伺いたと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちら図書センターなんですけれども、毎年、年間計画ということで立てて、それに基づき行事等の実施を行っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷明美議員。

○8番（熊谷明美君） 私、北海道の美瑛町と石狩市に、先月10月末、先々月になりますね、末に行きました。図書事業の視察研修ということで行ってまいりました。石狩市は、石狩市市民図書館ビジョンを作成し実施しておりました。また、美瑛町は本町よりも人口が少ないんですが、大変大きな図書館を建てられておまして、その中で美瑛町図書館事業計画を策定し、令和7年度は23項目の事業に取り組んでおりました。

本町においても、今、計画的に行っているということでございますが、なかなか図書センター事業としての単独の事業内容が見えてこないと思っておりますが、本町といたしましては何事業ぐらい、1年間に行われているのかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 図書センターとしての事業でございますけれども、こちら、毎月おはなし会等は公民館のキッズルームと、あとは子育て支援センターで毎月行っております。そのほかに、ブックスタートということで、乳児に図書のプレゼントという形をさせていただいております。そのほかに、年度末に向けてです、これからなんですけれども、読書感想文の文集の製作に取り組んでいるという形になっております。

また、直接的な事業ではないんですけれども、やはり利用者が来やすい、来て楽しいという部分で、職員のほうでディスプレイを考えながら、環境づくりを行っているというところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷明美議員。

○8番（熊谷明美君） では、それに御回答に引き続いての内容でございますので、2問目に移りたいと思います。

確かに、本町の図書センターでも、例えば先ほどちょっと新刊が少ないというようなお声もあったということでございますが、いろいろ情報を見ますと、新刊入りましたよとか、定期的に購入されているなということは確認させていただいております。この情報発信もされてお

ますし、今お話があったおはなし会やブックスタート、それから読書感想文コンクールなども実施されておりますけれども、美瑛町に関しましては、1年間、ちょっと汚いですが、このくらいやっているんですね。それも全部、分野に分かれて、いろんな催物を年間通じて、これは図書館での事業です。例えば中央公民館とか、うちで言えば生涯学習センターとか、そういうところではなくて、図書館事業として住民の方々が常に図書館を訪れてほしいという思いがあつての事業というふうに、私は感じてきたところでございます。

そういうところを見ますと、大分今の御回答を見ますと、マンネリ化しているなど感じております。例えば、ブックスタート、毎月されているということでございますけれども、このブックスタート、例えばどのように告知されているのか。また、来られない方にはどのようなサポートをしているのか。それは本町としてはどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） ブックスタートにつきましては、乳児健診のときに行うということになっておりましたので、御案内は直接こちらではしてないんですけれども、乳児健診の担当課に本をまずお預けしまして、来たお子さんというか親にお渡しいただいているという形でございます。その健診に来られない方には次回とか、そういう形で全ての方に手渡しできるような体制は整っておるところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 塩竈市をちょっと聞きましたところ、ブックスタートで来られない方に関しましては、本をそこのお宅に持っていくということをされているということなんです。なかなか保健師とかそういう方々が訪問しても話ができない状態の御家族でも、本を持ってきましたよということで、そこのお宅の方、特にお母さんとお話をする機会を設けることができたという実績もお伺いいたしました。やはり、来る方はいいんですけれども、来られない方への対応というか、やっぱり例えば児童虐待とかの防止にもつながってくるのではないかな。結局、保護者と面と向かって話する機会を多くつくるということも大事だと思いますけれども、例えば、ブックスタートで来なかった方、セカンドブックスタート、2回目の本をプレゼントするとか、そういう形の工夫をすべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） まず、セカンドブックスタート、こちらについては今の段階で

は、まだやる、やらないの検討も入ってないところでございます。健診に来られなかった方に対しての直接というところなんですけれども、そちらはその健診の担当課と、今後話する必要があるのかなと、今、お話を聞いて思ったところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） まず、北海道のせっかく行ってきて、視察をしてきましたので、例えば美瑛町では夏のイベントとして図書館祭りを開催し、その中で、子供の古本市やお話会、七夕会などを開催しておりました。これは一部です。それから冬のイベントでは、図書館クリスマス会や書き初め、それからワークショップ、そのほかにも古本市や図書館の利用促進するため、ボランティア団体と協力して図書館フェスティバルの開催など、どうしたら町民の皆さんが図書館を気軽に利用していただけるか、工夫に工夫を重ねておりました。

本町についても、やはり今の現状では、大分マンネリ化していると思いますけれども、今後の図書センターの運営として、新たに何か計画するとか、そのような前向きな考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 先ほど教育長が答弁したとおりなんですけれども、図書センター単独でいいのか、あとはやはり職員の数というところもありますので、中央公民館との共催が、連携の開催がいいのか、そこら辺は検討する必要があるのかなと思っております。あとはそのスペースが一番問題なのかなと思っておりますので、限られたスペースでそういったイベントができるかどうかについても、協議させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 確かに大きな問題、スペースの部分もあるかなと思います。うちのほうは生涯学習センターまつりがありますので、同じようなことするのかわれそうだなと思いつつながら、私も考えさせていただいたんですけれども、やはり今後、ちょっと話は飛んでしまえますけれども、仮称の七ヶ浜健康福祉センターも新しく建てられるということで、老人福祉センターの考え方もいろいろと今後あるかと思うんですけれども、その中にやはり図書センターがああ広い、あそこ奥まったところがいいのかどうかというのも、検討すべきではないかなと私は思っております。あの中で、町民の方に来てよ、お祭りするから来てよって言っても、なかなか難しい環境ではないかなと思いますので、そのスペースに関して、それから内容も関し

て、やはり考えをもう少し柔軟にしながら、どうやったらやっていけるかということを考えるべきだと思っております。

この間、私、ちょっとテレビを見たときに、個人、本の交換会みたいなのがあったのをちょっと見ました。それは、必ず対話をしながら本を交換するというような内容でした。やはり、ただ図書館に来て黙々と本を読むとかというのではなくて、本を通してそのように対話する、それから自分が勧める本を、こういう本だよということで説明をしながら交換をするというような話の内容のものがありましたけれども、こういうことも今の世の中にとってはすごく大事なことではないかなと思います。やはりいろんな企画の中で、こういうことも大事じゃないかなと感じたところでございます。内容的には今後ぜひ考えていただきたいなと思います。

次に、フリースペースのことです。こちら、石狩市はもう大変、市ですので、大きな図書館でした。美瑛町に関しましても、人口の割にはすごい大きな図書館で、町外の方も利用するというようなことでもございましたけれども、やはり子供たちや学生たちが、読書や勉強するために放課後や学校帰り、多く利用していると聞きました。中高大生は試験の前になると、フリースペース確保のために並ぶこともあるそうです。結局いろんなことを調べたりなんかするときに、図書館に置いてある資料なんか調べながら勉強するというような工夫もされておりますので、大変そのフリースペース、人気だそうでございます。

本町でも、小学生の声で通学路沿線に勉強できる場所が欲しいというような声もありました。大人でも何か調べ物をしたい、勉強を静かな場所で、環境でしたいとか、いろんなことを思っ
ていらっしゃる方がいると思います。広く明るい場所で学習をする環境としましては、ぜひ、今の図書センターではなくて、場所の問題になってきますけれども、やはり工夫すべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。その件に関しましては、フリースペースです。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 生涯学習課として、ちょっとその図書センターについての回答させていただきますけれども、今現在、フリースペース、うちで言いますと、学習室になるかと思うんですけれども、そちらはやはり学生さん、多く利用していただいております。今年度の前半でも、学生さんだけで1,000人近く来ていらっしゃいます。平均的に言いますと1日間、六、七人から七、八人ぐらいかなと。多いときですけれども。全部23席、学習室にあるんですけれども、そこまで一般にはなっていないというのが現状でございます。ただ、図書センター自体が5時で終わっていますので、今議員がおっしゃったように、放課後來て図書センターの本を見て調べるというのはちょっと困難だと思うんですけれども、その部屋、Wi-Fiはつ

ながっておりますので、そちらで対応していただいているというのが現状でございます。ですので、教育長が答弁したとおり、利用可能な部屋の確保につきましては、今現在は十分間に合っているのかなというところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 人数だけで間に合っているのかなというところではなくて、いかに利用しやすいか、利用してもらえるかという環境整備を、やはりこちら側でしていかないと、来る方というのは、例えば私が中学校とか高校生の、高校は町にないですけども、うちの図書センターで勉強したいなとなったときにちょっと困ったところで、そして確かに23席あるということでございますけれども、やはり環境が、やはり勉強したいという環境にはなかなかかなりづらいのではないかなと思うんです。やはり、ぜひほかのところの図書館とか図書センターとかに行っていただきたいなと思います。

紫波町も、昔は本町のように大変狭くって、本の冊数も少ないようなセンターの図書センターだったんですが、十何年ぐらい前ですかね、図書館として大変大きく広くスペースを取って、町民の方々にも学生たちにも利用してもらえる。また、司書もいろいろ動きがあって、これ後から出ます、言いますけれども、大変細工のいい図書運営をしているなと思っておりますので、ぜひ本町のあの図書センターだけでよしとするのではなくて、いかにやはり町民の方々に利用したいなと思ってもらえるか。その辺のことをぜひ考えていただきたいと思います。

今の、話は移ります。今の社会情勢を見ますと、様々な情報があふれて、何が正しいのか分からない、また間違った情報やうそ、そのようなことがいかにも本当のようにネットで流され、信じてしまう人たちが多くなっております。日頃から利用し得る図書センターで知識の向上を図ることは、正しい情報を得る場の一つとなると思います。

石狩市図書館や美瑛町は、道立図書館で実施している電子図書館の周知や、電子図書館の利用促進について取り組んでおります。本町も調べ物の支援やデジタル資料閲覧サービス、電子書図書など情動的には冊数が少ないですので、本町の図書館、図書の内容だけではなかなか調べ物が十分だということまではいかないのではないかなというところで、ぜひ宮城県の図書館とか、国立の図書館と連携しながら、情報収集ができる体制、それから読みたい本がスマホと連動して見ることができるとか、そのような体制を構築する必要があるのではないかなと思いますが、この件に関しては、見解はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　うちの公民館図書室としての図書センターですけれども、近隣、多賀城市図書館だけではなくて、広域な図書館、図書室、そちらとの連携は取れておりますので、今後、議員がおっしゃった電子図書とか、今現在でも本の貸出しとかはできる、やっている状況なので、今後電子図書ができるのかどうか、そのほかの市町村の確認を取りながら、いいものは取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○8番（熊谷明美君）　そうなりますと、ネット環境が必要、十分にネット環境が必要になってくると思います。補正にも、W i - F i のことが載ってございましたけれども、この図書に関して、十分に公衆無線LANといいますか、環境というのは整えられて、十分に活用できるのかどうか確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　今、現在図書センターにつながっているものがTRCといいまして、本の大本の会社との情報の共有はされていますけれども、他市町村との部分についてはまだまだの先のご話でございます。今、先ほど言ったように電子図書等がいいものだと、ただそういったネット環境も充実しないとできないというところがございますので、あくまでも参考として情報共有させていただきたいと、他市町村と進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（安倍敏彦君）　熊谷議員。

○8番（熊谷明美君）　ぜひ、前向きに考えていただきたいと思っております。

次に、3点目でございます。読書通帳でございます。読書通帳に関しても私、2020年12月の一般質問で御提案をさせていただいたところでございます。美瑛町に関しましても読書通帳を導入しております。小中学生は中学生以下、乳幼児も全部含めてですが、読書通帳を無料で発行しております。読書活動に関しましては、図書館とそれから学校図書と連携しております。本が読んだ冊数が216冊になると好きな本をプレゼントするというシステムになっております。大人に関しましては1冊300円という有料ではございますけれども、自分が読んだ本の履歴や、それからいつ頃読んだのとか、そういう履歴を見ることができるということで評判がいいということでございますけれども、再度伺いますが、この読書通帳を導入し、子供たち、それから大人の方々も、読書にますます親しめるような考えはないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 読書通帳については、先ほど言ったように読書の履歴を可視化できると、あとは本を読んだ冊数が増えるところで学習意欲が継続するということの重要性はあるかと思います。ただ、こちらの整備するに当たってはやはりある程度の金額がかかりますので、周りの市町村の状況、北海道のほうの情報はちょっとなかなか取れませんけれども、多賀城なり塩竈のほうも今年の4月から開催、実施しておりますので、そこら辺も含めて情報は収集させていただいて、今後につなげていければと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 多賀城市はしばらく、もう多分10年くらいになるんじゃないかなと思いますけれども、読書通帳発行しております。塩竈市もそういう同じで、通帳、導入されたということで、ぜひ近隣市町も行われていることで、やっぱり金額がかかるというのは機械ですね。ATMみたいな、ああいう機械がまず導入しなきゃいけないので、その辺は大変予算が必要じゃないかなと思いますけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして4点目に行きたいと思います。

司書の成り手不足でございます。これは本町の司書は今2名ですかね、ちょっと図書センターに一応常駐されている司書ですけれども、図書センターが町民の皆さんの中で、どのような施設なのか。先ほど評判のいいところとちょっと不便だなというところがあるということでございますけれども、ただ本があり、読書する場所なのか。そうではなくて、知識や情報、教養を得る場所であるとともに、人と人との交流の場として考える時代だと思っております。司書の評判も、対応の評判もいいということでございますけれども、美瑛町に関しましては、職員が11人、これは指定管理ではなくて、全部町でやっているということで、その中にも司書が多くいらっしゃるということでした。どちらも司書の成り手不足の解消するために、やはりボランティアを集って司書のお仕事のサポートをしてもらっているところを見てまいりました。

一般的に、図書司書の仕事というのは、本の貸出し、返却や利用者の登録など、カウンター業務のほかに、本の選定、発注、本の修理、本や情報を見つけるお手伝いするレファレンスサービス、イベント、サービスの企画、小中学校への図書司書の定期的な派遣、地域に根差した図書館運営をすることなど様々あります。本町の司書は、今、どのような体制で、学校に対してもどのようなフォローしているのかその辺を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今現在、図書センターにお勤めいただいている会計年度の職員なんですけれども、1人、ちょっと都合でお休みになってはいますけれども、2人でございます。1人が司書の資格を持っていると、今、議員がおっしゃったようにレファレンス等も、その司書の方を中心にやっていただいているというところなんですけれども、学校とのやりとりなんです。基本的には直接、通常的にやり取りというのはやってないというのが現状でございます。当然、職員が少ないというところが原因の一つでもあるんですけれども、図書センターの運営については、公民館の職員も協力させていただいておりますけれども、基本的に司書を中心に情報をいただきまして運営しているというところでございます。

ボランティアによるサポートというところなんですけれども、うちの読み聞かせのボランティアいらっしゃるけれども、やはりそちらから協力をいただいているところもございまして、そこら辺はうまくいっているのかなというところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 将来の司書の成り手を考えたときに、この司書としての仕事、例えば中学生とか小学生の高学年の児童生徒が、司書体験といいますか、そういうことで、例えば本を修理するとか、それから図書館に関してのお祭りを企画するとか、そういう形で司書のお仕事を体験するというようなことを、司書養成講座として行っておりました。やはり、将来とっても本が好きだとか、将来的に本に関わる仕事をしたいとか、そういう児童生徒さんもたくさんいらっしゃるらしくて、やはり司書養成講座も大変好評だというようなことでございます。

本町でも、やはり大人に限らず、確かに2人という司書というか、大変少な過ぎると思っております。やはりサポートするためにも、また将来的に司書になってもらうとか、本に関わる仕事をしてもらいたいとなったときに、やはり小学高学年とか中学生とかまた高校生とか、そういう方々司書の養成講座とかそういうのを対象に開いて、お手伝いしてもらうとか、そのような考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 受け身ではあるものの、先月ですかね、向洋中の2年生が職場体験で図書センターに来られました。その際にやはり、本の選書だったり整理だったり、あと本の修繕ですか。それも含めあとは接客を体験していただいたという現状がございまして。ただ、養成講座というものはちょっと今まで開いたことはございませんので、ちょっとこちらは情報

を探っていきたいと思います。ただ、議員がおっしゃったように、今現在職員が2名ということですので、そこら辺も含めてちょっと養成講座の情報は探っていきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、5点目に移りたいと思います。ある町民の方から、七ヶ浜は風光明媚なところで、これを全面的に出していくべきだ。このすばらしい景色を眺めながら図書館があると、町内外の人の行き来が多くなるのではないかとの御意見をいただきました。その方はどうしたら七ヶ浜が魅力的な町になれるか、住みよい町になるのか、交流人口が増えて潤うのか、様々考えていただいているなど実感いたしました。

確かに、今の状況ではなかなか、カフェとかそういうのは難しいかなと思うんですけども、小さいお子さんが、例えば全天候型でどこか遊び場があるかとなるとなかなか難しい。あと本を読み聞かせするためにも、どこかないかなとなったときにやはり、一日を通してお昼はちょっとどこかでパンを買うとか、お茶を飲みながらとかって言いながら、一日利用できるような、そのような図書センターというの、理想的だなと思いますし、例えば、町長がおっしゃる逍遥の道ですね。その先に例えば空き家があってそこに図書を置いておいて、そこでちょっと本を読みながら海の景色を見るとか、そのような柔軟な考え方で図書に親しむようなこともできるのではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） お答えさせていただきます。私のほうは回答が、全く今の建物に対しての回答だったものですから、今おっしゃったように逍遥の道まで延びるのはちょっと想定しなかったところはあるんですけども、もし可能であればそういった部分は、昔、移動図書とかというのもございましたので、可能であればということなんですけれども、ただそこら辺につきましても今後の状況を見ながら考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） やはり人手不足とそれから柔軟なアイデア、対応というのが大切だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、2点目に移りたいと思います。HPVワクチンの周知方法に関しましては、先ほど町長から御答弁がありました。今までの中で、HPVワクチンは3回接種でございます。2回目と3回目の接種は、3か月以上の間隔を持たなきゃいけないということでございます。

厚生労働省の公費によるHPV接種についてのページを見ますと、2024年度夏以降の大幅な需要増により、HPVワクチン接種を希望しても受けられない方がいらっしゃいました。そのために、2024年度末までに接種を始めた人は、全3回を公費で完了することができますよとなりました。特に、キャッチアップ接種に関しましては、2026年、来年の3月まで公費で完了できるということになっておりますけれども、本町においての対象者、いるのか、いないのか、その辺の回答を伺いたいと思います。キャッチアップのほうの、来年の2026年3月までの対象者についてお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ただいま御質問にありました2006年までのキャッチアップの対象者、1回でも打ってれば、公費対象になる対象者ですけれども、今ちょっと手元に資料がないため、回答はできませんので御理解願います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） いるかないかも分からないということで、今の時点では分からないことでです。人数は通告していませんので、分からないのは分かりますので、いるかないかだけではどうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 対象者はおります。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 接種率は全国的に毎年増加しておりますけれども、地域差が生じているようでございます。令和6年度末の全国の接種率を見ると、高校1年生相当のキャッチアップの方は50%、標準接種年齢の中学1年生の修了時点、25%となっております。現状の取組だけでは、やっぱりほかのA類予防接種並みの接種率に近づけることは大変困難でございます。

接種率アップに成功した都道府県を見ますと、宮崎県と山形県が1位と2位でした。これはやはり何がこのようになったかということ、過去に宮崎県は子宮頸がんの罹患率と死亡率が全国1位だったんですけれども、これではいけないということで、やはり個別通知とか、そういうものを回数増やしたり、やはり周知活動を大変充実したということでございますけれども、本町におきましては、先ほど町長の答弁にありましたように、個別通知、1回のみかなと思いますけれども、それからあとホームページ等で広報したいということでございますけれども、これ以外で、周知を図るということを考えているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 周知につきましてですが、今現在、個別通知を、対象になる年度の1回と、あと最後の年度に1回、2回通知しております。そのほか、今、議員もおっしゃいましたとおり、町のホームページ等、広報で使える媒体は全て活用しまして、周知のほうは行っているという状況になっています。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 結局、トータル年2回ということでございますけれども、やっぱりなかなか接種率が上がらないというところで、宮崎県なんかは年4回行っていますし、全学年に接種勧奨を行っているようでございます。本町にただ回数を増やせばということではないですけれども、やはり周知の工夫が必要ではないかなと思っております。

続きまして、9価ワクチンの男性への接種でございます。これに関しましては、特に男女双方にワクチン接種をして予防することで、子宮頸がん等々のそれぞれの予防ができるということでございますけれども、この9価ワクチンを3回接種すると約10万円という高額な金額になります。現在、60の自治体で任意助成を実施しているところがございますけれども、本町として独自で助成をする考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 男性への接種についても認められているということですが、今現在、国において、中咽頭がんなどの予防効果の、まだ根拠づけというのが限られているというところもあり、まだ研究段階と、定期接種にするには研究段階だということですので、町といたしましては国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では次に、2点目に移りたいと思います。学校教育で、子供の頃からがんに関する正しい知識を持つことが大切であります。本町におきましては中学校で教育、保健体育の教科で行われているということでございますけれども、がん、学習要領に基づいているということでございますので、がん予防を含めた健康教育を実施していると認識いたしました。宮城県では、第4期宮城県がん対策推進計画に基づいて、学校でのがん教育を支援するために、専門医師等の外部講師を紹介する体制を整えております。

本町に関しましては、この体制を活用する考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問でございます。県のほうでドクターの協力体制があるということなんです、必要に応じて、その辺は知識としてちょっとなかったんですが、

その辺は今から情報仕入れて、それは必要に応じて対応していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） その必要に応じてというのは、どのような声を聞いて必要だなという判断するのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

知識として今ちょっとなかったもので、その辺をシステムのところ、仕組みのところをしっかりと確認しまして、そして制度等を活用できるということであれば活用していきたいと思っておりますので、そこは今からしっかりと調べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） まず、HPVワクチンについて、接種についてでございますが、これは小学校、それから中学校の、高校1年生相当の方までが対象なので、教育現場でもやはりこれを無視するというわけにはいかないと思うんですけども、例えば児童生徒がやはりワクチン接種することでがんを防げるという情報を得たときに、ワクチンを受けたいなと思っても、例えばその保護者さんだったり、副反応が怖いとか後遺症が怖いとなったときに、なかなか積極的にできないとか、子供がしたいなと思っても親御さんができない、ためらっているとかその辺のところでの格差が出てくるという心配も出てくると思いますけれども、その辺は学校としては特に対策は考えていないのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 最後の答弁。大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） どうもありがとうございます。課長がお話ししたとおり、情報を初めて聞いたというようなところの段階でございますので、そこを踏まえた上で、これからいろいろな情報を整理していく必要があるかなと思ってございます。特に、やっぱり学校の専門機関である養護教諭、それから学校保健会、それから学校医師、この辺との情報共有からまずスタートなんじゃないかな。その中で同時に、やっぱり職員間の中で子宮頸がんというものがあるということをお知らせを、職員会議とかさせていただきながら子供たちの声をやっぱり拾っていき、その窓口になっていくのが養護教諭、そして学校保健会、そして学校医というような流れになるかと思っております。

何しろ私たち専門外の部分でもございますので、なかなか不用意に手を出すのは難しい部分

もございますけれども、専門医と判断というか、知識を得ながら子供たちに利益にならないようなことにならないように、保護者も含めてこれから進んでいきたいと思っております。

以上です。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（安倍敏彦君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時40分より再開いたします。

午前11時26分　休憩

午前11時40分　再開

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

次に、6番鈴木恵子議員の質問を許可いたします。鈴木恵子議員、発言席に御登壇願います。鈴木恵子議員。

〔6番　鈴木恵子君　登壇〕

○6番（鈴木恵子君）　日本共産党の鈴木恵子です。ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、2点について伺います。

第1の質問は、緊急通報システム事業の現状を踏まえ、利用促進を求めるものです。

第2の質問は、訪問介護サービス事業所人員確保に向けての支援を求めるものです。

それでは第1の質問、緊急通報システム事業の現状を踏まえ、利用促進について。令和6年度主要な施策の成果等で、自宅取付け型が17人、携帯型が2人の実績でした。経年的に見ますと短期間なんですけれども、令和4年は16人、令和5年は17人で、令和6年は19人となっております。本システムは、七ヶ浜町独り暮らし老人等緊急通報システム事業実施要綱の在宅の独り暮らし高齢者が、自宅での急病や事故等の緊急事態に迅速な対応ができる体制を整備して、日常生活の安全確保と精神的な不安を解消することを目的としているシステムです。そこで、以下4点について質問します。

1点目、本事業の対象者は何人いると見えていますか。

2点目、対象者数に照らして、現在利用者数19人ですけれども、十分と認識しているのでしょうか。

3点目、令和6年度から始めた携帯型はどのような検討を踏まえて、要するに今までの自宅取付け方は自己負担ゼロです。ところが、携帯型は自己負担額月額500円を徴収することになっていますが、どういう検討経過で徴収することになったのでしょうか。

4点目、対象となる方への周知利用をどのように行っているのでしょうか。

以上、4点です。

第2問の質問、訪問介護サービス事業人員確保に向けての支援についてです。今年2月に厚生労働省は、その確保に向けての施策を公開しました。県内でも、介護事業所のない自治体、ゼロの自治体は2自治体です。1か所のみ自治体は6自治体となっています。七ヶ浜町内には5事業所ありますが、ある事業者から、ニーズに対応するためのスタッフの確保が大変だ、新人の訪問に同行しながら一応対応しているけれども、本当に回すのに大変だ。これは七ヶ浜町内だけではなくて、ほかの町外の事業所に勤めている方からも同様の状況であるというのをお聞きしています。それで、2点について求めます。

1点は、町内の同事業所、訪問介護サービス事業者の人員確保及び経営について、どのように町は把握していますか。

2点目、町としてどのような支援を取り組んでいますか。

以上、2問について町長からの回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、必要な人に緊急通報システムの設置を、第2問、訪問介護サービス事業への財政支援を、について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、6番鈴木恵子議員の1問目の御質問、必要な人に緊急通報システムの設置を、についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、本事業の対象者は何人いると見ているのかについてお答えをさせていただきます。

緊急通報システム事業については、主に独り暮らしでおおむね65歳以上の虚弱な方や、独り暮らしで身体障害者手帳1級または2級を所持する方等が事業対象となります。対象者の詳細な人数は、個別の事案に応じて異なりますが、本年4月1日時点で、町内の独り暮らしの65歳以上の方は940人、同じく身体障害者手帳1級または2級を交付されている方は350人おります。

次に、2点目の御質問、対象者数に照らして現利用者数は十分と認識しているのか、についてお答えをさせていただきます。

緊急通報システムの利用者は少ないと認識しております。これまで高齢者の見守り訪問等においても、幅広く周知をしてきましたが、導入にまで至らないケースも多くございました。今後、緊急通報システムの制度を広く周知できるよう検討していきたいと考えております。

次に、3点目の御質問、令和6年度から始めた携帯型の自己負担額を月額500円とした根拠は、についてお答えをさせていただきます。

近年、携帯電話の普及に伴い、固定電話を保有しない方が増えております。これまでの緊急通報システムはN T Tの固定電話に取り付けるため、自宅に固定電話を持たない方は利用できませんでした。そのため、令和6年度から携帯式の緊急通報システムを導入いたしました。携帯型は固定電話取付け型より管理委託料等が割高になることから、導入に当たってはほかの自治体の動向も参考にしながら、月額500円の利用者負担額を頂いております。

次に、4点目の御質問、対象となる方への周知利用をどのように行っているのか、についてお答えをさせていただきます。

緊急通報システムの周知につきましては、広報紙やホームページ並びに見守り支援員が訪問の際に、制度の詳細が掲載されているチラシをお渡ししながら、説明して周知を図っているところでございます。

以上、鈴木恵子議員の1問目の回答にさせていただきます。

次に、2問目の御質問、訪問介護サービス事業への財政支援を、についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、町内の同事業所の人材確保及び経営についてどのように把握しているのかについてですが、現在、鈴木議員、お話しされたとおり、訪問介護事業所は町内に5事業所ございますが、現時点では人材確保や経営状況について、町として詳細は把握をしていないところでございます。しかし、全国的には、介護事業所の人材不足や介護報酬の改定等により経営状況の課題が懸念されていることは承知しているところでございます。

2点目の御質問、町は同事業所の経営状況に対し、経済支援が必要と考えているのかについてでございますが、介護事業所の安定的な運営は、介護保険事業や地域包括ケアの推進を図る上で重要であります。介護サービスを必要とする要介護者にも影響が及ぶことが危惧されることから、国などの動向を今後も注視していきたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 今、第1問の質問の1番目に関する再質問です。独り暮らしでおおむね65歳以上の方でということで身体障害者も含めて1,290人ですか、いますよということだったんですが、このような視点で、要するに独り暮らしが94人、身体障害1級、2級が350人というところで、本当にどのような、当局が報告された人数は、単純に年齢だけで捉えた人数なんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

こちらの制度、まず制度の対象者なんですけれども、おひとり暮らしでおおむね65歳以上の虚弱な方、本年の七ヶ浜町の4月1日時点でのおひとり暮らしの方だけで申しますと、940人おいででございます。2番目としまして、ひとり暮らしで身体障害者手帳の1、2級をお持ちの方、こちらに関しましては350人いらっしゃいます。あと、また同居人の方が身体障害者の方や、疾病もしくは高齢のために身体が不自由な場合で、就労もしくは就学によって不在となる方で手帳の1、2級をお持ちの方などが対象の要件ということになります。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうしますと、次にやっているところで、避難行動要支援者というのがありますよね。令和6年度主要な施策の成果等では、1,838人と報告されています。これは各行政区ごとに細かくひとり暮らしも把握されながら、何かあった場合にはすぐお声をかけたり呼びかけたりしながら、避難を誘導する方だと思いますが、ここでひとり暮らしでおおむね65歳以上の方は何人いると見えていますか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 大変申し訳ございませんが、そちらに関しましては現在把握はしてございません。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、第1の質問の3に関する質問です。緊急通報システムのことについては、固定電話より携帯のほうが委託料が割高というお話がありました。令和6年度の自宅型取付け型の委託料は、令和6年度は30万5,910円と報告されています。携帯型は2万2,364円です。そうすると、それを1台当たりどのような換算になるかということ、自宅取付け型は1万7,995円になっております。そして、携帯型は1万1,182円になります。そうすると自宅取付け型よりも携帯型のほうが安いんですね。どこで委託料が高いという判断されたんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらの緊急通報システムの取付けに関しましては、固定型の場合ですと、月額で管理業務の委託としまして1,400円かかります。携帯型に関しましては、月額で2,500円ほどかかりますので、どうしても、その携帯型のほうが割高になるというようなことで、御利用者様のほうから負担金のほうを頂戴しているというような形になります。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうすると、2,500円、1,400円と2,500円で委託料が高いというのは、全部委託料に入っている額ではないということですか。要するに、単純に業務委託料を割り算すると、自宅取付け型は1万7,995円で、携帯型は1万1,182円の1台当たり、それとは違うんですね。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 委託料の部分もございしますが、もし何か緊急な場合があった場合に、緊急の対応の出動費用というのもございまして、こちら固定型ですと3,000円、あと携帯型ですと1万円というようなことで負担させていただいておりますので、そういったところでの違いもあるかなと感じております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） ちょっとまだ私の中で整理されてないんですけども、とにかく高齢者の場合に、身近にも近所で分からなくてお風呂で亡くなったって人も聞きます。要するにいつどういうふうになるか分からないし、倒れた場合に、何ていうのかな、治療の、心臓とか血圧とか治療の中で気を失う方もいます。そのままぱたん倒れ、そして気がついたらなるというときで、自分で通報しなきゃいけない場合も、できる人はするし、あとはドアが動かないみたいな感じで察知するやり方もあるんでしょうけれども、どちらにしても高齢者の方が今、物価高騰の中でそれに追いつかない中で、介護保険料や光熱費等の値上げもあります。年金の生活のやりくりも大変だという声も聞きます。日常生活の安全確保を目的としているならば、やはり自宅取付け型と同様に携帯型の自己負担もなしにする考えは考慮されないのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 利用者の方が、こちらの制度は継続して安心して利用できるよというところで、こちらの制度のほうを活用させていただいているところなんですけれども、自宅取付け型については、やはり携帯型のほうがどうしても金額のほうが高くなってしまいうというところで、利用者様のほうから御負担いただきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） では、④に関する質問です。令和6年度の七ヶ浜統計書調べによると、在宅65歳では940人ということが、毎年増えているんですけども、それと併せて検診の調査をするときに、65歳以上にアンケートを取っていますね。外に何回出るかとか、買物ができるかとか、認知症の関係のところもあるし、とにかく私も対象になっているのでアンケートには

書いて出すんですけれども、その把握データとのクロス集計して、本当に必要な人の絞り込みというのは、そういう統計の取り方はされているのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今おっしゃられたような形ではやってはおりませんが、長寿社会課の包括支援センターのほうでは、町内にお住まいの方で介護保険にちょっと手前の方々とか、あと介護保険の利用されていない方、そういった方々に対しまして訪問の活動しております。その中で必要な方、必要だと思われる方に関しまして、制度の案内のほうはさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 高齢の方は今まで一生懸命なって生活して、今現在に至っています。自分の判断だけで、要らない、必要というところが、非常にプライドを傷つけるところもあるかもしれませんが、第三者の判断、要するにサポートというのをどのような、要するに家族の、一緒には同居してないけれども、家族との連携との中で、何ていうか、利用の促進というのは考えていますか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） おっしゃるように、御高齢の方で御案内してもなかなか利用に結びつかない、私はまだ早いんだといった方は多くいらっしゃいます。ですが、御家族のほうとまず御相談していただいた上で、それで、若干考えていただいた上で、皆様から利用したいというような旨を御連絡いただいておりますので、今後ともできるだけ住民の方、利用者の方に寄り添った形で御案内のほう、提案していきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、第2の質問に関する再質問です。訪問介護基本報酬というのは、2024年からまた下げられました。下がるが多かったんですけれども、運営経営が本当に困難になっているというのが77%もいるという報告がされています。

町内の訪問介護サービス事業者に、私、どうなんだろうかって聞きました。あるところでは、時間が集約する時間と、要するに忙しい時間帯と忙しくない時間帯とのバランスを考えて、そういうところで業務上、公募するんですけれども、来ない。だから、結局人が足りなくて、ニーズがあっても断ることがあるというのが一つ。これは、何ていうかな、移動の支援をしているところでは、あとそれから、本当に別のところでは、職員の確保、本当に確保、本当に欲しいんだと、基本報酬がもっと高ければいいなって。しかし現実に上乘せも、今の経営上はで

きないと、ヘルパーの高齢化もある、若い人、本当に採用したいけれども、応募者がいないというところがありました。それから、別の事業所では、なかなかやっぱり、基本は職員体制が整わないので、今は施設内の介護サービスのほうにだけ対応していると、地域にはとても出る余裕がないというのが現状です。また、入所施設があると言って、あんたそこはいいっちゃって言われるけれども、光熱費等、物価高騰の中で本当に大変なんだというのが訴えられました。あと別のところでは、本当に募集しても来ない、地域からの要望があっても対応できないんだと、断ることが多々あると、有資格者というのはほかにいるんですよ。だけれども、コンビニとかほかの会社とかに勤めていて、訪問介護事業所には来ない。ケアマネもしているんだけど本当にシフトから、国からいろんな利用すると申請書類の報告とかで、物すごく大変。事務職、本当は雇いたいんだけどそれはままならないというのが現状なんです。しかも、利用者の中で、要するに高齢者の中で、自分の年金で、最初にも言いましたけれども、やりくりしているからサービスを自分でセーブしている。そして、突然キャンセルなんかもあるというところが多々、皆のところから聞かれたんです。

それで、令和7年2月5日に、厚生労働省老健局長通知でも、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱が出されました。これを受けて、宮城県も介護人材確保、職場環境改善等事業補助金制度を開始しました。町はこういった事業所が、町内だけでもこういった事業者が困っているんだというところで、これは事業所が困っているということは、利用者が当然影響しますよね。だって、利用したくてもサービスを提供できないんだから。そういうところの改善に向けて、独自支援というところではどのような取組を計画していますか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 介護保険制度の持続的な安定というところで、介護保険事業所の安定的な経営というところは必然的に、必要なことかとは思いますが。町としましては、これまでも介護保険制度に関しましての人材不足、そういった面に関しまして、国や県のほうに要望、出させていただいておりますので、引き続きそういった形で、支援させていただきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 地域を回ってみると、やっぱりみんな住み慣れた家で、可能な限り住み続けたいと思っています。高齢者が日常生活の安心確保、安心して暮らせるまちづくりを本当に望んでいるんですね。それに応えるようにやっぱり事業所にも丁寧に調査をして、今、実態はこうなんだというところ、足を運んで把握して、そして施策に町のこれは対象者に紙おむつ

の支給ありますよね。ああいう横出しのサービスが、やっぱりこう介護事業所にも求められるんじゃないのかな。それが安心して住み続けられる七ヶ浜になるんじゃないかなと思いますので、ぜひそのことをお願いして、質問を終わります。

○議長（安倍敏彦君）　ここで暫時休憩いたします。

午後1時10分より再開いたします。

午後0時06分　休憩

午後1時10分　再開

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

次に、13番仁田秀和議員の質問を許可いたします。仁田議員、発言席に御登壇願います。仁田秀和議員。

〔13番　仁田秀和君　登壇〕

○13番（仁田秀和君）　13番仁田秀和でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

大綱1問目は、局地的豪雨による冠水被害を踏まえた雨水排水対策と今後の整備方針についてでございます。

近年、気候変動の影響により全国的に短時間強雨が頻発しており、本町においても道路冠水や排水停滞などの被害が発生しております。今年10月の大雨では、町内各所で一時的な冠水が確認され、住宅の床下浸水被害や、町民バスぐるりんこが冠水区間で走行不能となるなど、住民生活や公共交通に直接的な影響が生じました。

これらの事例は、従来の排水能力を超える短時間集中降雨に対し、既存の雨水排水施設が十分に対応できていない現状を示しております。今後は、下水道事業を中心とした維持管理計画や、道路改良、雨水貯留、浸透対策などを一体的に進める必要があると考えます。また、近年は、透水性舗装や雨水貯留構造などの新技術も実用化されており、冠水抑制と環境負荷低減を両立する取組も全国で進んでおります。これらを踏まえ、町としての現状認識と今後の方向性について、4点を伺うものであります。

1点目は、冠水、浸水被害の実態と課題解決の考え方についてでございます。

2点目は、雨水排水施設の維持管理と処理能力の現状についてでございます。

3点目は、国や県補助制度の活用方針と財政上の対応についてです。

4点目は、透水性舗装などの新技術導入と、面的対策の検討についてでございます。それぞ

れ事前に通告しておりますので、内容のとおり質問させていただきます。

大綱2問目は、物価高騰の長期化を踏まえた町独自の公平で持続的な支援体制の再構築についてでございます。日本全国における物価高騰が長期化する中、本町では地方創生臨時交付金等を活用し、非課税世帯への給付金や学校給食費の負担軽減、水道基本料金の一部減免など主として生活支援を中心とした取組を行ってきました。これらは家計支援として一定の効果があるものの、対象が限定的なものもあり、中間層や子育て世帯、事業者など幅広い層に届きにくい面もあります。

一方で、他自治体では、同交付金を活用し、住宅リフォーム補助や地域消費喚起策など生活支援と地域経済支援を一体化した施策を展開しており、町民の生活実感と地域の活力を両立させているという評価を得ております。また、多賀城・七ヶ浜商工会さんからは、プレミアムつき商品券の再実施や中小・小規模事業者への経済支援の充実を図るため、町と商工会との連携体制を一層強化してもらいたいとの意見書が提出されております。物価高騰が構造的課題となる中で、町民生活の安定と地域経済の活性化を両立するために、公平性と持続性を備えた支援体制の構築が求められると考えます。以上のことから、3点について伺います。

1点目は、これまでの物価高騰対策の成果と公平性に対する評価についてでございます。

2点目は、中間層や子育て世帯も含めた実効的支援の展開についてでございます。

3点目は、商工会との連携体制強化及びプレミアムつき商品券発行事業の実施に向けた考えについてでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、局地的豪雨による冠水被害を踏まえた雨水排水対策と今後の整備方針について、第2問、物価高騰の長期化を踏まえた町独自の公平で持続可能な支援体制の再構築について回答を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、13番仁田秀和議員の1問目の御質問、局地的豪雨による冠水被害を踏まえた雨水排水対策と今後の整備方針についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、冠水浸水被害の実態と課題解決の考え方についてお答えをさせていただきます。

令和7年10月の大雨による町内の冠水、浸水被害の発生状況につきましては、1時間当たり71ミリの雨量でございました。境山、杜の都信用金庫前や七浦堤、さらには湊浜第6分団付近のぐるりんこ走行不能など、さらに東宮浜、浜辺、北下方などで冠水したと把握しているところ

ろでございます。また、地形的条件や排水経路の構造上の課題につきましては、県道が水路となり、地形上低い位置に冠水したこと、湊浜地区においては雨水排水施設の機能低下、要は清掃等の不足などがあつたと分析しております。

今後の改善や再発防止に向けては、冠水、浸水被害想定箇所について、大雨の際に雨水がスムーズに排水されるように、土砂やごみの堆積物などの除去を実施してまいる考えでございます。

2点目の御質問、雨水排水施設の維持管理と処理能力の現状についてお答えをさせていただきます。

道路側溝、集水ますについては、定期的な巡回点検、清掃により、施設の状態や問題箇所の把握に努めてまいります。平常時の巡回については、月1回、職員2名体制で行っております。内容については、町内の降雨時に冠水や雨水があふれる可能性のある箇所を重点的にパトロールし、排水状況を確認しているところでございます。雨水管等については、管渠が地中に埋まっている道路面や地表面に異常がないかなど日常的な点検を実施し、施設の状態や問題箇所の把握に努めております。七浦堤排水路や七浦堤排水ポンプ場などは、毎年清掃管理を実施しており、深川沼排水路や要害浦排水路などの堆積状況によって、3年から5年に一度、汚泥の吸い上げ回収処分を実施し、排水機能の維持に努めているところでございます。また、雨水排水施設の処理能力、いわゆる設計降雨強度ですが、1時間当たり47ミリと見込んでおり、10月のような短時間豪雨への対応については処理能力に不足があると認識しております。

そのため、令和4年に1時間当たり120ミリの降雨を前提とした内水ハザードマップを作成、配布し、危険箇所の事前把握と、日頃からの防災意識を高めるように啓発を行っております。

3点目の御質問、国県補助制度の活用方針と財政上の対応についてお答えをさせていただきます。

国の社会資本整備総合交付金や雨水貯留浸透施設整備を対象とした補助制度については、社会資本整備総合交付金事業や防災安全交付金事業の活用、併せて緊急自然災害防止対策事業債の活用もできると承知しております。

4点目の御質問、浸透性舗装など新技術導入と面的対策の検討についてお答えをさせていただきます。

新たな技術を公共施設や道路改良事業に試行導入する考えにつきましては、近年増加する局地的豪雨による冠水被害を軽減するためには、既存の排水施設による対策に加え、議員御指摘のとおり、雨水流出を抑制し、地下への浸透や貯留させる対策の導入が重要であると認識して

おります。既存の排水管の能力向上や新設が困難な狹隘道路や低地部などにおいては、この雨水抑制策が有効な手段となると思われます。なお、狹隘道路や公共施設の駐車場などを整備する際には、その効果や耐久性、維持管理の容易さ、コストなどを総合的に評価し、透水性舗装などの試行導入を考えていきたいと思っております。

また、下水道事業の維持管理計画の中でどのように位置づけていくのかにつきましては、町全体の雨水排水計画を策定し実施するためには、莫大な建設費と維持費が必要になることから、個別の事案に対し個別に対処する手法を検討する必要があると考えております。

以上、1問目の回答にさせていただきます。

次に、2問目の御質問、物価高騰の長期化を踏まえた町独自の公平で持続的な支援体制の再構築についてお答えさせていただきます。

1点目の御質問、これまでの物価高騰対策の成果と公平性に対する評価についてお答えをさせていただきます。

まず、国庫補助である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、これまで低所得世帯への給付金支給や、上水道基本料金の減免、学校給食食材の高騰に係る保護者負担の軽減を行ってまいりました。低所得世帯への給付金につきましては、交付金制度要綱等に基づき、その対象者に所定の給付金を支給したものであり、事業の趣旨に鑑み、確実かつ速やかな給付に努めたものと認識しております。

また、水道料金の基本料金減免については、所得や世帯構成、事業所か、個人かを区別せず、公共の施設を除く全ての使用者を対象としたことで、公平性を考慮した支援であったと考えております。

さらに、学校給食費の負担軽減につきましては、保護者負担の軽減につながったほか、十分な食材費を確保できたことで、子供たちに必要な栄養価の維持につながれたものと考えております。

物価高騰対策においては、交付金の制度上の要件や、限られた財源をいかに効果的に配分するかという観点が必要不可欠であると考えております。基本的には、政府の制度設計において支援が必要な方に確実に届くことを優先としつつ、地域の実情に合わせて活用できるメニューについては、できる限り公平性などにも配慮して取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の御質問、中間層や子育て世代も含めた実効的支援の展開についてお答えさせていただきます。

ほかの市町村では、議員御指摘のとおり、交付金を活用した様々な物価高騰対策に対する生

活支援を実施しております。そしてまた、地域経済の担い手である事業者の皆様との連携は、地域全体の活力維持に直結する重要な課題と認識しております。地域経済対策については、過去に実施した割増し商品券発行事業などがございますが、ある程度大規模な事業費が必要になるか、一過性にとどまらず継続して実施するとなれば本町財政負担が大きくなり、それは難しいところがございます。政府が進める施策の中で、地域の事業所と連携して実施できる対策についても模索してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の御質問、商工会との連携体制強化及びプレミアムつき商品券発行事業の実施に向けた考えについてお答えをさせていただきます。

町では、中小・小規模事業者の経営支援や新たな販路拡大など、日頃より、多賀城・七ヶ浜商工会さんと連携しながら取り組んでおります。特に、物価高騰が長期化している中で、地域経済を下支えする取組は引き続き重要であると認識しております。その中で、商工会さんとの連携体制の強化につきましては、従来の事業者向けの制度融資のあっせんや金融相談、販路拡大などの支援策に加え、多賀城市を含めた三者での連携を密にし、地域内の事業者の課題に迅速に対応できるよう体制を整えております。また、商工会さんが持つ専門的ノウハウを生かした経営相談や支援メニューを活用いただけるよう町としても積極的に連携を図ってまいります。

次に、プレミアムつき商品券発行事業の再実施についてでございますが、過去に多賀城市と共同実施した際には、地域経済の消費喚起や町内事業者の売上げ向上に一定の効果があったものと認識しております。今後、物価高騰対策に係る交付金の推奨事業メニューを踏まえ、多賀城市とも協議させていただき、地域経済や事業者等への効果的な事業の実施について検討してまいります。引き続き、多賀城・七ヶ浜商工会さんとの連携を密にし、地域経済の活性化や事業者の経営環境の改善に取り組んでまいります。

以上、仁田議員の質問への回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、1問目の1点目について再質問させていただきます。いずれにしても、今回の冠水、浸水被害への対応においては重要なのは、被害の実態把握、原因分析、そして今後の改善策を、その場限りではなく町として一体的に整理していくことだと考えます。特に、今回のような短時間の強い雨は今後も十分に起こり得るため、被害箇所の把握と分析の方法、そして、すぐに着手できる短期改善方針、下水道計画や道路維持管理計画との整合を含めた中長期的改善、この3つ、この観点が不可欠になると考えます。

これら3つの視点を踏まえまして先般、通告後になりますけれども、補正予算がウォーター P P P 等示されたところでございます。それも踏まえまして、今後どのように改善策を進めていく考えなのか。具体的に改めて伺いたいと思います。分析方法や短期改善方針、関連する計画との整合性を含めた中長期的な改善の考え方についてでございます。

○議長（安倍敏彦君） 下水道事業所長。上下水ですね、すみません、所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） ただいまの御質問に回答させていただきます。

まず、こちらの雨水排水計画全般的なところなんですけれども、平成4年に雨水排水計画を我々のほうで策定しております。その際には、事業費が80億円ほど。現在の事業で実施しようとすると、さらに大きな事業費になると考えております。そうしますと、雨水排水計画全体を立てた上で何か対策を取ろうということが、かなり現実的ではないというところから、やはり個別の案件で個別に対応していかなければいけないと考えております。

今回の状況で冠水被害がかなり、何か所かありました。そこについては町長答弁のとおり、やっぱり地形上低い場所に水がたまったこと。あとそれから、常日頃の管理、詰まっていたとかということがありまして、そこについては我々のほう、公だけで管理することは到底不可能でございます。

それによって、その対策をどうするかということにつきましては、令和4年に策定しましたハザードマップにおいて、自助、共助のところでは集水ますとか雨水のますについては、地域の住民の方、地区の方に協力をいただいて、日々の清掃とかもお願いしたいというふうな啓蒙、啓発しております。我々と皆さんとで内水対策を対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ただいまの御答弁では、ある一定の方向性は示されていると。確かに、財政的にはかなり逼迫しているという状況の中で、皆さんの自助、共助の考えを持って取り組んでいかないと、ままならないというのは理解しているところでございます。

しかし、今回の冠水、浸水被害を実際の現場改善につなげていくためには、もう一步踏み込んだ具体化というものが必要だと考えます。とりわけ重要なのは、いつまでにどの順番、その順番、優先度を持って何を行うのかという工程や、スケジュール感だと考えます。下水道や道路、そして防災対策などの関係部署が連携した検討体制、さらに被害があった地域や住民への情報共有、それと意見の聞き取りをどのような形で行うのかの3点について。まず1つ目、

短期、中期のそれぞれの段階で、いつ頃までにどのような取組を進める考えなのか、可能な範囲で具体的にお示しいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） まず、我々上下水道事業所といたしましては、まず上水道事業、それから下水道事業が主の業務になります。そのほかに、雨水対策も我々下水道の中で、雨水と汚水を事業展開しているところです。ただ一方で、どちらの事業が優先なのかということを考えますと、まずは汚水のほうをしっかりと対策した後、雨水については直接、ハード事業の整備ではなく、ソフト事業の展開で何とかならないかということで、今現在進めているところです。

ただ、今後、先ほど質問の中にもありましたが、下水道事業の工夫をするために、ウォーターPPP、官民連携というものをやっていきます。その中で、やはり我々の技術力の不足だったり、情報が足りない部分、そこはやはり民の力を借りまして、何か新たな工夫ができないかとか、何かという情報を収集してまいって実際に被害が軽減できるような、あとは経費もかからないようなもの、何かできないかというのは、今後検討していきます。

具体的にいつまでというのは示せないものの、ウォーターPPPのほうは、まず10年間の長期契約を目指して締結します。その中で下水を最初に考え、その次には下水道事業の副の事業でもある雨水のほうにも、若干計画を立てなければいけないかなと考えているところです。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 誤解を招かないために申し上げますと、まだ議案提出前だったので、ちょっと私の先走った感はあるんですけども、そういった考えを持って取り組んでいくというところは理解しました。

次に、2つ目として今回の冠水、浸水被害の改善策をより実効性のあるものにするためには、下水道、道路、防災も含めて関係する部署が、課題を共有しながら検討を進める庁内の連携体制が不可欠であると考えます。町として、並行した関係部署が連携して検討を行う場であったり、体制を今後どのような形で設けていく考えなのか。ウォーターPPPに関しましても関係する考え方だと思いますので、それについてもお示しいただければなと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 全体的な計画、全庁的なものというところなんですけれども、我々のほうでは、令和5年、その前からも横のつながりを持った会議の場を設けておりま

す。具体的には、建設課、あと我々上下水道、防災、あと昔でいうところの産業課であったりということと、雨水排水、海に出るところの出口までのところを連携しながら検討しております。ただ、具体的に何の対策ができるかということまでは、結果が出ておりません。引き続き、そこは課題として捉えたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 上程前ですので、これ以上突っ込めないんですけども、具体的にその課題解決のための連携体制を、やはりいつまでに構築していくお考えなのか。やはりそこをところをお答えいただかないと、課題解決にはつながっていかないのかなと思いますので、お示しいただける範囲で御回答いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 雨水対策については本当に今、線状降水帯とか、瞬間的なこの前降ったような雨ということで、平成4年に今、上下水道所長が言いましたけれども、雨水計画をつくりました。膨大な莫大な費用ということで、そこまでの本町でも、事業費としては対応できないということで、これまでずっと雨水の状況を見ていますと、うちの町の場合はほとんど浸水する場所が限られてきている。降雨強度にもよりますけれども、これまでうちの町は、降雨強度47ミリで設計していると。それが7年確率というね。そして震災後、それも7年確率だったか、50ミリ、47ミリで設計してその対応だということなんですけど、この前のような71ミリとなるとどうしても収れんしてしまって、ですから、全体を見直すというよりは、そういったピンポイントの場所をどうするかという、ですから強制排水にするか、もしくは例えば調整池みたいなところがそこに誘導できるのか。あとは排水関係の場所にうまく高低差とか、いろんな自然流下ができるのかとか。うちの町は私ずっと見ていて、潮の潮汐、海の干満によって全然違いますので、高潮であったり豪雨が重なると、やはりどうしてもそういったところが沿岸部へ収れんしてしまって浸水になるということで、そういった対応が必要で、今も強制排水、できるだけ事前にポンプを配置をしたりしてやっているんですけど、強度がこの前のような雨になると、もう対応し切れないというような状況。

あと、ぐるりんこがストップした場所については、枯れ葉が集まっていて、そういった対応できないということで、高台にありながらもそういったことが起きたので、そういった維持管理的なものを含めて、今後、ですから町全体を水路整備、例えば雨水ポンプ場とか、そういうのとは違ってうちの町は、大体私把握しているところで四、五か所なんですけれども、そうい

ったところのピンポイントの場所を密に対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） やはり何度も申し上げますが、対応するには最新の情報を持って、そしてこの局地的、71ミリというものを受けたことでございますし、今後いつ起こるか分からないという状況で、そういった情報を共有しながら、各課、それぞれの課題を捻出して、課題解決に向けて取り組む必要があるということでございますので、連携体制の強化について改めて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） ただいまの御質問、各課横の連携につきましては、早々に組織化をしまして、課題を寄せ意見を出し合い、これの課題、早々に解決できるものは何なのかというのを、早速、組織づくりから始めたいと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それではこの最後に、3つ目としまして、今回の被害を踏まえた対策を実効性あるものとして進めていくためには、実際に冠水、浸水が発生した地域の住民であったり、事業者の声をどのように把握し、また対策の内容や進捗状況をどのように共有していくかが非常に重要だと考えます。

内水ハザードマップというものは示されておりますが、やはり町として現在どのような情報共有の手段を想定されているのか。さらに、より効果的な対策を検討するために、住民や地域からの意見をどのような形で吸い上げていくお考えなのか。具体的にお示しいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 住民への周知方法とか住民への聞き取りというところなんですけれども、まず令和4年度につくった内水ハザードマップ、こちらのほうにつきましては全戸配布であったり、広報での配布、広報での周知だったりものを一度実施はしております。

ただその後、やはりまだ具体的に内水ハザードマップ、一度周知したきりで、次の広報とか何かというのはちょっと不足しているという認識がございます。なるべく、大雨の時期の前とかにはそういった広報をしながら、事前に冠水地区を、もうハザードマップには載せておりますので、そのエリアの人たちに周りの雨水集水ますとか、しっかり清掃等御協力をお願いしますと、具体的にちょっとそこらのほうは改めて広報していかなければいけないと考えております。

す。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは2点目について再質問させていただきます。道路側溝や集水ます、雨水管など雨水排水施設の維持管理を継続的に行う上では、現在の維持管理体制と点検、清掃の実施方法、また、雨水排水施設の設計、雨水強度、対応できる雨量、これが47ミリということでございますが、その認識はされているというところで、そしてさらに短時間豪雨への対応の限界、これも同様な数字になるとは思いますが、県のほうでは100ミリなんですかね。そういうところありますけれども、そこは切り分けて考えていただいて、そういったところも踏まえて、今後の改善の方向性、それぞれのそうした視点を、町としてしっかり整理して進めていくということが不可欠であると考えことから、今まで質問してきたわけですが、特に今回のような短時間豪雨は、何度も申し上げますが、今後いつ発生してもおかしくない状況であるというところがございます。そこで現状できていること、それと現状では限界であるという部分、自助、共助という話もございましたが、そこをしっかりと明確に分けて進めていくということで理解してよろしいのか、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） うちの町の場合は、やっぱり全体を見てやらなきゃならないという、ただ町域が狭いということ、あと町の地形が方形状になっているということで、そしてやっぱり山林関係が少ないために、雨が降ったときにどうしても到達時間が早いと、沿岸部に、そして収れんしてしまうということです。一番うちのほうで大事なのは田んぼです。水田の部分でやっぱり埋め立てられたりすると保水能力が少なくなってくると、どうしてもそういった浸水があるということ、そういったことも含めて、農地の農業水路、そういった部分も含めて全体を考えていかなければならないということで、今後そういった都市下水路、農業排水路、そういったことの、何でしょう、流れをとか、そういったものも含めて検討していかなければならないという考えでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それらを踏まえて、いろいろ検討されていくということですが、やはりそういったところも情報の共有ですね。議会であったり、住民であったり、そういったところの情報共有についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういった関係団体と今後の線状降水帯なんか起きた場合のシミュレーションとか、そういったものを含めてやっぱり検討していかなきゃならないと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） これまでの御回答で、ある程度の方向性は示されたものと認識いたしました。今回のような冠水、浸水被害を実際の改善につなげていくためには、やはりその被害状況の見える化、内水ハザードマップもございますが、やはりその改善方針の段階的な整理が、極めて重要なのかなと考えます。

実際に住民の方々からも、当時私も町内、回らせていただきました。その際にはどこが危険なのか、どのような対策が検討されているのか。いつでもこの地区は冠水するとか、何とかならないのかといった批判的な声も多くありました。

行政としても、そうした現場の声を把握した上で、情報や検討の方向性を分かりやすく示す工夫というものが求められる場面だなと思います。

そこで、被害箇所や、改善すべきポイントを町として一定程度整理した段階で、例えば簡易的な図面、一覧表であったり、写真による見える化や、エリアごとの改善計画の短期、中期で取り組む優先事項の整理なども踏まえ、住民にも共有しやすい形で情報を示していくことについてどのようにお考えなのか、その必要性も含めて御回答いただければなと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） ただいま御質問の、今までの浸水箇所、被害箇所等については、令和4年の時点で、そこまでの冠水地区とか全て網羅した図面があります。それについては、これのハザードマップで示しておりました。

ただ、今回の冠水被害とか、ダブっているところとかダブっていないところもありますので、このマップの更新等、自前でもできるものがございますので、そういったものを情報収集した浸水箇所、冠水箇所の更新というものを今後やっていくように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは3点目の再質問させていただきます。今回の短時間豪雨で明らかになった排水能力の不足や地域ごとの課題を改善していくためには、町単独の財政だけでは難しいということでございます。計画的に国県の支援を組み合わせた財政構造を確立することが必要不可欠と考えます。本年度当初予算や今般の補正においても、下水道事業で社会資本整

備総合交付金の増額が示されたことや、雨水処理負担金一般会計補助金の増額が示されており、町として一定の財源確保の方向が示されております。

そこで再度伺いますが、今後の雨水排水対策について、町が想定している具体的な国庫補助制度の種類、先ほど社会資本総合交付金とあとは防災対策交付金、緊急対策等ございましたが、その活用に向けてどういった検討工程を組まれて、今後進めていくお考えなのか、現時点での想定について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 町長答弁でございました社会資本整備総合交付金事業や防災安全交付金事業、こちらの事業債につきましては、実は雨水計画とか全体のものが立てていないと、実はこの交付金は活用できないものです。一方、緊急自然災害防止対策事業債、こちらは地方債なんですけれども、これについては充当率100%、元利償還金の70%が普通交付税措置されるものがございます。ただ、こちらはあくまでも補助裏とかの補填分だけではなく、全ての事業を借金でやらなければならないものになるため、これについては一般会計と我々下水道事業をやっているものが協議した上で、具体的にこの事業費でこの財源を充てていって進めるかどうかというのは、今後検討する課題だと認識しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） やはり回答にもありましたように、計画を立ててしっかりと組んでいかないといけないということでございますので、今回のような冠水、浸水被害を防ぐためには、どの事業にどの財源メニューを組み合わせるのかを、早い段階で明確化していく必要が極めて重要であると考えます。

住民に対しても改善の道筋を示す必要があるというところでございます。とりわけ、社会資本総合交付金の雨水対策メニューであったり、雨水貯留浸透施設整備事業及び下水道ストックマネジメント関連の交付金などについては、近年の短時間強雨の増加に対応するための代表的な支援であるというところは、そこはもう十分理解されているとは思いますが、町として戦略的に活用を組み合わせることが可能だということも、しっかりと理解した上で進めることも重要だと思います。

そこで今回の被害を踏まえ、具体的な改善箇所について容量不足箇所であったり老朽化箇所、貯留が必要な地点などそれぞれどの補助制度を用いて事業化を目指すのか。もしくは、既に組まれているのか、さらに補助制度を最大限確保するための早期概算要求であったり、事業計画

づくりを行う考えについて、あるのかどうかも併せて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） ただいまの具体的に対策で雨水浸透施設とか貯留施設を具体的にどこにやるのが適切かということで、全体計画を立てたほうがよいのではというところだと思うんですけども、基本的には、平成4年に雨水排水計画を立てた段階でも、本町の地質を考えると浸透施設はなかなか難しい、効果が出ないだろうということは平成4年のときにも整理されております。貯留施設につきましても、急傾斜地、具体的には塩竈市とか急な土地のところについては、下に流れつかないように貯留施設を設けて、それを補助で賄っているというのは対応聞いております。

我が町のほうでそこが、どこが貯留施設が適切なのか、浸透施設が大丈夫、適切なのかというところまでは、雨水排水計画を具体的に、膨大なお金をかけて計画を立てないと、実際にはこの交付金の活用ができないというところまでは、もう認識しているところです。その選択につきましても、今後、一般財源でこの交付金とかも、失礼しました、こちらの交付金を活用するための雨水計画を立てる際にも、一般財源を使わないと計画が立てられないというのがございますので、町長部局のほうとかとしっかり協議した上で、立てるべきか、それとも町長答弁であったとおり、個別の対応でやっていくかというのを整理したいと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） その必要性についてはしっかりと見極めていただけて進めていただければと思います。

それと4点目について再質問させていただきます。4点目については、かなり前向きというか、必要性については感じているというところでもございました。特に、面的対策の部分で浸透性のある舗装が、かなり新技術が浸透していて、言い方あれですけども、西のほうですか、かなり進んでいるのかなというところでもございます。そうした、やはりこの民間のほうである程度の権利を取得されているものとかというのも、特許も取得されているものもあるので、ここでの紹介はちょっと避けさせていただきますけれども、そうした商品についても十分に認識しているということで理解してよろしいのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 仁田議員がおっしゃるとおり、いろんな工法があるんですけども、これから情報収集しまして、何が一番いいのか、またそれが今後どういうふ

うに生かされるのかということちょっと考えながら、使えるところには使っていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 一般的な駐車場を整備する際の水害対策というか、そういうものは現在側溝も整備する必要がないような、浸透性のあるそういう舗装もあるというところで認識して、いろいろと検討いただければなと思いますけれども、やはりコスト面等も考慮していく必要があるのかなというところで、今現在ちょっと公共の事業がどれだけ浸透、そういうものが浸透しているのかというものは、今ちょっと情報が錯綜しておりますのでなかなか発表しづらいんですけれども、そういったところもあるというところで御認識いただければなと思います。ぜひ、その辺も踏まえて御検討いただければというように思います。

では、次に2問目の質問にさせていただきます。物価高騰対応についてでございます。いずれにしても、重要なのはこれまで本町が実施してきました水道料金の基本料金の減免であったり、学校給食負担軽減給付金など、低所得者を対象にした給付金など、支援策がどの層にどの程度届き、どこに効果がありどこに課題が残ったのかを、町として整理していく必要があると考えます。物価高騰が長期化する中では、生活が逼迫する世帯や負担が増す中間層、教育費などが重くのしかかる子育て世帯など層ごとに状況が異なり、公平性の受け止め方についても差が生じる状況だと理解しております。そこで伺いますが、町としてこれまでの支援策について、層ごとの効果と課題をどのように整理し、分析、検証をどう進めていくお考えなのか。改めてお示しいただければなと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） これまでの物価高騰交付金の推奨メニューにつきましては、議員御承知のとおり、水道事業の基本料金の減免、あと給食費の保護者負担軽減を行っております。低所得者の給付金につきましては、国のほうから制度要綱が示されておりますので、それに基づいて行っているものでございます。水道料金の基本料金の減免につきましては、生活者支援とあと事業者支援ということで行っておりますので、こちらについては公平にというか、行われているのではないかと考えているところです。また、事務費のほうもこちらあまりかからず実施できておりますので、その分も住民の方に還元できていると考えております。

議員がおっしゃったように、子育て世帯で負担が重くかかっているという部分について、給食費のほうの保護者軽減をしていることによって、子育て世帯への負担軽減にもつながっていると認識しておりますので、そういう面で今まではそういう方向、方針で行ってきておりました。

た。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それではこれまで実施してきたことを全部全て分析して、どの層に行き渡ったか、どの層が足りていないと感じるのか。そういった声も吸い上げて、今後どういうふうに考えていくか、整理していくかだと思うんですけれども、今も国のほうで、目まぐるしいほど物価対応、対策等々が今組まれている状況でございます。先般においても、子育て支援、そして高校生相当の子供1人当たり2万円ですか、そういったことも示されているという状況でありますし、ガソリン税暫定税率の廃止であったりとか、そういったところも示されておりますが、やはり国と地方自治体がやるべきところというものは、しっかりと線引きして取り組んでいく必要があるなというところで、今回質問させているわけでございますので、国のメニュー云々という考え方も必要ですが、やはり国のメニューを通して実施してきたところを分析して、どのような効果があったのか、そこは町としてしっかりと理解して、対策、対応に当たっていただきたいと、そして町の進める計画とも整合しながら進めていかなければいけないというところがございますので、これらの今申し上げましたとおり、行き渡っている層、そうでない層も踏まえて町として分析をして、負担実態も踏まえて、今後どのようなデータを生かしながら、重点的に取り組んでいく考えがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 先ほども申したとおり、水道料金の基本料金の減免につきましては、生活者支援と事業者支援両方を踏まえて実施できていると認識しております。議員がおっしゃっております今現在、政府のほうで閣議決定されました経済対策につきましては、今、庁内で活用事業について検討のほうを探っていただいているところがございますので、それも踏まえて、今後、考えていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 課題認識としては、ある一定の考えはあると、課題としては認識しているというところで理解してよろしいかなと思います。しかし、その支援をより公平かつ効果的にするためには、総合との実態というものを把握するための具体的な仕組みを整える必要があると思います。

例えば、神奈川県清川村では、国の交付金を活用した物価高騰対策について給付金、商品券、水道料金減免等の評価を住民事業者アンケートで調査し、効果検証と公平性の把握を行っております。これは本年度の5月ですかね。また、大船渡市では商工会議所と連携し、地域経済、

中小企業の実態把握のためのアンケート調査を実施しております。こうした実態把握に基づく政策形成というものは、支援の公平性、持続性の確保に非常に有効だと考えます。そこで再度伺いますが、本町でも、住民、事業者の声を把握する調査手法を取り入れた上で、物価高騰対策の精度向上を図る考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 確かに、アンケートの実施を行うことで住民の意見を伺うことは非常に重要なことだと認識しております。ただ、それに加えて国のほうからはスピード性というか、事業実施のスピードも求められている部分もございますので、それも踏まえて、事業のほうは検討していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 確かにスピード性というものは重要だと思います。それについては枠組み化されているわけがございますし、ある程度職員の熟練化にもかかってくるのかなと思うわけがございますが、やはり国の支援がベースということになりますが、効果や届き方を層別に把握することは公平性を高める上では、極めて重要でございます。本町でも、アンケート調査やデータ連携、支援実績の整理など、実態把握の強化に取り組んでいただき、一過性の支援で終わらず、住民ニーズに沿った効果的な対策につなげていただきたいと思います。そこで、改めてこれら実態把握の取組を検討していく考えはないのか再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） その部分につきましては、その効果の段階でどういう形で住民の方の意見を聞いたらいいかというのは、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 当初、こういった補助が出たときに、こういった層にどういうふうに交付金を出したらいいかということを検討したんです。ただ、国のほうであまりにも早く出しなさいというようなことがありましたものですから、層を区別するということがなかなかできなかったというのは、事実でございます。

本来、どういう層に区別したらいいかということのを先に持っていて、そこにピンポイントでそのところに補助をするのが効果的だろうという、七ヶ浜だったらここに効果的に出すべきだろうということが検討できる時間があれば、この前もそういった課題があったものですから、そういった検討はさせていただきましたけれども、今の時間ではちょっとその辺の区分というのはなかなかできませんので、結果の分析にそういったものは必要なんじゃないかなと思

っておりますので、結果分析をまず、層をどういうふうに分けたらいいかということを検討した上で、その結果を団体なりいろんなところから意見を聴取して、それを分析してというふうなことに持っていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ分析して、今後の政策形成につなげていただきたいと思いますが、もう1点、行政としての考え方あるいはその政策形成の在り方について大変重要なことでございますので、確認も含めて伺いたいと思います。物価高騰が長期化し、世帯属性によって負担が大きく異なる中では、本来自治体には実態把握や分析、そして戦略の構築、そして政策判断という政策サイクルというものが不可欠であります。

しかし、この行政学というものでは、地方行政の構造的課題としまして、行政の官制であったり受動的行政、そして国依存型自治体さらに補助金行政といった状態が指摘されており、国の交付金メニューに合わせて施策が決まり、自主財源の制約を理由に中長期的戦略が後回しになる傾向が問題となっております。行政もまた、住民福祉の最大化を図るためには、エビデンスに基づく判断と戦略性というものが不可欠でございます。

そこで伺いますが、まさに本町がどこに当てはまるのかというものはここでは控えますが、町として国の制度ありきの受動的対応にとどめず、人口構造や税収、地域経済、生活実態などの、生活実感などの実態分析を踏まえ、中長期的な物価対策の戦略を自ら構築していく必要性をどう認識されているのか。また、そのための政策形成力であったり、分析体制をどのように確保していくお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議員がおっしゃるとおり、中長期的に町として経済対策を実施しなければならないということは重要なことだと認識しております。ただ、国の補助等がないと実施できないということも、一つ言えることであります。町の財源だけではなかなか実施が難しいという実情でもありますので、国の補助金等も踏まえながら、どういうふうにするのが一番いいのかというのを、検討して進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 町が、ある程度この投資的。何かしらの目玉事業をやろうとしている中で、こうした議論は避けるべきだということは考えますが、しかしながら、国に依存しっ放しで新たな事業展開もせず、新たな税収も得ようとする考えもない、進めようとしていないとい

う中では、そうしたことを理解するのはなかなか難しいかなというところで、御指摘させていただいております。

なので、こうしたことも踏まえ、やはり戦略的に町として取り組んでいく必要がある、税収を上げる必要がある。やはり物価高騰対策というものは町民にかかってくることでございますので、総合戦略も踏まえて、そういったところも計画的に取り組んでいく必要があるのかなど。そのための分析であったりというところが関連してきますので、そういったところを総合的に捉えながら、今後、いろんな事業がありますけれども、今回はちょっと通告外になりますので、提案は避けませんが、これまで提案させていただいている事業も踏まえて、いろいろ町長のお考えはおありだと思うので、それが逍遥のまちづくりでこういったところは広域的に広がっていく、そういった税収が確保されるのではないかと、そういった見通しがあるのかどうか。再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） まず、魅力的なまちづくりをすることが、税収増にもつながっていくものと考えております。今後、総合戦略の策定等が来年度より始まりますので、その中でも検討してまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 全体的なという部分で、私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、現状の財政分析、財政構造がどうなっているかというような部分については、今までいろんな事業、補助事業等をいろいろやってきました。下水道事業そろそろという時期にもなりましたし、それからまちづくり事業についても、国際村あるいはアクアリーナ等とか、そういったまちづくり事業についても結構やらせていただきましたけれども、その結果、財政構造がどうなったかというようなことについては、職員はどちらかというとちょっと萎縮している部分があるんじゃないかなと思うんですけれども、私としましては、経験から申し上げますと、そろそろそれらピークを迎えたので今後は財源をそれを、例えば起債の償還があれば、当然その部分の返済が必要なくなってくるわけですから、その分の財源が浮くんだらうということにもなりますので、そういった将来的な財源の確保というのは、短期間ではなくて長期に見て、財源の確保というのはできるんじゃないだろうかというようなことを、ちょっと職員のほうに検証を含めて認識させていきたいなと思っておりますので、今後そういったことでちょっと財源の確保というようなことを、将来的に考えていきたいと思いますので、財源的なことについては私のほうから申し上げさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） やはり戦略的にどういうふうに取り組んでいくかだと思います。物価高騰の影響は非課税世帯だけではなく、中間層や子育て世代にも確実に広がっており、家計負担の軽減は、本町の将来の持続性にも直結する重要な視点だと考えます。他自治体では先ほど紹介したとおり、住宅リフォーム補助であったり乳幼児用品の支援、生活支援に加えて住環境改善であったりとか、地域経済への波及効果を生む施策が進んでおります。これらは本町でも実施可能な領域であり、一定の効果が期待できる現実的な選択肢だと考えます。

そこで改めて伺いますが、本町として、中間層や子育て世代への負担軽減に向け、住宅リフォーム支援や子育て用品支援など、庁内で展開可能な施策をどのように検討していくお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 大分、仁田議員、難しい言葉でちょっと私の能力でなかなか理解難しいんですけども。本当に波及効果とか何とかということで、うちのほうの税構造が給与所得者が一番なんです。ですから、そういった形でいろいろと住民に還元していくという、国が今物価高騰で生活費が大分固定経費が圧迫されているということで、それをパッチを当てるといふか、それで還元していくということで、消費性向を高めて経済を活性化していくということでございますから、そういう緊急措置的なものでやっていくということで、そして本来、税収構造とか上げるとかいろんなことをやるのであれば、産業連関が何が一番いいのかということを考えていかなければならない。どの業種が一番産業連関の係数が高いのかとか、そういったことも含めて分析はしていかなきゃならないんですが、いかんせん、うちの町は事業所数が正直言って少ない、町域も狭い、製造業も少ない。そうすると、どうしても給与所得者への支援という形で消費性向を高めていくというようなもの。ですから、可処分所得をできるだけ多くするというので、購買を高めるということで、そういった意味では水道みたいな形で、全般的な世帯に還元する形で、その分で消費性向を高めていったほうがいいんじゃないかという考えです。

なかなかこの事業にパッチを当てて一本でいくというのは、うちの町で正直、私的には考えつかない部分がございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 考えがつかないということでしたが、ただこれらの生活支援策については、単なる物価高騰策にとどまらず、先ほど町長からもありましたように、移住定住

や少子化対策と密接に結びつく政策領域である点ということを強調したいと思います。

とりわけ、住宅リフォームについては、住み続けたいまちづくりに直結するもので、子育て用品支援は、子育て初期の負担軽減については定住意欲を左右するものであったり、さらに地元工務店や事業者との連携については、地域経済にも実効的効果が見込めるということでございます。少ないということではございますが、再度伺いたいと思います。

こうした支援策を、移住定住や子育て環境の向上といった中長期のまちづくり戦略にどのように位置づけ、検討を進めていくお考えなのか、その可能性についても伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 一番、本来の経済効果を高めるのであれば建設業の中で、建設業とか住宅整備とか、そういった部分で事業に投下すると、俗に言われる住宅一戸建てののに38業者が動くと言われるくらい、そういった部分では還元はあるんですけども、なかなかうちの、いかにせん市街化調整区域であったり法規制があったりとか、さらには、そういった建設業関係の人がどうなのかという、40年前に比べて今、40年前93万人いた大工が、今、30万人に減っている。これから10年後には15万人に減ると。そして今、建設業そのものが全部中央資本の住宅の、例えば50坪ぐらいの住宅地に、パッケージ的な住宅がどんどん建っている。うちの町にもそういった部分が大部分あって、地元へのそういう建設業の還元がない。そして、そういったものの事業主も、中央のほうに全部吸い上げられているというような状況で、仙台圏辺りでもここ数年、年間1,000棟以上は中央の住宅のちょっとしたそういう、小割のメーカーに持ってかれているというような状況なので、そういった部分ではなかなか難しいと思います。

ですから、今、我々小さな自治体が何をやるかっていったら、そういった国からの支援をできるだけ幅広く還元してやる、還元するというか、そういった方法でやりたいということではございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 確かに、しかしながらやってみてどうなのかとか、あとは効果分析についてなんですけど、そのエビデンスがどうなのかという部分もあると思います。物価高騰が続く中で、国はガソリン補助であったり、先ほど申し上げました旧暫定税率の廃止であったりとかお米券の配布、電気、ガス支援など、次々と施策を更新しております。しかし、こうした国の政策が、実際に本町の家計や地域経済にどのような影響を与えているかは、町としても独自に把握していく必要があるというところで、先ほどから申し上げているところでございます。

最近、総務省で公表されました消費者マインドアンケートでは、物価上昇判断DIが再上昇

する一方で、暮らし向き判断D Iが改善するなど、住民の実感と経済指標の関係が非常に複雑化しております。こうした状況下では、専門的な経済分析というものが不可欠であり、町の内部だけで判断するには限界があると考えます。

そこで伺いますが、地元、先ほど商工会の知見を生かしながら分析を行っていくということでございましたが、そのほかにも地元金融機関であったり研究部門が有するエコノミストの知見を活用し、物価動向や地域経済の影響分析、生活実感とのギャップ把握など、政策判断に資する助言を得る仕組みを検討する考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほど、商工会というお話がありまして、毎年商工会さんのほうでは景気動向調査に関するアンケート調査というものを実施しておりまして、そのほかに管内の金融懇談会というものを開催していただいております。ここの中には管内の金融機関の各支店長がそれぞれのデータ分析をお持ちいただきながら、景気動向等について議論あるいは相談、あとは指導、助言等いただいておりますので、そういった既存のものを活用しながら、そういった今後の戦略なりに役立てていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 生かしていきたいというところで、実際本町でも七十七銀行さんと包括連携協定を締結しておりますので、そういった金融機関とも地域経済の分析であったりとか、政策形成に生かせるのではないかなと考えますけれども、そこは商工会を通してやるのか、町が積極的にやるのか。その部分について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 先ほど言いましたように、金融懇談会とは別に、七十七さんとはまた包括協定を結んでいますので、町に特化した形の分析というのも可能ですので、そういったデータ提供なんかをいただきながら、いろんなものに活用していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 先ほど、プレミアムつき商品券については商工会さんと連携しながら進めていくということでございましたが、デジタル活用ですかね、そういったところも提案の中に一つありましたので、そこについても町としてできる範囲の支援策というものは事業者にしていくお考えなのか。多賀城市とも足並みをそろえる必要性はあるのかなと思いますけれども、

町として主導的にどういったところを取り組む考えなのか、再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 多賀城市と、ちょっと昨日もやりとりをさせていただいて、現段階ではまだ白紙ということで、やはり前回商品券で多賀城市なんかの大分苦慮したということで、それに対してはいろいろ検討の余地があるということで御報告がございます。

ただ、何らかの形で、どういった形かあるいはデジタルだと、公平性って言ったときにやれてない人がどうするんだとかいろいろ出てきますんで、その辺をもう一度多賀城市ともいろいろ検討させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） やはりそういったところを考えますと、インセンティブ的な考えで事業者支援としてそういったデジタル活用も含めて、事業者支援という形はあり得るのかなと思いますけれど、その点についても、町から課題提供をしていく考えはあるのかどうか、伺いたいと思います。課題というか、解決策。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） いろんな形の検証させていただきたいと思います。どれが、例えば経費率を下げた形で、皆さんに公平的にやれるかという部分も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では、最後に本日の一連の質問を踏まえまして、町長に伺いたいと思います。近年は、記録的な大雨による冠水、浸水そして物価高騰の長期化と、町民生活を取り巻く環境が大きく揺らぐ状況が続いております。特に、物価高騰については、食料品、エネルギー、日用品と日々の暮らしに直結する分野で値上げが続き、町民の中には、毎日の生活に不安を抱えながら過ごしているという声も少なくありません。本来、こうした不安を少しでも取り除くことこそ、政治の役目でございます。国には、物価高騰の根本的な要因への対策が求められますが、一方で、住民の生活に最も近い自治体こそ、日々寄せられる声を丁寧に取り取りながら、あらゆる角度から生活を支える取組を進めていかなければならないと考えます。そこで、町長に伺います。

今回の大雨被害、そして長引く物価高騰の中で町民一人一人が安心して暮らし続けられる七ヶ浜を実現するために、町として今後どのような姿勢でまちづくりに取り組み、どのような思いを持って町民生活を支えていくお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） これまでも安全安心のまちづくりに向けてやってきております。それを継続してやっていくという、そして、今回は重点支援地方交付金がどれぐらい額が来るのかまだ明確になってない中で、できるだけ幅広く還元できるように、町民の生活が少しでも楽といえますか、なるように引き続き努めてまいります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時30分より再開いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に7番佐藤直美議員の質問を許可いたします。佐藤直美議員、発言席に御登壇願います。

佐藤直美議員。

〔7番 佐藤直美君 登壇〕

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美でございます。議長の許可をいただいたので通告どおり質問いたします。3問質問いたします。

1問目、学校施設再編ビジョンの取組内容の進捗状況は、令和7年9月会議で、学校施設再編ビジョンの進捗状況についての一般質問に対して、町長の答弁は「考えなければいけないということで、現場に指示を出している。学校の環境もさることながら、子供たちをどう育てていくかというビジョンを持たなければいけないと考えている」であった。具体的に、現場にどのような指示を出しているのか。子供たちをどう育てるかというビジョンはどのようなものなのか。また、再編準備検討委員会のような委員会の立ち上げ時期に関して、町長からはっきりとした答弁はなかったが、現時点での計画を伺う。

2問目、生涯学習センター等の運営や部屋割りについて、生涯学習センターや元気茶屋や老人福祉センター、元いろりの家、野外活動センターの運営や部屋割りに関して、以下3点を伺う。4点と書いてありますが、3点です。

1、令和7年3月会議で、児童センターや児童館の整備に関しての質問に対して町長の答弁は「新たに設置する考えはない。まずは、子供たちが自由に利用できる場所として、既存の公共施設や地域活動の利用促進、そして保育や学童保育の充実にも引き続き留意し対応してい

く」であった。それに対して「既存の施設に子供や若者専用のものはない。以前あった青少年ホームのように、若者が使える場所の整備は」と再質問した際、「生涯学習センター内の部屋割りを、今の時代に合った部屋割りにするよう指導していく」と副町長が答弁されていた。

老人福祉センターに関しては「部屋割りに関して浜風が含まれるのか、公民館の部屋をうまく使うのか。早急に考えていきたい」と生涯学習課長が答弁されていた。元気茶屋や元いろりの家も含め、部屋割りや活用方法の検討の進捗状況を伺う。

次に、野外活動センターの相撲場やアーチェリー場跡地の活用方法はどうなっているのか。相撲場の跡地の活用方法は決定しているが、停滞しているように見受けられる。進捗状況を伺う。

次、キャンプ場に関してです。令和6年3月会議で質問した際、前教育長の答弁は「キャンプ場には木の根の影響で地面の凸凹が残っているほか、傾斜があつてテントが立てにくくなっている。松くい虫の伐倒後の根の部分が残っている部分の伐根処理や、盛土等の検討を進める。時期については、松くい虫の伐倒処理が一通り完了した頃を目標に検討を進めたいと思う」であったが、進捗状況は。また、管理棟や窯焼き場の整備はどのように議論されているのか。そのままにするのか。そして、現在キャンプ場の予約はアクアゆめクラブで行うことになっているが、今後もこの形態で進めるのか伺う。

3問目、中学校の部活動地域展開地域連携に向けての進捗状況は。令和7年6月会議で質問した際、教育長の答弁は「部活動の地域展開地域連携を検討する委員会の立ち上げに向けて、今年度より準備を開始する。5年度に行ったアンケート調査を生かしながら、先進地の情報収集や関係団体との意見交換なども行っていく。必要に応じて追加のアンケートを実施することも考えている」であった。進捗状況の説明を求めます。特に、地域連携に関しては、部活動数がかかなり減っている現在の状況を考えると、来年度に向けて加速が必要であるが、町の考えは。以上になります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、学校施設再編ビジョン取組内容の進捗状況は。第2問、生涯学習センターの運営や部屋割りについて。第3問、中学校の部活動地域展開、地域連携に向けての進捗状況は、について回答を求めます。大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長 大槻泰弘君 登壇〕

○教育長（大槻泰弘君） それでは、佐藤直美議員の1問目の御質問、学校施設再編ビジョン取組内容の進捗状況は、についてお答えをさせていただきます。

学校施設再編に向けた取組については、学校規模の適正化等の道筋を探るために、令和7年

度、令和8年度に、様々な再編形態について集中的に視察研修を進めることといたします。そして令和9年度にその視察研修の研究成果と、それから児童生徒の現状、さらには将来推計、そして施設の現状などを加えた資料を作成する予定でございます。また、令和8年度には、内部の検討委員会を立ち上げ、進め方等について検討してまいる予定でございます。子供たちをどう育てるかというビジョンについても、視察研修などを参考に研究を進めてまいります。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、生涯学習センター等の運営や部屋割りについてお答えをさせていただきます。

1点目の質問、生涯学習センター、老人福祉センターや元気茶屋、そして元いろりの家も含め、部屋割りや活用方法の検討の進捗状況を伺うについてお答えをさせていただきます。

現在、利用者が自由に使える部屋は、議員も御存じのとおり、中央公民館1階にございます町民交流室となっております。交流室は名前のとおり町民、すなわちどなたでも自由に交流可能な部屋となっており、平日の午前中や午後はサークルや各種団体等の皆様の打合せ、あるいはおしゃべりの場として利用していただいているところでございます。若者については、夕方近く学習の場や友達との憩いの場としてまた夜間は、主に学習の場として活用いただいております。土日については、ほとんどが若者で、午前中から楽しそうに会話する小中学生の姿も見られます。

前回、時代に合った部屋割りにするとの回答をさせていただきました。町民交流室が満室になり、その部屋内での活動や学習ができない状態になった場合に、ロビー付近のセミナー室の提供を進めることとしておりました。これまでの様子につきましては、申し上げますと、学習室や町民交流室が利用者であふれるくらいの人数になったことは、まだございませんでした。また、ロビーにいる小学生等に声をかけても、部屋ではなくロビーがいいという返答でございました。利用者の声に耳を傾けながら、これからも現状の利用者の反応や様子を見つつ、利用者の目線に合った部屋割りも含めて、適切に対応していきたいと考えてございます。

また、老人福祉センター浜風につきましては、築年約47年が経過したことから、補正予算を計上し、お認めいただければ建物の老朽化現況調査を実施したいと考えてございます。調査結果が出るまでは、これまで同様の活用を考慮しており、その調査結果も踏まえて、活用方法を検討してまいりたいと思っております。

また、元気茶屋はこれまで同様、介護予防教室の会場として活用することとしてございます。そして、旧いろりの家につきましては、書類の一時保管場所としての活用を現在検討している

ところでございます。

以上、1点目の回答とさせていただきます。

2点目の相撲場及びアーチェリー場の跡地の活用方法の進捗状況は、についてお答えをさせていただきます。令和6年度において相撲場の跡地に、新たなスケートボード場を整備するための第2スケートボード場整備工事設計業務委託事業を実施いたしました。この事業については、TOTOのスポーツ振興助成を受け整備を考えてございましたが、事業費があまりにも高額であったことにより、保留とさせていただいているところでございます。

今後、何らかの交付金や補助金が活用できないか。模索は続けてまいりたいと考えてございます。

以上が進捗状況となります。

次に、3点目のキャンプ場整備の進捗状況について、また、管理棟や窯焼き場の整備について、さらに、今後のキャンプ場予約の形態について、お答えをさせていただきます。

まず、キャンプ場の整備状況ですが、松枯れ処理の切り株が点在してまた松の根が地表面に露出しており、利用及びテント張りに支障を来しておりました。特に、この凸凹については、これからも適切に対応していきたいなと思っております。松の根の地表面露出によって、利用する人たちが転倒するおそれがあるところから、危険箇所の整備については、既に行っております。次に、管理棟の整備ですが、管理棟は生涯学習課で実施する野外活動の物品等が保管されてございます。建物自体は昭和54年に建てられたもので、46年を経過してございますが、まだまだ活用していきたいと考えております。また、陶芸窯ですが、これは民間の方の所有で、陶芸品の作成の場として土地の部分を使用させていただいております。震災後から被災者支援等の目的で使用していただいておりますけれども、ここ数年は活動履歴もないところから、教育委員会としては、今年度末での撤退を年度当初から文書や電話にてお伝えをしているという状況でございます。最後に、キャンプ場の予約でございますが、今後もこれまでどおりアクアゆめクラブで行うこととなっております。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

次に、3問目の御質問、中学校の部活動地域展開、地域連携についての進捗状況は、についてお答えをさせていただきます。

現在、部活動の地域移行展開については、内部による準備委員会を立ち上げ、先行自治体等から情報を得ながら整理をしているところでございます。令和8年度に向けて、休日部活動の移行展開などを議論する次のステップに向けて準備を進めているところでございます。また、

団体競技については、部員数の減少等により単独校で出場できない場合も想定されることから、合同チームでの参加等中総体に出場可能な方法を学校と一緒に検討してまいりたいと思っております。

以上、佐藤直美議員への回答とさせていただきます。

〔教育長 大槻泰弘君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 1問目なんですけれども、こちらは町長はどのようにお考えなのかということで、町長からはっきりとした答弁はなかったが、現時点での計画を伺うということで、質問させていただいておりました。ですので、この間は副町長の発言が主にございまして、町長のお考えを聞けなかったというところで再質問させていただいております。なので、町長のお考え、再編ビジョンに向けてどのように絵を描いているのか、どういうふうに、教育長、それから教育総務課教育委員会が動いていけばすんなりいくのか、いつも答弁されて、10年はかかるんですよ。どのように子供を育てたらいいのか、そこが大事なんですということをいつも話を、過去二、三回一般質問しているんですけれども、明確なお答えがいただけなかったというところもありますので、町長のお考えをお伺いいたします。

町長のお考えをお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 言ってきたつもりなんですけれども、教育長のほうには、やっぱり一番はやる気のある子供について育ててほしいなということなんですけれども、あとは考える力とか生きる力とか、今この不登校なんか多いんでね、そういった部分で、そして学ぶ意欲がどんどんあるような子、いわゆるやる気のある子が育てばいいなというのは、これからの時代、本当に生成AIが生活の中というか、大分入り込んでくると。質問すれば必ず答えが返ってくる時代だと、そんなときどんな子供たちを育てればいいのか、教育すればいいのかということで、だから私的には、今までのような偏差値だけの教育では違ってくるんじゃないかなという、生き方が変わってくるんじゃないかなという、テストだけでは計り知れない人づくりが必要なんじゃないかなということを、ちょっとお話をさせていただいて、そういった学校づくりを、何かいいあれがないですかねということでは言わせていただきました。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そこは十分に理解していますけれども、前回の答弁で、現場に指示を出

しているということだったんですね。だから、具体的に現場にどのような指示を出しているのかというのを伺いたかったんです。ビジョンがなければ、令和7年度視察研修します、令和8年の内部の検討委員会を立ち上げます、令和9年度視察の結果を踏まえて資料をつくりました。ここでもう3年かかっているんですよ。

これ、前も言いましたけれども、令和13年には小中学生800人ぐらいになる予定ですよ。今のままでは、今の形態で子供たちが教育を受けられないんじゃないでしょうか。特に、中学生は、教育長は向洋中の校長先生だったのでお分かりかとは思いますが、結構のんきにやっていたら間に合わなくなってしまうんじゃないんですかというところで、恐らく私が推測して現場にしっかりと指示を出しているんじゃないかなというところもありましたので、具体的にゴールが見えなければ幾ら研修に行っても、いいものは私はできないと思うんですよ。

なので、具体的に町として、何年まではこういう検討委員会も、これも部活動もそうですけれども内部の検討委員会を立ち上げているつもりです、立ち上げていくという今、答弁だったんですが、これって大きいことなので内部の検討委員会でだけでは決めることは難しいですよ。なので、その計画です。何年までに何をやって、令和15年までには完成させるとか、そういったこういう、何か具体的な指示を出しているのかなって、私は勝手に想像しているんですけども。跡地はどうするんだ。そういったお金はどこから持ってくるんだとか、そういった具体的な細かいところいろいろあると思うので、そういうものがない限り、幾ら視察に行っても、ちょっとピクチャーは描けないんじゃないかな、絵は描けないんじゃないかなと思うんですが、そののところ、いろいろな課が連携してやっているはずなので、町としてはどのようにお考えなのかということで、この質問をまた再度させていただいていますので、こういったばやとしたはつきり、やる気のある子供を育てたいという答弁ではなく、そういった年後ですか、年月、そういったところもお聞きできればなと思い、質問いたしております。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 私のほうからお話をさせていただきます。町長のほうからは実際に私どものほうに、そういう指示をいただいておりますので、具体的に動いている内容については、私と課長のほうから具体的な話をさせていただきますので、どうぞ御了承いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

一番最初に私が申し上げたいことは、文科省から出されている公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引というものが出されてございます。少子化に対応した活力ある学校づくりに向けてということでございます。この中の21ページの中に、このように書いてござい

ます。

統合を行う場合の検討体制の工夫、読み上げますね、保護者や地域住民と危機意識や課題意識、将来ビジョンを共有するプロセスが重要となります。特に、統合によって全く新しい学校づくりを行うような場合は、保護者や地域住民が新しい学校に何を望むのか。十分な対話を得て、新しい学校の教育目標やカリキュラム編成の基本方針づくりを行うなど地域と学校が両輪となって、学校づくりのプロセスに取り組めるようにすることが必要となります、とございます。

ここに書いてございます将来ビジョンを共有するということにおきまして、本町では町長がおっしゃっているように、まだ大きく何もできてない状況というのが現状でございます。それをまず大前提で踏まえさせていただきます。よろしいですか。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 分かりました。それはそうだなと、それがなければ進まないのは重々承知しております。なので、それに向けて何をやるんですかというのを聞いています。これ、もう何年も前から、もう武田教育長のときから聞いているので、足かけ5年以上ですかね、私、もっと前ですかね。もうそのときから危機感を持って質問をしているので、もうちょっと正直、今それですかというのが驚きです。それに対してどうお考えですか。もう町民の方からいつもこの話題出るので。

ちょっとすみません。もうちょっと細かい、何年までに何をして、これを目指していきますという、町民からの意見の聴取、前は聴取しませんというお答えがあったので、まだ発表しないですって、いろんうわさが立ってしまうのでというところだったんですけども、発表しない限りこれもビジョンを地域の人と共有できないと私は思うんですけども、そこいかなんですかね。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） まさに、やっぱり議員が御心配されるとおりだと思います。それで、これから、課長のほうから、これからの流れについて作成していく、ここで言っている将来ビジョンが今ない状況の中で、それをつくっていくための見通しについて、課長から話をさせていただきます。課長がしゃべることの内容が足りない部分もあるので、2人で協力しながら話を進めていくので、できるだけここで共有できたらなと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） それでは私のほうからお答えさせていただきます。

まず、答弁にもありましたとおり、7年度、8年度は集中的に見せていただくと、研修を積み重ねると、9年度にその成果研究、成果等加えた児童生徒の現状だったりというところでの加えた資料を作成すると、そういうことではありますが、なぜそういうところが必要なのかというような2年間、3年間という時間が必要なのかというところなんですけれども、そこは次のステップとしては検討委員会というところの外部の方も交えたというところは当然視野に入ってくるところではございますが、そこでのまず論点整理というのがまず必要だと私は認識しているところでございます。

そして、論点整理というところなんですけれども、そこについては、まずどんなことについて議論するかということで、本町として議論していくためのたたき台の、まず検討の期間が必要だと。それは視察研修をしていかないと見えていかない部分があるというところで、我々は捉えております。それで、例えば外部の方を交えた検討委員会にどんなことを、どこまで御議論いただくのかということと、前回の議会の9月の議会のときもありましたが、七ヶ浜町の子供たちをどう育てていくのかというところは、様々な情報が必要になってきます。それでそこで改善すべき点とか、あと力を入れていかなければいけない点とか、あとそういったところを整理していくのに、その期間がどうしても必要になります。

それで、そのようなことを整理しないと、外部でも過剰な、外部の検討委員会を立ち上げたとしてもそこに過剰な負担をかけたりとか、あと、検討の範囲が曖昧になったりとか、混乱が生じるというところがありますので、しっかり時間をかけてその辺は検討していく時間をいただきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） まず私、2024年の3月会議にも質問して、そこから6か月たってまた質問して、そこからまたたってってなっていますので、もう1年未満ですけれども、かなり時間かかっているんですけれども何も進んでいないんじゃないかなという印象なんです。

この間、朝日町のほうに視察に行かれると、教育長おっしゃっていたので、それは行かれたんですか。行かれていて、それをどのように、これから進んでいく学校再編ビジョンに関して役立てていくんでしょうか。もう何回も質問しているので、ちょっと我々もというか、私ももう少しスピードを上げてやってもらわないと、この子供の1年って我々大人の1年と全く違うので、もう少しちょっと、どうでしょうかね、スピード感を持ってやる、やらなきゃいけない

という、そういった何か危機感ってお持ちですか。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 私のほうから、議員がおっしゃるとおり、危機感を持っております。

ただ、危機感を持っていてもそれが焦りとか、それからあまりにもこう、何でしょうかね、あまりにも早く動き過ぎたために、いろいろなものが不完全なままでいくというようなりスクも避けたいという、同時に思いもございます。

今、議員がおっしゃったように、朝日町の視察に行ってきた非常に勉強になりました。これからの準備を進めていくときに、加速していけるような内容だなという（「すみません、マイクをもう少し、入なくなっちゃうので」の声あり）声小さいものですからすみません。進めていきたいなというふうになっておりました。

この中で分かったのは、なかなかいわゆる町民の方々の思いを受け止めるという側面と、それから行政サイドで進めていかなきゃいけない側面と、やっぱ2つ両輪で進めていかなきゃいけない部分もあるんだなということを感じました。特に、学校については、前回、長寿命化計画ということで校舎のことにも話を触れたんですが、朝日町では中学校、現在残っている中学校に、新しい義務教育学校をつくらうと思って準備を進めていったけれども、国からの補助金をもらうということで前提で進めていったけれども、なかなかそこが難しい状況が生まれてきたと。つまり、校舎が60年対応、80年対応となってきた、そこまで達していない校舎を一度取壊しをして新しい学校を建てるということは、補助金頂けない。あれ、逆にお金を納めなきゃいけない、早く取り壊すときには、というような状況があって、開校するために予定していた年度を、延長せざるを得なくなってしまうという状況が生まれるということでございます。

本町に振り返ってみますと、例えば、住民の方々の思いが先行してしまっていて、こういう学校をつくらうと、つくると思ったんだけど、それが今のような行政的なところで進めていくときに、かなわなくなってしまうということが出てくるなということを、今回の視察では、朝日町の視察では非常によく学ばせていただくところになりましたので、それはもう随時、まとめてから町長とか副町長に報告ではなくて、その都度報告をさせていただき、そういうもんだと、随時細やかに報告をさせていただきながら、そういう側面があるんだなということを感じております。

以上です

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） その遅れたということは、我々広報委員会で朝日町のほうに視察研修に

行って、議会だよりをもらって、ちょうどタイムリーにそれが載っていたので、いろいろあったんだなと思っていました。しかしながら、慎重になるのは重々分かります。でも、町民の人は本当に気にしていますね、もちろん。なので、これはやっぱりもう、こそこそこそそやらないで、今こういう時点です、ここまで来ています、このように考えていますというのを、しっかりと町民に伝えていく義務が私はあると思うんですけれども、そののところ、前は伝える考えはないとおっしゃっていましたが、今後やっていく上で、どのように町民と関わってこのプログラム、この事業というか、この学校再編ビジョンを進めていくのか。この件に関して最後の質問になります。お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 非常に、議員の建設的なお話、非常に納得しております。これやはり私たち見通しを立てることができるようになってきて、令和9年度までの見通しということがあるので、そのことについては、やはりお伝えしても悪くないのではないかなと思います。一番大事なのは、学校の形態を議論するのではなくて、子供、七ヶ浜町の子供、将来の子供をどう育てるのか、この議論はもうすぐにでもできたら、できると思います。来年の子供議会でも将来の子供たち、自分はどういう子供になりたいのか。子供がどういう未来を、なっていきたいかという議論とかは進められると思います。

ただ、その議論が、学校の形態で義務教育学校にするのかとか、一貫校にするのかとか、ただ1つか2つの学校を統合していくのかというような議論になってしまうと、それは町民の方々に要らぬ不安とか心配を与えてしまうことになりますので、そこは現段階で分けて考えたほうがいいかなというのが、私の現在の考えでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） すみません。時間ないんですけれども、聞きます。ということは、子供議会のことは前回もおっしゃっていたんで置いときますけれども、大人ですね、やっぱり。通った方々、我々、それから今小さい子供をお持ちの保護者の方が、一番気になっていると思うんです。何かそういう方々にとって、どういうふうにして表示、提示していくんですか、どういうふうにお伝えしていくんですかというのが、私の質問だったんですが、今のちょっと答えにはなっていないかなと思いますので。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 細かいことをお話しすると、それやらなかったんじゃないのってこと

になるんですが、何らかの形で大人の方々に見通しを、こんな状況なんだというのをお伝えするような機会は、持っていきたいなと思ってございます。一番心配しているのは、要らぬ情報が飛び交って、なんか義務教育学校になんだってとか、一貫校になるんだと、単純にここ編成するんだって、そういうのがあちこちで噴出すると收拾つかなくなるというところがあるので、そこは控えておいて、子供たちの将来、どういう子供たちを育てたいかという議論は旺盛にしていくことは大切かなと思ってございました。ありがとうございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、2問目の再質問に移ります。すごい、前回今の時代に合った部屋割りにするよう指導していくと副町長がおっしゃったので、随分この時代に合った部屋割りということは、もっと大胆に何かしてくれるのかなと思ったんですが、今とさっぱり変わらない部屋割りなんじゃないかなと思うんですけども、お答えで、今まで満席になったときがないからそのままいいんじゃないかという考えは、いかがなものかなと思います。使いたくても使えない子供がいるとか、そういったことはお考えになったことはないのかな。それをまずお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） お答えさせていただきます。

今、教育長の答弁のほうにありましたけれども、ロビーにいる子に部屋に入れないのかなというところでちょっと声かけさせていただいたということです。その子はやはりロビーで、すぐにも外に出やすいような、そこがいいんだということのちょっとお言葉をいただきました。部屋に入れないという子については、正直、私たち職員のほうではちょっと接したことがないということの回答させていただきます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 質問です。以前、何十年も前に、町長とか副町長が若い頃、恐らく青少年の家、ありましたよね。あれはどんな形態でどのように青少年が利用できたか教えていただけますか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 私も青少年の職員でしたので、お答えさせていただきます。

あそこは勤労青少年ホームといいまして、18歳以上の町内にお住みになっているか、働いて

いる方が利用できる施設でございました。現在の図書センターのところの自動車が置いてあるところから軽運動場側、そちらのほうが、1階、2階が青少年ホームでございました。

青少年ホームにつきましては、各部屋がありまして、講座とかサークルの活動とか、そういった場として利用していただいていたという施設でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） ですよ。でも昔、今と違って、もう外でも何か元気に遊べる時代だったじゃないですか、その頃。今は子供たち、なかなか本当に遊ぶ場所がなくて、夏は本当に暑くてもう家に籠ってゲームをしたり、携帯を買い与えてもらった人が使ったりと、内に内に過ごす場所が本当に狭くなって窮屈になっているこの時代なんですよ。なので、前回、児童センター造りませんかって質問したら、造りませんって答弁されましたけれども、何で子供たちが宝だっておっしゃっているのに、いろんなどころに行っておっしゃっているのに、子供たちのためにお金を使って専用の場所を、なぜ造ってあげようと思えないのかが、私には本当に理解ができません。

浜風は今、古いから予算を計上して利活用できるのかどうかという答弁でしたけれども、あの場所は60歳以上の人自由に使えと。でも、今60歳以上の人、本当、前回も申し上げましたけれども、元気ですよ。年々利用者も減っていますよね。だったら、あの場所を、先ほど明美議員が質問した図書館をあそこの場所に移動して、そして老人福祉センターというか、そういった年配の方々が使える場所を公民館に移して、そして時間差で、若者、今仮称健康、何でしたっけ、福祉センターの構想もありますので未就学児は、今、子育て支援センターもありますし、そういったところで居場所というのは確保されています。しかも、公民館入って右側の遊び場もありますよね。

なので、指定管理をいろいろなところで、児童センターだったり公民館だったりしているんですけども、そういったところを見ると、本当に子供が大事にされていると思うんですよ。子供たちが専用で使える体育施設があったり、勉強の、うちにもありますけれども、勉強できるスペースがあって、あそこ満杯にならないからいいよねという問題じゃなくて、試験中、本当はもっと使いたい子供、いるかもしれないんですよ。だけれども、来ないだけかもしれないじゃないですか。そういう潜在的に使いたい人もいるんじゃないかって、どうしてそういう考えにはならないのかなって思うんです、私。

この間の学習発表会、見に行ったときに、6年生の子供が言っていましたよね、教育長。も

っと勉強できる場所を造ってください、もっと子供にお金をかけてくださいって、小学校6年生が言っているんですよ。それを聞いて何も思わないんでしょうか。子供、携帯ばかり使って遊んでばり、そして外に出ると、何だい、今の子供がボール遊びしてもうるさいな、どこも遊ぶ場所、集まる場所、少なくなっているってお分かりですよ。

なので、ちょっと本当にマインドセット変えていただいて、真剣にどうやったら子供の居場所、子供って私が言うのは大きい子供です。小学生から中学生、そして高校生です。放課後児童クラブ整備しましたって、この間おっしゃいましたけれども、放課後児童クラブは登録している人しか行けません。登録していない子供、夏休み中行くところないですよ、暑くて。どう思います。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 議員、おっしゃることがよく分かります。私、あと学習発表会も見てきたので、松ヶ浜も亦楽小学校も6年生ちょうど見る機会があったので、子供たちがやっぱりその未来に向けていろんなことを発信している姿を、実際にこの目で見せていただいて、今の話、すごくなるほどなと思っております。

実は勉強する場所ということで、私もちょっと度々足を運んで中央公民館に行くんです、学習センターございますよね。夜9時まで開館しているんです。図書センターは5時で終了なんです、学習センターは9時までやっているんです。それで暖かくして勉強している姿があるんですが、23ある中でやっぱり、3とか4とか、やっぱり利用している人たちが少ないんです。

もしかすると、議員がおっしゃるとおり、町民の皆さんへの周知の仕方というのも、もしかすると足りない部分もあるのかなということはあるんですけど、そういうことも含めて、やっぱり公民館、生涯学習センターの部屋割りみたいなのも考えながら、居場所というものをこれからいろいろ検証していく必要があるなということを感じております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 学習室なんですけれども、靴を脱いで入ります。うちの息子もよく利用しています。高校3年生の受験生も利用しています。試験前になると、多賀城高校の子供たち、特に高校2年生ですかね、自転車で大勢来て利用しています。でも、あそこ飲食できないんですよ。勉強したいけれども飲食できないから、交流室で勉強していますと高校2年生の女子から言われました。

私、昨日自分のインスタグラムのストーリーズで、子供たち専用の場所があったら使いたいですかと言ったら、「はい」と、もちろん、答えますよね。その後、どんな施設があったらうれしいですかという質問にも、答えてくれた子供がいるんですけども、やっぱり交流室のような部屋を、子供だけ、子供専用の部屋として造ってほしいという回答がありました。それから、ピアノが自由に弾けてたまにカラオケもできるような場所があれば、やっぱりうれしいですと。やっぱり、子供だけで集まる場所が欲しいと言うんですよ。

今、浜風は多分、いろいろマージャンやったり、いろんなお年寄りの方々は好きなことできる場所ありますよね。しかも、バス代も払ってもらえているじゃないですか。それを子供たちに言ったら、ええって驚かれて、何で私たちにはそういうことしてくれないんだって言われました。なぜですか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） まず、老人センターのバスにつきましては、過去、町内の町のバスを使って送迎していたという部分がありまして、その部分のバスを廃止したことによっての補填というんですかね。そういった形でバスのほうの乗車券、そちらのほうは配布しているということになっております。あと子供専用の部屋については、確かにそういった部屋があると子供が喜ぶんでしょうけれども、現在、そういった部分の、ピアノが弾ける部屋とかカラオケができる部屋というのはちょっと考えてないところでございます。

なお、老人福祉センターについてのマージャンは、あそこでのマージャンは行っておりません。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そしたら子供も公民館を使う人、希望する人がいれば、町のバスを出すというていで考えて、それがなかったらぐるりんこも補助しようという考えになると思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 説明がまずかったのかもしれませんが、もともと老人センターに来られる方については、町のバスを使って来ていただいていたというところで、町のバスを廃止したことによって、ぐるりんこを使って来ていただくということの補助でございます。

以上です。（「すみません。それが分かっているから。だったら同じことを子供にしたらい

いんじゃないですかという質問だったんですけども」の声あり)

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そちらにつきましては、今のところ考えていないところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そういう町なんだなということで理解しましたけれども、理解はできません。

まず、あんなに、これ、指定管理の、この間の全協の資料からもらった施設で、増築と大会議室200名使える、中会議室26名、小会議室12名、AVコーナー8名、本館の公式階数、2階調理室、調理台あって第1、第2研修室、第3、第4、和室、セミナー室それから調理室、茶室、軽運動場、陶芸館、講習室A、B、多目的ホール、集会室A、B、研修室A、Bとありますよね。私も団体でよく講習室A、Bとか使わせてもらっているんですけども、結構畳の部屋とか、昼間でも全く使われていない時間とかあるんですよ。それをやっぱりもう一度精査して、どこの部屋がたくさん使われているから、この部屋は空きますよね、だったら、この部屋は子供たち専用にしてもとか、どうしてそういう考えにならないのかなって、ここまで子供たちが造ってくださいというような声をもらって、私のほうで質問させてもらっているにもかかわらず、なぜそういうマインドチェンジができないのかなと思うんですけども、そのところ何か理由があるんですか。そういった、条例上、子供専用のものは造っては駄目ですよとか、何かそういった決まりというのがあるがためにここまで拒んでやってないんですか。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） これまではそういうところもあったかもしれませんが、これ議論していいのかどうか分からないんですけども、指定管理がまだ議案に出てきてないから、ちょっとしゃべるのはばかれる部分もありますけれども、やっぱり指定管理に踏み出したその理由が、多分そこにあるんじゃないかな。だから、これからいろいろそういう発想の転換を行いながら、今のバス代についてもありませんという、課長のほうからも話がありましたけれども、そこも含めてこれから研究していく余地はあるだろうなということを、議員のお言葉を受けながら今、感じてございますので、全くそこは何も考慮に入れないということではなく、これからどう変わっていくかというところで見えていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それもありますので、やはり町民の方、この方は保護者の方から私、昨日メッセージいただいたんですけども、やっぱり友達と気軽に交流できる室内の場所があればいいのと思った夏休みでした。夏休み、お子さんが、やはりフルタイムで親が家にいないと。そうすると平日親は不在なので、何もできずごろごろして太る一方でしたと、お子さんが。

以前、利府のぺあくるにこの方も、一般質問した際にぺあくる、出させてもらいましたけれども、わざわざ未就学児の子供を連れて行ってきたらしいんですよ。やっぱり、こういう場所があると親としてはありがたいなと。そしてこのときは振替休日の小中学生が出入りしていて、本当にすばらしいなというコメントをいただきました。この方は、山形や福島にわざわざ休日、夏暑いで遊ぶところがないから行くらしいんですよ。なので、ちょっともう少し本当に子供にとって、それ大きい子供も含みます。何がしてあげられるのかというのを考えていただきたいです。

そして、今世の中、指定管理ですよ、いろいろいっぱい指定管理のところは児童センターとかを運営して、運営というか、委託を受けてやっているところあるんですけども、一つすごくすばらしいなという思ったところがありまして、これグーカスカベ、春日部にある児童センターなんですけれども、1階、2階、3階、4階まであって、3階には交流スペース、マルチメディアスタジオ、図書室、自主学习室、集会室1、2、多目的室、音楽スタジオも防音で2つもあるんです。4階には体育室、屋上広場とあります。ここの自主学习室もいっぱいになれば、テスト期間中とかすごい人が来るので、集会室1を開放して勉強に使っていいですよというふうにしています。集会室2は小っちゃい子供。年齢別で部屋を分けてあげるんですよ。

だから、うちの公民館、生涯学習センターはそれをできるポテンシャルが十分にあるんです、軽運動場もあそこにありますし。ただし、私図書室はあそこにあるべきじゃないと思っていますので、違う場所に移して、広くしてもっと書籍をそろえて、そして一緒に勉強しながら、友達と話しながら本を読みながらできる、できるんですよ、それが。あそこにはポテンシャルがあるんです。町の真ん中にありますし、小中学校あそこに集まれば、外で遊びたい人はバスケットに行く。まさにそれは私の息子なんですけれども、自主学习室で勉強して、ちょっと眠くなったら3 X 3のところ運動してまた戻ると、それだけ本当にすばらしい施設で東豊中学校の子供たちが遊びに来たりもしています。多賀城からわざわざ来て、遊びに来たりもしているんですよ。

なので、そういった意味で、やはりちょっとできません、いや、やらないですじゃなくて、

ちゃんともう一度机の上に上げて、何ができるんだということを、今後、もしかしてやる指定管理者の方々としっかりと話をさせていただければなと思うんですが、町としては子供のために何かしようというふうにはお考えですか。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 今、議員から話、ありがたい話、いっぱい聞かせていただきました。多賀城からも七ヶ浜に来てもらっているというのはうれしい情報ですし、それからいろんな子供たちから声が上がって、特に議員からは、うちの町のポテンシャル、できるよというすごい前向きな言葉をいただいているし、できるというところに話題に上げてはという話をいただきました。非常にうれしく思っていますし、そのような形で進めていきたいと思っているところでございます。

ただ、やっぱりそれぞれ市町村によりまして、やっぱりあんまり言いたくないですけども財源的なものも、やっぱり出てくるんだらうなということがあるので、それぞれ知恵を絞って、そして身の丈に合った中でどれだけできるかというところにも着眼点を置きながら、これから進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） もちろん財源少ないのは分かります。ほかの市に比べたら。でもお金をかけなくても、部屋割りで時間帯割で全然できるでしょう。子供たち、別に立派なすごいそういったガラス張りで、もうという、そういうのを求めているんじゃないですよ。おしゃれでって、そういうのを求めているわけじゃないです。子供専用として、子供が高校生とか中学生が集って、周りの大人に気にしなくても、そこでグループトークができたり、グループワークができたり、そういったものを求めているんです。

前、一般質問した際、令和7年3月に、子供の居場所づくりに関して、公民館とか分館も使えるんじゃないかって、そういうことで子ども未来課長から答弁があったのが、子供の居場所づくりに関しましては、町と地域の方々と協力しながら町の実情に合った、子供たちがどういった場所で過ごしたいのかというところ、来年度、子供計画を策定するに当たり、アンケート調査を子供に対しても実施しますので、そういったところで意見を聞きながら考えていきたいと思えますという答弁がありました。そのアンケート結果はどのようなことが書かれていて、どのようなことを子供が求めているのかというのは分かってきているのか、それともまだその段階までは行かない、行っていないのか。

それからそれとは別に、うち小中学校ありますので、実際にこういうことを考えています、私がしたようにですよ。私24時間たっていないんです、インスタに上げてから。それでもああやって3件とかって意見来るんですよ。それを小中学校に聞いてみようというふうに考えないですか。子供計画のアンケートとともに、生涯学習課として、そういったところが必要という声が上がっているんだしたら、よし、じゃ子供たちに聞いてみようという考えはないですか。ごめん、今2つ質問重なってしまったんですけども、お願いします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。大丈夫ですか。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 子供計画のアンケート調査の進捗状況について御説明いたします。9月に、小学校、中学校のほうに担当者が出向いて、アンケート調査を実施しております。今、アンケート調査の結果については、今集計中ですので、こういった意見が来ているかというのはちょっとまだ把握はできていないところであります。

あともう一つ、成人式の実行委員会とか、そういったところに出向いてそちらの意見徴収というところもしていますので、こういった意見が出てきて、公民館と協力しながら何かできることがあるかというのは、今後検討していきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） それから考えはありますかということについて、これから議員の話を受けながら、少しずつ整理しながら前に進んでいくと、さらにやっぱり子供たちからもいろんな声を聞き、耳を傾けながら、やっぱり在り方みたいなものを、模索していけるかなと思っておりますので、それで受け止めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 野外活動センターに関して、相撲場だけ回答があった、アーチェリー場の跡地に関しては、何もちょっと触れられてないんじゃないかなと思ったので、答弁を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） アーチェリー場につきましては整備したときに芝を引かせていただきました。今、まだ芝の状況を確認しているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 大分たっているんですけども、何年間、芝の状況を確認する必要ある

んですか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 芝を張ってからまだ1年ちょいでございます。1年半ですかね。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、そこは芝の状況を確認したら、どのように使うかということはお考えなんですか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今のところまだ、教育委員会としてはまだ決定はしておりません。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 前回も同じ答弁だったんですが、そこから何も進んでないということでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 申し訳ありません。そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 町民から意見を聞いたり、先進地を視察に行つて利活用するお考えはありますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 町民からの意見は聴取したいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 相撲場の跡地に関しては事業費高騰、事業費が高額ということで、今はちょっとストップしているということですが、これはもともとの計画の第2スケートボード場のままでいくのか。それとも白紙撤回にして違うことをやっていくのか、そここのところをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 現段階ではまだスケートボード場ということで残っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） いろいろな業者がありますので、その1個だけの業者にいろいろ契約だ、何だと思ふんだと思ふんですけれども、何も変えずにそのままいくのか。今後どのように進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 昨年度の業務委託の中で出てきた金額では、ちょっとうちのほうではちょっとできないなというところがありまして、それを、何ていうんですか、少し規模というか、アールをちょっと少なくしたりとか、そういった部分も含めて今のところは考えているところで、ただそれでもやはり金額が高額なものですから、そこは教育長の答弁にありますとおり、補助金なり交付金がほかにあるのであればということで、今模索しているところがございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） あとはキャンプ場に関してなんですけれども、松の根の危険なところとかは大分整備してくれて、お手洗とかも撤去してということで、大分手はかけてくれているなという印象ではあるんですけれども、管理棟がまるでお化け屋敷のように荷物を置いてあるとはいへ、あのまま残しておくのはどうなのかなと思ふんですが、私が子供の頃はテント、そこから借りて子供会でキャンプしたり、すごくいい施設だなという印象があります。それからもう何十年、40年ぐらいたっているのです、そのところいかがですか。管理棟、あのまま残しておくんですか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 先ほど答弁にありましたとおり、管理棟は残していきたいと考えております。ただ、議員がおっしゃったように、外から見える部分、ちょっとあまりきれいなものではないので、そこら辺についてはこちらのほうでも整備していきたいと、整理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。そうすると物置以外には使う考えはないということでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 管理棟につきましては、今までどおりの使い方をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 管理棟なんですけれども、管理をするための棟としては使わないということでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） これまでもあそこに人が常駐したことがございませんので、基本的にうちのほう、生涯学習課で使う物品及び議員がおっしゃったように、貸出し可能であればテントとか、そういったものを保管するという建物として活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） この窯焼きのほうは、あとは所有者にいろいろとやりとりをして撤去してもらおう方向だというふうに認識、理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） ①にちょっと戻りますけれども生涯学習センターに関して最後です。こちらの元いろいろの家を、書籍を置く旧いろいろの家ですかね。書籍を置く場所として使うというふうに、今お聞きしていた、それ再質問するの忘れちゃって、あそこトイレもキッチンもあるお部屋なのにもかかわらず、あそこ書籍を置くのはもったいないなと思うんですが、その書籍を置くの違うところにして、活用するとかというお考えはなかったのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 現在、書類の倉庫の状況につきましては地下室だったり屋外書庫だったり、あと母子センターの地下だったりに保管しておりますが、現在手狭となっていてところでございます。生涯学習課の書類等もございまして、いろいろの家を書庫に使いたいと考えている、一時の間使いたいと考えているところです。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 一時の間ということは、何かがあったらまたそこを撤去して、またほかで利用していくということでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） すみません。③に戻ります。ゆめクラブでキャンプの予約を引き続き続けるということですが、間違っ公民館に行って予約をしてしまうとか、そういったことも聞くんですけども、なかなかやっぱりゆめクラブだと、ちょっと場所的に遠いしというところもあるので、今後それをやっぱり分かりやすくするために、生涯学習センター内にそういった機能を持たせるということはお考えにはならなかったのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 議員がおっしゃるとおり、公民館のほうに行きまして、キャンプ場の申込みをしたいんだという問合せがございます。大変申し訳ないですけども、お客様には丁寧にゆめクラブのほうを御案内させていただいて、申込みをしていただいているというのが現状でございます。

以上です。（「そういう考えはないんですかということを知っているのを答えていただきたいです」の声あり）申し訳ありません。そちらにつきましては、考えはございませんでした。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） なぜ利用者の目線に立たないのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） あくまでも、あそこはスポーツ施設として登録なっている場所でございます、スポーツ施設の指定管理はゆめクラブということでこれまでも、これからも現状としてはゆめクラブのほうに管理をしていただくというところになっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは部活動に関してです。地域連携に関して団体スポーツは合同チームで参加できないか、中体連のほうにも、学校と一緒に確認していくということですが、スタートは来年度から始めていただけるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

来年度から始められるように、今、学校のほうと話し合いを進めているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと七中、例えばバレー部女子がない、野球部男子がない。男子テニス部、女子テニス部がないとか、あっちも同じで、向洋中も同じで男子テニス部がなかったり、テニス団体もあるので、数がないと出られないんです。そういったところをお互いにはない部活動がありますけれども、今度入ってくる6年生が希望したらやれますよという状態をつくるのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 実は、何でしょう、各学校ごとに人数少なくなってきていて中総体にも出られないという現状があって、それをテストケースとして、今実際に動いている競技もございます、もう。ただそれは、一斉に全部全ての競技を、それを進めてしまうことになるとなかなか難しい面もあるので、来年度から進めていくために、一つテストモデルとして進めている競技がございますが、そういう状況も踏まえながら、子供たちができる限り、思いが何とか実現ができるような活動というものに向けて準備は進んでおります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうすると、一つだけだとそれに該当しない子供たちはどうすればいいんですか。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） それはちょっと待っていただくしかないです。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。ちょっと。

○7番（佐藤直美君） 学年進むから、待っていたら卒業しちゃうんですけれども、という意味も含めてなんですが。

○議長（安倍敏彦君） もうちょっと詳しく。

○教育長（大槻泰弘君） 一斉に始めるとなかなか難しい問題がいっぱいあるんですよ。なので、具体的に言うと、拠点校の活動ですけれども、これは制度をつくるのに難しい。つまり、制度をつくるのは教育委員会で指導しなくちゃいけないと。そうすると要綱とか申請書とか、そういうものを作らなくちゃいけなくなるんです、今研究してきた結果。それでそれを整っていない状況の中で、子供たちに発信することはできないということが分かってきたので、それをきちんとした形で七ヶ浜町なりのものをつくり上げるためには、一つのテストモデルでその流れをつくりながら、これだったらできるという七ヶ浜町なりの制度。それをつくるのに今、準備

をしているという状況でございます。これは御理解いただきたい。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 茨城県の城里町は、1年もかけずに、例えば今年度の本当に短い期間で拠点校をつくり上げて、移動も490万円、事業費予算、移動のバス出すのも490万円、子供のためにお金を出して、1つの桂中学校からもう1個の中学校まで移動させて、拠点校で部活動ができるようにしたという例があります。

なので、ぜひこの茨城県の城里町に視察に行ってください、どういうふうにこういったものができるのか。本当に教育総務課、教育委員会がもう本当に数か月で要綱とかも全部つくって、もしあれだったら私これ全部持っていますので、そういったことをつくり上げてやりました。令和6年度から。我々、令和6年度の途中、何月だ、これ、視察に行ったの、6月に視察に行っています。なので、これニュースとかにも取り上げられています。

教育長の言葉としてテレビになっていたんですけども、子供たちが充実した中学校生活を送るためには、本当に好きな、やってみたい部活動を用意してあげることが大事で、冬は暗い道を自転車で帰ってもらうには危ないので、安全面を考えて無料タクシーを導入しました。桂中の生徒数はできるだけ減らしたくないですし、生徒数の減少、部活動の減少、ひいては学校の存続、そういったことも見据えながら、できることを一つ一つやっていきたいという教育長のお言葉で、数か月で要綱とかも全部つくって、新年度から実施したという町もございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員、時間が来ました。

○7番（佐藤直美君） ですので、そういったところも視察に行く考えあるのか、ないのか。そしてどういうふうにしたら、一人一人が好きなスポーツをやれるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長、どうぞ。

○教育長（大槻泰弘君） 要綱、出来上がっています、4か月でつくりました。ただ、それはあくまでもお手本にしたものの要綱なので、うちの町ならではのやり方で、ある程度加除訂正が必要なわけなんです。そこのところを、ただ、無償、そのままもらってきたままで実施すると、それは大変な大混乱が起きるんです。そこは御理解いただきたい。だから来年度の4月からそれができるために、今、一つのモデルケースでやっているということを御理解いただきたい。

それからバスの送迎は、今やりません。そこは自力で行きますので、そこのところは間違えないでください。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 以上で終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時55分より再開いたします。

午後3時43分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。発言席に御登壇願います。歌川議員。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 今日は時間も時間なので、こっぴやく終わりたいと思います。よろしく
お願いいたします。

12番日本共産党の歌川 渡です。議長より質問の許可をいただきましたので、3点について
伺います。

第1の質問は、水道基本料金免除の再開と水道水量料金の引下げで町民の物価高騰対応支援
を求めるものであります。

総務省の10月発表の2025年9月分消費者物価指数及び11月発表の同月分の家計調査報告で、
ともに前年度同月を上回る状況で、さらに物価高騰で個人消費が低迷状況が続いているもので
あります。再度、町民への物価高騰対応支援事業として、水道基本料金の免除と恒久的施策と
して、水量料金の引下げにより水道料金の引下げを求めるため、以下の6点でお願いいたしま
す。数字、見間違えました。申し訳ありません。

初めに、再度水道基本料金の免除の実施を求めるため、2点伺います。

1つは、11月21日の国の閣議決定で物価高に直面する家計の直接的な負担軽減策のうちの重
点支援地方交付金の拡大等を発表しておりますが、交付金の措置を早急に国に求める考えはな
いでしょうか。

2つは、財政調整基金、一般会計です、取崩しで水道基本料金の免除を実施する考えはない
か伺うものであります。

次に、水量料金の引下げの実施を求めるに当たり、4点伺うものであります。

1つは、1立方、1トン当たり10トンから20トンまで、20トンから50トンまで、50トン以上
の供給単価内訳で、水質、硬度、薬品費、備品費、人件費等はどのぐらいになるのか。

2つは、1点と同じような水量の下で、例えばそれぞれ各50円、または100円、1トン当た

り、引き下げた場合の給水収益額は幾らになるのか、

3つは、20トンから一律200トン以降を、一律に220トンに改定した場合の給水収益額は幾らになるのか伺うものであります。

最後に、水量料金の引下げの実施はないか。カット、基本料金の免除をする考えはないか伺うものであります。

第2の質問は、保育所、園の副食費の無償化及び一部助成を求めるものであります。

少子化、人口減少が進む中、子育て世帯への経済的支援として、保育所、園の副食費の無償化及び一部助成を実施する自治体が増えております。本町においてもその傾向が、本町においても、無償化及び一部助成を求める声が聞かれていることから、無償化または一部助成及び年収基準の引下げの実施を求めるために、以下の3点を伺うものであります。

1つは、町内保育所及び保育園等入所児の令和6年度の副食徴収額及び直近の月額徴収額は幾らになるのか伺うものであります。

2つは、副食費徴収幼児数及び世帯数は幾らになっているのか、伺います。

3つは無償化及び一部助成、年収基準の引下げの実施を行う考えはないか伺うものであります。

第3の質問は、小中学校振替休日に公共施設の開館を求めるものであります。

7月2日の議会主催のカフェデまちトークに参加した保護者の方から、学校振替休日に公共施設の開館をしてほしいという要望が寄せられたことから、以下の点を伺うものであります。

小中児童生徒が学校振替休日に利用できるよう、特に生涯学習センター、町民プール、アクアリーナ等を開館する考えはないか伺うものであります。町長の答弁を求めるもので、町長等だ、教育総務課もあるから、求めるものであります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、水道基本料金免除の再開と水量料金の引下げで町民の物価高騰対応支援を。第2問、保育所、園の副食費の無償化及び一部助成を、について回答を求めます。寺澤 薫町長御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、12番歌川 渡議員の1問目の御質問、水道基本料金免除の再開と水量料金の引下げで町民の物価高騰対応支援を、についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、水道基本料金の免除の実施の①国に対し、重点支援地方交付金拡充を早急に実施するよう求める考えはありませんか、についてお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、政府は先日、11月21日ですか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交

付金の拡充を含めた強い経済を実現する総合経済対策を閣議決定したところであり、令和7年度補正予算案が編成され、今後、国会において審議される予定となっております。その中で、最優先に取り組むとされている物価高騰対策のうち、重点支援地方交付金の拡充も見込まれております。今後速やかに対応するため、活用事業の検討を指示しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

1点目の御質問、②財政調整基金の取崩しで水道基本料金の免除を実施する考えはありますか、についてお答えをさせていただきます。

財政調整基金に関しては、災害対応を含め、将来的な財政需要への対応のための財源として見込んでおります。財政調整基金の取崩しで水道基本料金の免除を行うことは考えておりません。

2点目の御質問、水量料金の引下げの実施の①1立米、1立方メートル当たり、10立方メートルから20立方メートルまで、20立方メートルから50立方メートルまで、50立方メートル以上の供給単価内訳についてお答えをさせていただきます。

令和6年度決算を基に回答をさせていただきます。水道事業全体の供給単価は1立方メートル当たり234.59円となります。御質問の供給単価内訳の水質、硬度、薬品、設備費、人件費等は、給水原価として回答いたします。1立方メートル当たり242.21円。1立方メートル当たり242.21円となります。水量料金段階ごとの供給単価と給水原価につきましては、全水量を基に算定することから試算が困難であるため、段階ごとの給水収益中の水量料金にて回答をさせていただきます。10立方メートルを超え20立方メートルまでは約9,260万円。20立方メートルを超え50立方メートルまでは約6,390万円。50立方メートルを超えるものは約5,660万円。

2点目の御質問、②10立方メートルから20立方メートルまで、20立方メートルから50立方メートルまで、50立方メートル以上の金額を各50円、または100円引下げした場合の給水収益額は幾らになりますか、についてお答えをさせていただきます。

2点目の①同様に、給水収益中、段階ごとの水量料金にて回答させていただきます。初めに、各50円引下げした場合、10立方メートルを超え20立方メートルまでは約7,150万円。20立方メートルを超え50立方メートルまで約5,200万円。50立方メートルを超えるもの約4,750万円。50立方メートルを超えるものは約4,750万円。全体の給水収益額は、4,200万円減の3億2,270万円。

次に、各100円引下げした場合、10立方メートルを超え20立方メートルまでは約5,050万円。20立方メートルを超え50立方メートルまでは約4,200万円。50立方メートルを超えるものは約3,

840万円。全体の給水収益額は、8,400万円減の2億8,070万円。よろしいですか。

2点目の御質問③、20立方メートル以上を一律220円に改定した場合の給水収益額は幾らになりますか、についてお答えをさせていただきます。

これまでと同様の水量区分で回答いたします。水量料金10立方メートルを超え20立方メートルまでは約9,260万円。20立方メートルを超え50立方メートルまでは約5,200万円。50立方メートルを超えるものは約4,020万円。全体の給水収益額は2,820万円減の3億3,650万円。

2点目の御質問④、水道料金の引下げの実施の考えはありませんか、についてお答えをさせていただきます。

営業収益が増加していないため、毎年度、営業損失が発生しております。また、水需要の減少や料金回収率が100%を割っていること、今後の事業量と事業費を見定めたいことから、水道料金の引下げについて現状では考えておりません。御理解をお願いいたします。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、保育所、園の副食費の無償化及び一部助成を、についてお答えをさせていただきます。

1点目、町内保育所及び保育園等入所時の令和6年度の副食費徴収額及び直近の月額徴収額は、についてお答えさせていただきます。

保育所や保育園などの給食費のうち、主食以外のおかず、牛乳、おやつなどに係る副食費については、国において、低所得者及び多子世帯に対し月額4,900円を上限とする減免制度があります。月額4,900円を上限とする減免制度がございます。減免対象額を差し引いた費用については、施設ごとに保護者から徴収をしております。町内4か所の保育所や認定こども園の減免対象額を差し引いた後の副食費徴収額は令和6年度で805万8,400円。直近の令和7年11月で79万2,200円となっています。

2点目、副食費徴収幼児数及び世帯数は、についてお答えをさせていただきます。

4施設の減免対象を除いた令和7年11月の副食費徴収幼児数は137人。世帯数は120世帯となっております。

3点目、無償化及び一部助成、年収基準の引上げの実施を行う考えはありませんか、についてお答えをさせていただきます。

主食費や副食費につきましては、令和元年10月からの幼児教育、保育の無償化が実施される際に、国においても取扱いが検討され、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることなどから、保護者負担が維持されることとなった経緯がございます。保育所や保育園に通う児童

生徒のみを対象とした副食費の助成制度は、幼稚園などを利用する世帯や在宅で保育されている方との公平性、また本町の財政負担の面から慎重な検討が必要であると考えております。そのため、現時点で町単独での実施は考えていないところであります。本町としましては、引き続き国の動向や対応を見てまいりたいと思います。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 第3問、小中学校振替休日に公共施設の開館を、について回答を求めます。大槻泰弘教育長、御登壇願います。

[教育長 大槻泰弘君 登壇]

○教育長（大槻泰弘君） それでは、歌川 渡議員の3問目の御質問、小中学校振替休日に公共施設の開館を、についてお答えをさせていただきます。

小中学校児童生徒が学校振替休日に利用できるよう、特に生涯学習センター、町民プール、アクアリーナを開館する考えはあるかについてお答えをさせていただきます。

生涯学習センター及び町内のスポーツ施設については、毎週月曜日が休日の、そして休日が月曜日が休日の場合は翌火曜日を休館とさせていただいております。学校の振替休日はほとんどが月曜日で、生涯学習センターやスポーツ施設等の休館と重なってしまうことがあることが多いことは存じております。ちなみに、学校によって回数は違いますが、各学校とも年間3日から5日、月曜日に振替休日を設定してございます。子供たちや保護者の考えを考慮しながら、今後の効果的な在り方について他市町村の動向も踏まえながら、情報収集をするところから始めてまいりたいと思っております。

以上、歌川議員への回答とさせていただきます。

[教育長 大槻泰弘君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1問目の再質問からいきたいと思います。私この一般質問出す、これ閣議決定する前だったんで、こういう状況も分からなくていたんですけども、よかったなと思っています。1点目については重々分かりました。

2点目について、財政調整基金の取崩し、災害対応にと考えているので今のところは考えていないということでありました。そこで、どこさ行ったっけ、これが財政調整基金、一般会計、震災の年の平成21年、10億8,000万円、25年に1億約4,000万円、令和元年度で13億円。そして令和6年度の決算で14億7,500万円、そして令和6年度の決算で、その他のるある基金が53

億4,000、53億3万4,980、53万、53万3,498万1,000円です。令和6年度の一般会計の歳入が86億円なんです。かなりのお金を貯蓄しているなと思っております。

そして、災害時の対応ということでは言えますけれどもね、平成21年度で10億円の基金、11億円の基金ありまして、一般会計、そして震災がありました。しかし、とととととって基金が目減りするどころか、増えてきているんですよ。だから、災害時には災害時の交付金が、補助金が出るし、ましてや令和元年度の6年間だけで見ても、どこだ、1億何ぼだっけ、1億1,500円増えているんですよ。なので、この1,500、11億5,000万、ごめんなさい、1億5,000万円増えているんですよ。1か月の水道料金、これまでずっと1,300万円ですよ。この1億5,000万円の3分の1、皆さんから頂いた奉仕すべきお金を災害のためにということで貯蓄しているお金、これをこの今の物価高で還元してもいいんじゃないのかなと思いますけれども、その考えないか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議員がおっしゃるとおり、令和5年度、令和6年度では財政調整基金のほうは横ばいとなっております。ただ、今後につきましては、人口減少に伴う歳入減だったり、あと公共施設の老朽化対策等で一般財源を必要とする財政需要が確実に増加する見込みであります。そのため、現段階では最低限、災害等を考慮すると、現在高を維持していく必要があると考えておまして、財政調整基金の取崩しで水道料金を免除することは考えてございません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今、発言されました公共施設の改修等について、当然基金ありますね。基金の令和6年度末の残高は幾らですか。びっくりする、みんな聞いたら。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 約10億8,000万円です。（「すごいです、ということでね、そういうさっき言ったように、議長」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） はい。

○12番（歌川 渡君） るるの基金もいっぱいあるので、当然、国の補助金等も交付率も限りがあるので、そういう点では対応していかなきゃいけない部分がありますけれども、こういう計画的に貯め込んだお金を、特に一般会計等については、当然こういう物価高の中で町民に返すお金に回すこと求めて、次の質問に移りたいと思います。

（2）の水量料金の引下げの実施のほうで質問させていただきます。①の1トン当たりそれ

ぞれ20トンまで、50トンまで、50トン以上というのは、1トン当たりの料金が違いますよね。

1トン当たりの料金について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） まず、11トンから20トンまでが220円、220円。21トンから30トン、失礼しました。21トンから50トンまでが270円。50トン以上が310円。水量料金の単価でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 何で①で1トン当たり、それぞれの20、50、50以上で違うのかなと質問したのは、その水量に、20から、20まで、50まで50以上の料金が、この水質、硬度、薬品、設備費、人件費がかかっているから高くなっているんでしょうと理解しちゃったんですよ。ということではないんですか。この全ての1トン当たりの供給単価は、関わる水質、硬度、薬品費、設備費、人件費は一律だということに理解して、説明ではそういうふうにあったので、そういうふう理解していいんですか。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） そのとおりです。まず……。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうであれば、水質、硬度、薬品費、設備費、そうであれば、それぞれ20まで220円、50まで270円、50以上1トン当たり310円の違いは、どこにあるのですか。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 水道料金の算定においては、基本料金と従量料金にまず分かれています。そのうち、料金の単価については、本来は先ほど答えた給水原価の費用がかかること、それから、売る単価も画一の料金が、まず一般的には妥当な料金です。

ただ、水道料金のほうにつきましては、やはり固定費、基本料金等にまとめて置いてしまうと、少ない使用料の人が料金が高くなってしまいます。多く使った人の、失礼しました。水量料金を同じにしてしまいますと、弱者の人とか福祉的な面も水道のほうで負担しております、少ない料金の人には単価が安く、多く使う人からは料金をもらうという逓増制の料金形態を取っておりますので、料金単価、供給単価は異なっております。実際には、かかる経費は、本来は全て一緒でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君）　ということで、私は②と③でそういう状況の下で現状はどうなっているのかなということで、質問させていただきました。そこで、一律50円下げた場合は4,200万円の減ということでありました。

そこで、これを見てください。これが、七ヶ浜町水道供給事業決算推移。これについては、収益的収支の部分です。消費税抜きの部分。これもちょっとからくりがあるんですけどもね。そこを令和2年度から令和6年度の表を示しました。事業収益、事業費用、利子等、営業外費用ということで、それぞれ最終的な当年度純利益ということで、この5年間見ただけでも実績的には大体もう4,000万円近く増収、そして令和7年度の見込みで3,760万円です。

ぜひ、収益収支は、別に必ず黒字にならなくたっていいですよ。赤字でも。それは後で別の機会に説明しますけれども、そこで、こういうものをさっき言った、当面この4,000万円、50円安くすると全てにできるんじゃないですか、そういう考えはありませんか。

○議長（安倍敏彦君）　上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君）　6年度決算でもお話しさせていただきます。本来、我々のほう給水収益と営業費用ベースに黒字にならないといけないのが、我々企業でございます。その中で、6年度決算では、営業損失を約3,000万円計上し、それで営業の部分では実際には赤字になっております。しかし一方で、営業外費用、営業外収益とかそちらのほうで、全体では経常利益が約4,000万円ぐらい出ていると。我々目指すところは、営業収益と営業費用で黒字を目指したいのが、まず企業の考え方でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川 渡君）　新たにちょっと見えにくいんですけども、七ヶ浜町供給事業決算推移、先ほどちょっと見ているんですけども、これ平成の12年から令和7年度まで出ています。ここを見ると、減価償却、元金返済、起債残高、そして正味運転資金等見ると、十分に赤字でも対応できる力があるのではないかなと思いますが、そういう過去の今後の見通しも含めて、十分対応できるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君）　ただいまの震災以前からの経営状況とか、経年の部分を見てみますと、議員がおっしゃるとおり、まず現金資産等、平成22年度では約7億、実際令和6年度末では15億と遡増しております。ここの部分の現金資産につきましては、当然資産に充てるべき、資産の更新に充てるべきお金と認識しておりますので、これを料金の軽減に充てる予

定はございません。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 全体的な質問とさせていただきます。これが閣議決定でされた資料であります。物価高に直面する家計への直接的な負担軽減額ということで、それぞれガソリンの問題や子育て問題、所得税の壁の問題等あります。私が質問しているのは、今後の質問者の中で全体的なことで、町の物価高の対応について質問していますけれども、私はその中の重点支援地方交付金のみということで、その中で、ここに書かれているの1人、このオレンジ色のマーカーでしたのは、水道料金の免除等、1世帯当たり1回こっきりですけれども1万円というような提案です。これを七ヶ浜で実施すると、この前の1月当たり1,300万円、これを平均的に9,600世帯に割ると、基本料、1人当たり1,900円で済むんです。それを今度、です、それを今までは1か月で1,300万円を世帯数で割ると1人当たり1,900円、これを1世帯当たり1万円です、5か月分減額できると、一応国の甘い資料なんですけれども、そういうことも含めてぜひ、先ほど町長も前者の質問の中で、町長等も公平性の一番ある住民への施策としては、水道料金の基本料金の免除が一番かと思いますが、そういう点を含めて、この国の重点施策も含めて、あとは一般会計からの繰入れをして、せめて5か月、できれば1年間減免するような考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 先ほども回答いたしました、現在活用事業について各課のほうに検討をお願いしているところでございます。今後、そちらについても併せて検討してまいります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） この質問で最後になります。この資料、これも改めて予算とか決算等でも、再度取り上げたいと思いますが、なぜ水道料金が下げないのか。それはやはり担当課または町の考え方が、町民の目線に立っていないということです。この間、担当課長を所長もお分かりかと思いますが。この間、平成22年度から令和5年度まで、既に3回引き下げているんですね。そして、令和6年度から10年までも引き下げようとしている。

その中で、令和5年まではもう合わせれば4億円が水道料金を県に払わなくてもいいんですよ。本当はそれを、それがさっきの冒頭に言った給水単価の基準にあるんです。水質、硬度、薬品費、設備費、人件費がこれに入っていたので、この部分が要らなくなったので、その分は

住民の生活、水道料金引き下げなきゃいけないんですよ。なぜ引き下げなかったという、それはこれも後で決算、予算にします。ここの黄色い部分、平成20年、21年に、当初、毎年2,000万から2,500万円の基金の、起債の返済額をしていたのが5,000万円と1億6,000万円の基金の返済をやったこと、それに県からの水道料金、まけた分を借金に充てたんです、町民に返さないで。そういう間違っただけをやっちゃうから、我々この平成20年、22年度から水道料金、下がらなきゃいけないのに下げてないんです。そういうことも含め、そういうことを反省して、恒久的な水道料金、従量料金、引き下げる考えないか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 繰り返しになります。営業費用と営業収益、我々この段階でまず黒字化の事業を目指すべきと認識しております。損益勘定留保資金とか現金の余っている分につきましては、当然のように施設の設備、更新に充てるべき、設備に充てた部分の、償還財源に充てたのも、設備に、設備の部分の費用をそこで賄っているという認識でございます。今後も、営業ベースでしっかり黒字が目指せるよう頑張っていきたいと考えております。営業ベースですね。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） これ見てください。減価償却費が今、1億約3,000万円、毎年している。借金、もうゼロになっちゃったんですよ。ね。減価償却費、何に使うの。余り余ってしょうがねえべっちゃ。この部分をぜひ活用して、水道料金と従量料金を下げることを求めて次の質問に移ります。

2点目、保育所、園の副食費の無償化、一部補助についてです。私の試算と大体似たようなものですね。私、なかなか保育所の、遠山については分かりますけれども、民間の副食については資料が取れないので、しかし全体の4割は、入所4割半ぐらいが副食費取っているんじゃないかなと試算しました。そしたら、約848万円、大体似たような金額ですね。ということで、その部分と848万円、これぜひ子育てのために、さっきも水道でも言いました。一般会計の財政調整基金で、これあの金額から見れば僅か800万円近く、やる気ないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。こっちか。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 副食費の補助についてですが、こちら回答させていただいた金額については、町内4か所の保育園や認定こども園の金額ということで、町外に通う児童もおります。（「少しね」の声あり）それで、やはり公平性という面から、町内の保育所や認定

こども園の減免というところは考えておりません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうであれば、当然、町内の幼稚園バスが、町外の施設の車が回ってきています。把握しているでしょう。その人たちにも現金で振り込んで補助したらいいんじゃないですか。そして、そういう考えはないですか。公平性を保つ。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 副食費については施設ごとに金額が違っております。現金でという支給は考えておりません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） じゃね、現金で半分の、2分の1、大体七ヶ浜の場合4,500円ですので、切りのいいところで、2,000円で、ちょっとまけてあるけれども、そうすると大体350万円ぐらい。そして町外の方も含めて400万円弱ですよ。そういうことで、国の子育て支援で一律2万円やるよりは、町の直接の子育ての支援で恒久的に月2,000円の補助やる気ないかどうか、町長。町長。決定権は町長だから、同じ。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） やはり、三百何万円という金額が出ましたけれども、こちら恒久的に持続するにはやはり財政負担という部分もかかってきます。在宅で保育をしている方の公平性の面もございまして、今のところ副食費の補助というところについては考えていないところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 在宅で保育している。それは全く次元が違うんじゃないですか。保育所に入れたくても入れられない人なのか。保育所、幼稚園に入れなくてもいいという子供なのか。全く違うでしょう。入れたいんだけど、空きがないとかであれば、それは不公平が生じるかもしれない。でも、在宅で保育、子育てしている人はそういう対象者じゃないんじゃないですか。どうなんですか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 子育て支援の部分の補助の部分については、やはり皆さん、公平性というところを見ていきたいと思っておりますので、こちらについては副食費の補助というところには、現在のところは考えていないところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 全ての預けている子供たち、幼児に約800万円ちょっとですよ。町外も含めれば、900万円もたない。私、財政的な問題言いました。児童クラブ、シダックス、指定管理しているでしょうね。そして、あそこには、この前も質問しまして、全協で質問しましたけれども、企業の利益として約18%という話でした。幾らですか。今年度、新たなシダックスに委託するに当たっての年度予算の18%、幾らですか。

○議長（安倍敏彦君） 指定管理料です。（「指定管理者でやったんでしょ」の声あり）子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） すみません、ちょっと今、手元に資料がないので正確な金額はお答えしかねます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ちょっとその質問をするつもりがなかったんで、ちょっと探しあぐねているんですけども、それなりの、1,000単位のお金はその企業の利益としているんです、なるんですよ。その分を、当然町が直営であれば、それは支払わなくてもいい。そういうものをこういうふう流用して、子育て支援に回すべきよう、回すべき発想、持てないのでしょうか。これは、今後の補正で、あしたの議案提案で発言、質問しますけれども、そういうものをきちんと対応していけば、こういうところに回せるものになるんじゃないでしょうか。そういう考えはないんですか。ちょっと話がずれましたけれども。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 放課後児童クラブの指定管理については、放課後児童クラブを利用する児童に対しての運営に係る指定管理料でございます。またちょっと別の問題になりますので、そちらを回すと副食費に回すという考えはございません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ありました。令和7年度予定の約5,300万円です。はまぎくを除くと、その18%ですと900万円でした。こういうものをぜひ、こういうものに回すことを求めて、3問目に移ります。ちょうどいい時間ですね。

休日にしてほしいと、振替休日にしてほしいということですが、先ほど、現時点では小中学校で3日から5日というような教育長の説明でありました。具体的にどういう事業でしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 具体的に話をさせていただきます。まず、小学校は、振替休日が3つ

の学校とも2日間、休業日、これが、やっぱりあれです、運動会。松ヶ浜が運動会、それから汐見は4月の授業参観の振替休日ということで、月曜日休みにしています。それから、亦楽が学習発表会、運動会、この辺のあたりで2日間、月曜日休みということで、3つの学校、小学校、休みを月曜日を振替ということで取っております。

中学校、中学校は、向洋も七ヶ浜中学校も5日間なんです。ちょっと多い。（「だからでしょ」の声あり）細かい話言わないで、ちょっと聞いていただけますか。（「はい」の声あり）向洋中学校は月曜日休みが4日間で、金曜日に1日取っています、この5日間です。七ヶ浜中学校については、月曜日が3日間、火曜日が2日間ということで、中総体が6月と9月にございますので、新人戦と、これが2日ずつ休みになるということでございます。あとは体育祭を10月に行っていますから、これで5日間休業というような状況になってございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうするとね、要するに小学校については、学習参観、学習発表、運動会、中学校については、学習参観、中総体、体育祭、郡の新人大会等合わせると、これほとんど重複してないんですよ、小中学校。そうすると3日から5日じゃなくて3日プラス5日。そしてそこで、要するに学校の振替休日が年8回あるということ。そして、国の振替休日そのものが、カレンダー見るとこれも、年8回あるんです。そうすると、子供たちの月曜日休み、それだけでも、16回あるんですけども、今問題にしているのは、小学校の振替なんですけれども、そういうことを含めればここで提案したいのは、ぜひ町そのものの公共施設の休館日を月曜日じゃなくて別の日に、最初からする。そうすれば、わざわざカレンダーに振替なんて書かなくてもいいんですよ。そういうことできないのかどうか。どっちでもいいです。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） そこは、これから整理をしていく必要があると思うので、今日がスタート、研究のスタートになるかなと思う。私も今回この質問、議員からいただいて、結構やっぱり、月曜日、火曜日、結構重なるものがあるなということに気づきました。これ、いざ始めるとなると、やっぱりいろいろ重い枠が出てきます。例えば校長の学校運営、こういうものもありますけれども、この情報をまずは校長会等でやっぱり共有しながら、学校の先生方の事情がもしかなうのであれば、もしかすると速やかに整う可能性もあるのかなということを感じていますし、もしかするとそこで、私どもも気づかないような学校の事情みたいなものが出てくるかもしれませんが、どちらにしても、データを基にしながら何か、いろいろ可能性を探って

いくということではできそうだなと思っています。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そこで、近隣の状況を見ました。多賀城が水曜日、塩竈が火曜日、利府も火曜日、そして大和町も火曜日です。結構火曜日多いようですね。なのでね、そういうふう
に最初から火曜日とか水曜日にすれば、ただそうすると、全ての施設がね、全部火曜日になっ
たらちょっとあってあるかもしれないけれども、もう町内の子供たち、小中学校の人たちは、一
応町外に出るときには一定の義務が、何らかの手續の義務があるので、そういうこともない
は思うんですけどもね。そういう点で、ぜひ検討すべきかなと思います。

そして最後に、前者の質問の中で、やはりこの公民館、町民交流センター学習室、図書セン
ター、こういうところを、やはり振替のときにせめて、そのときに友達と一緒に勉強しよう
とか、話をしようとか、何かこう作ろうとか、そういうこともやはりやれるためにも、この休
みの振替、そういうところを開放するというのは必要ではないかなと思いますけれども、こ
ういうところも含めて検討を急いでしていただくと、する考えはないか、伺いたいと思
います。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 本当に今日のいろいろ議会の話合いの中に、いろいろつながってくる
ものがあるなと思って話を聞かせていただいております。いろんなやっぱり声を聞くところを、
やっぱりスタートしていきたいと思います。子供たちもそうですし、先生方の思いもそうだし、
それからもしくはPTAの方々、保護者の方々も、その辺どう思っているのかなということも
PTAの方々の声なども聞きながら、進んでいく価値があるなということをおもってお
りましたので、これから、いろいろ研究を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3分間を残してこっぴやく終わらせていただきます。ありがとうございます。
ます。

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこ
れにて延会することに決しました。

明日12月3日午前10時より再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後4時50分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年12月2日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 7 年 12 月 3 日（水曜日）

七ヶ浜町議会定例会12月会議会議録

（第 2 日目）

令和7年七ヶ浜町議会定例会12月会議会議録第2号

令和7年12月3日（水曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	阿部豊則君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	大 槻 泰 弘 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第2号

令和7年12月3日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第67号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第68号 七ヶ浜町区長会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第69号 七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第70号 七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第71号 七ヶ浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 7 議案第72号 七ヶ浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 8 議案第73号 七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第74号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第75号 七ヶ浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 1 議案第 7 6 号 七ヶ浜町放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 1 2 議案第 7 7 号 七ヶ浜町中央公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 1 3 議案第 7 8 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 1 4 議案第 7 9 号 令和 7 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 5 議案第 8 0 号 令和 7 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 1 号 令和 7 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 8 2 号 令和 7 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 8 議案第 8 3 号 令和 7 年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 6 7 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 6 8 号 七ヶ浜町区長会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 6 9 号 七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 7 0 号 七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7 1 号 七ヶ浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 7 議案第 7 2 号 七ヶ浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 8 議案第 7 3 号 七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7 4 号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 7 5 号 七ヶ浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 7 6 号 七ヶ浜町放課後児童クラブの指定管理者の指定について

- 日程第12 議案第77号 七ヶ浜町中央公民館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第78号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第14 議案第79号 令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第80号 令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第81号 令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第82号 令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第83号 令和7年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第1号）

午前10時00分 開議

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

これより令和7年七ヶ浜町議会定例会12月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番岡崎正憲議員、12番歌川 渡議員を指名いたします。

日程第2 議案第67号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、議案第67号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、議案第67号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は1ページ目をお開きください。

提案理由といたしましては、令和6年度住基ネットワークシステム（リプレース）購入事業におきまして、議会の議決を経ずに財産の取得等を行ったことに対する管理監督者責任として、町長、副町長及び教育長の給料を減額するものであります。

それでは、議案参考資料の新旧対照表に基づき御説明いたします。

議案参考資料は1ページ目を御覧ください。

附則に1項を加えて、15項におきまして、町長の給料を、令和7年12月1日から同年12月31日までの間、別表第1に定める額に100分の5を乗じて得た額を減じて支給。副町長の給料を同年12月1日から12月31日までの間、同じく別表第1に定める額に100分の3を乗じて得た額を減じて支給。教育長の給料を同年12月1日から12月31日までの間、同じく別表第1に定める額に100分の2を乗じて得た額を減じて支給することを加えることとなります。

議案書は、2ページにお戻りください。

附則により、公布の日から施行し、令和7年12月1日より適用とさせていただきたいという提案内容になります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

特別職の給料減額幅の妥当性について伺います。今回の条例改正により、特別職の給料減額幅がそれぞれ設定されておりますが、判断責任の重さや、管理監督範囲、さらに他自治体との先例等も踏まえ、どのような水準の下この減額措置を決定したのか説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの御質問につきまして、御指摘内容につきましてですが、こちら正直なところ判断基準については前例があまり存在しない、あと、ばらつきがあって非常に苦慮したところではございました。町といたしましても、今回の案件につきましては非常に重く受け止めるということもあわせて、否決案件があつて前例があつたような事態はあつたんですけれども、当町は、議会の皆様の御同意を賜りましたおかげで損害等々がなかったとはいえ、事態の重要性は非常に重く感じ取っております。ですので、処分内容といたしましては、恐らくほかの教科書案件とかほか事例はありましたけれども、そこより多少重めの判断となっております。それは事態の重要性を重く見たから、あまり軽い処分内容は妥当ではないだろうというところで設定させていただいたところですよ。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 教育長を減額対象に含めた理由について伺います。一般に、住民情報システムや財産取得は教育長の直接所管ではありませんが、今回教育長にも2%の減額が課されております。教育長の管理監督責任の範囲をどのように認定し、減額対象とされたのか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの質問ですが、こちら御指摘のとおり命令系統としましては町長、副町長というところではございますが、本案件につきましては財産の取得でございます。ということで、ほかの案件にも影響することであり、今回直接関わりがなかったとはいえ、特別職全ての責任と、監督管理監督者責任に及ぶと、戒めの意味も含めまして全体を範囲とさせて設定したといたしたところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは決裁状況に関して伺いますが、こういった財産取得に関しましても教育長の決裁を要するものという取扱いになっているのかというところでございます。というのは、教育長はこういう事態を知らずに起きているという事態ではなかったのかなという点から伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 本案件に関する決裁につきましては、教育長は直接の決裁権は持ってはおりません。ただ、まだ教育財産等の取得に関するものにつきましては教育長の決裁権があるということになります。御指摘のとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 1点だけお伺いいたします。

こういった案件というのは、議会のあれを得るというのも大事だと思うんですけども、町民の皆さんの御理解を得るというのが一番大事なことなのかなと思います。そうしますと、町民の方の多くの方は多分民間企業にお勤めなのかなと思います。私も民間企業に長く勤めてきた人間としてその観点からお伺いするんですけども、先般の全協の説明のときに職員の方の処分に関して御説明がありました。そのみで何か降格になるということではないものの、キャリアアップに影響を及ぼす場合もあると。非常に重い処分だなと私自身は感じました。それに対して特別職の方の減給額が、ちょうど1か月で5%3%2%とバランスが悪いのかなと。正直なところ非常に軽いなと感じました。先ほど御答弁の中でも非常に重く受け止めていらっしやるということだったんですが、その整合性をどのように整理されているのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの件でございますが、確かに全協のときに、この処分を受けた一般のほう、一般職のほうの職員のキャリアに影響が出るかもしれないという答弁はしましたが、同時に御説明させていただいたのは、これをもって、この1点のみで、そのキャリア、今までテストでいえば99点取っている人がたったの1つのミスで全てを失うとか、そういうふうなバランスを取っての能力評価ではございませんので、この1点で重い処分が下るということでは決してございません。あくまでも、その職員の今までの町に対する貢献、業務に対する貢献度、全てを踏った上での判断をさせていただく。ただ、そういう可

能性もあるということでの御説明でございます。必ず、今回を基にそのキャリアバランス、キャリアに傷がつくとかそういうことではございませんので、その場合ですと、この処分内容も戒告以上の実質懲戒処分ということになれば、完全にそのような処分になりますが、今回は下段下にあります懲戒処分ではないが訓告処分というところになっておりますので、そこは必須にはなっていないというところになります。

というところで、職員にそこまでの処分を与えてないが、特別職に関しましては実質減給という処分、むしろこちらのほうをあえて重く設定させていただいたということは、町長、副町長含めまして、管理監督者責任、議会に対する重い責任があったというところを鑑みましてこのようなバランスを取らせていただいたということになります。

以上です。

○2番（鈴木 篤君） 承知しました、以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なければ、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第68号 七ヶ浜町区長会条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、議案第68号七ヶ浜町区長会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、議案第68号七ヶ浜町区長会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は3ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由といたしましては、区長の担い手不足の解消を図るとともに、町行政と町民との協調をさらに推進するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案参考資料の新旧対照表に基づき御説明いたします。

議案参考資料は2ページ目をお開きいただきたいと思っております。

第2条に規定されております区長定数について、35人以内を40人以内に改正するものであります。

経緯といたしましては、現在、区長が1人しかいない地区があり、1名で地区全体を掌握するのが困難な状況になっております。ここを2名、複数ですね、複数いけば片方に万が一の事態があった場合でも、即大事に至らないということから、1人区長の地区5地区に対して運用できる人員枠を確保し、柔軟に運用できるようにと考えたものであります。これはあくまで定員枠の拡充であり、必ず定員いっぱいを埋めるということではないということをつけさせていただきます。

議案書は4ページにお戻りいただければと思っております。

附則により、施行期日は令和8年4月1日からとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

区長会の定数を35人以内から40人以内に拡大する理由について改めて伺います。るる説明いただきましたが、全員協議会資料では担い手不足が理由として示されております。今現実には、どの地区でどのような形で担い手不足が生じ、現行の35人以内では具体的にどのような支障が生じているのか、改めて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 具体的にまず地区名のほうを御提示させていただきますと、亦楽地区ですね。亦楽地区現在1名の区長が御尽力されているところでありますが、7年8年ぐらいですか、もう既に何回複数かの任期を超えてやっていただいております。御自分もかなり精力的に活動されて地区を全部見て回られているものの、そろそろ後継に引き渡したいとなったときに、やはり守備範囲が以前と違いまして、かなり区長の守備範囲が広がってきている、あとは地区における問題が重くなっているということもあり、後継者がなかなか一対一では見つからないと。2人で手分けしてやれるのであれば、責任分担もできる

し、会議等の出席割合、あと区長ってほかの委員とかを兼職しているケースが多いので、手分けができるので、後任が正直なところ見つかるというところもあって、そこがまず発端となって、ほかの1人区長の4地区ですみ残り、等々の意見を踏まえてまとめたところ、今現実的に喫緊の課題となっているのは、冒頭申し上げた亦楽地区がまず喫緊の課題と。亦楽地区は現象としまして世帯数も増えてきているという現象もあるので、単純に世帯数だけではないのですが、やはり区長の業務範囲、業務責任、あと住民との距離感というんですか、それがもうちょっと変わってきているというところがあって、責務を果たす上でも複数体制が望ましいというところでの内容でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 説明については理解しました。また、全員協議会ではこれまで2年で13回もの議論が区長会内で重ねられてきたという説明がありましたが、今回の定数40人以内への改正案は、区長会全体としての合意形成がなされたものなのか、つまりは区長会としての総意ということで理解してよろしいのか、それとも地区によって見解の差があるのか、この点を伺いたいと思います。

あわせて、担い手不足は制度的な構造問題であり、定数を増やすだけでは解決しないことは多くの自治体で明らかでございます。そのため、行政事務の軽減であったり、区長への研修制度であったり、あとは人材育成の仕組み、そして行政側のサポート体制の強化といった、ソフト面の支援策をどのように講じ、担い手不足解消の確実性をどのように担保されていくのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、まず1つ目の区長会の意向ですが、区長会におきましては13回目の議論を重ねて、全会一致で町に対してこの案の要望があったところですので、総意かどうかといわれますと、区長会全ての全員一致の同意であるというところをまず御報告させていただきます。

あとそれに対して当然我々も、区長さん方の体制を変えたから今の諸問題が解決するとは全く思っておらず、町からの地区に対する仕事の関わり方、あと町がお願いしている様々な物件であったり、一番区長を困らせるというか大変な思いをさせているのは、各種委員の人選であったり、そういうところを整理して回数を減らす。まず役割のまとめ方、あと業務の集約、こちらも同時に進めており、業務の軽減というわけではないんですけれども、なるべくスムーズに地区運営のほうに力を向けられるように町としても整理させていただいて進めてまいりたい

という考えでございます。こちらのほうはもう並行して随時進めておるところでございます。

以上です。

○13番（仁田秀和君） 研修と人材育成の仕組みについて。（「人材育成の仕組みについて」の
声あり）

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 失礼しました。人材育成の仕組みになりますが、
区長の後継につきましては、正直、区にお任せしているところが現状でございます。ただ、区
のほうからも、この議論の中で後継者育成だったり、宮城県内の他自治体でどのような地区、
うちの場合は地区と呼んでいます、都市部だと町内会とか呼んでいるところもありますけれ
ども、そういうところで後継者をどのように出しているかということも、資料としていろい
ろ勉強会でやって提供しながら、また区長さん方も独自で調べた提案を区長会の中でやりなが
ら今議論しておりますが、明確にこのやり方が今七ヶ浜にいいということまでは煮詰まって
いないところですが、課題としては、そこは重い課題だと思って認識しております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） やはり区長制度自体が、現行法令、総務省通達とのそごが生じていると
いう点について伺いますが、本町の区長は非常勤特別職公務員として条例上位置づけられてお
りますが、総務省は平成26年通知におきまして、行政組織の一部としての行政区長制度は自治
会等の地域運営組織との役割分担が不明確になり、住民自治の主体性を損なうおそれがあるた
め、制度の見直しが望ましいとの見解を示されております。

さらに近年は自治会制度への移行やコミュニティー組織への権限移譲、区長任命方式の廃止
を進める自治体が増えており、国の示す方向性は、行政任命型の区長制度から地域主体型自治
組織への移行が基本である点は明確でございます。

この国の法令解釈及び政策動向に対し、本町は区長を行政任命の特別職として維持し続けて
いる理由、そして制度を改めないまま定数のみを見直すことが、そのことが妥当と考える理由
を改めて説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの御指摘の点、ごもっともな御指摘だ
とございます。

まず制度のほうから先に申し上げますと、国の自治法の制度設計は、今仁田議員おっしゃっ
たとおりの制度設計になっております。ただ、これがなかなか難しいところがあって、私も総
務課長3年半務めさせていただいて、この件に関しましては相当調べさせていただきました。

やはり国としては全国統一のルールをとということで、そのような制度解釈、制度改正を行ったというところでございますが、じゃあ全国にこれがフィットしているかという、なかなかフィットしていない部分もあると。かといって、ルールとしてこれはもう存在しているものなので、七ヶ浜の歴史や今までのコミュニティーを崩さないでいかにその国の制度に落とし込めたかというところで大変苦慮しているところでもございます。

今の区長さん方におかれましては、やはり過去からずっと町長から任命されて、それを矜持として地区活動に誠意を尽くしてやっていただいているというところもありますので、そのあたりの区長のモチベーションといいますか、自分に対する期待、責任感というところも壊さない形で、かつ国の制度にのっとるような形でいうところ、今私共のほうでも大変すり合わせに苦慮しているところがございます。こう申し上げるのもはばかれるのですが、やはりどうしても自治法の理論は都市部、特に町内会離れが進んでいますので、都市部の理論では多分あのやり方が大変マッチしているのかなということは自分でも感じております。ただ、地区コミュニティーがうまくいっている状態の中で、あれをちょっと無理やり右から左にぼんと変えるというのもなかなか難しいので、ここをうまくソフトランディングできる形を今探っていて、時間がどうしてもかかってしまっていて、なかなかいい結論が出ていないというところがございます。ここに関しましては、引き続き我々もこのまま歩みを止めるのではなく、課題としてしっかりと落とし込むところに落とし込みたいと考えております。もう1点なんです。つけ。

○議長（安倍敏彦君） 定数。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 定数、定数です。

○議長（安倍敏彦君） それに伴う定数増どうなのかと。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 定数に関しましても、今回、枠のあくまでも拡充という形で御提案はしたものの、先ほど前段申し上げたとおり、区長会制度の自治法改正にも伴う見直し等が進んでいけば、定数に関しましても流動的にまた適正な形にまた動いていくものと認識しております。ですので、今回まず、地区の喫緊な課題を解決する方法として、まずは定数の拡充は御提案したものの、未来永劫この定数で続いてやっていくという考えでもございません。またこれは今の課題解決のために、また違う形になる可能性も大いにあります。ですので、定数は、これは未来永劫にこの形でやっていきたいなという形ではないという御提案になります。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。何点。

○12番（歌川 渡君） 12番歌川です。4点かな。

○議長（安倍敏彦君） 4点。

○12番（歌川 渡君） 前者の質問に付け加える形で質問させていただきます。

1つは、この区長会条例で定めている区長の役割について改めて確認させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員、最初3問で。4問のうち3問。4問のうち3問を最初。

○12番（歌川 渡君） そうそう。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、今1問目の御質問につきまして回答させていただきます。

区長会条例にということですので、区長会条例に示してあるとおりの、第1条ですか、行政に関する情報の地域住民への周知並びに町行政に関する住民意見の調査及び調査結果に基づく町に対する助言等を行い、最後協議を図るためとありますが、こちらが今の区長会の役割と認識しております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 第1条には2つあるんです。今言ったように町行政に関する情報の地域住民への周知等、そして町行政に関する住民意識、意見の調査及び調査結果に基づく町に対する助言等を行うという2つ。大きく言って2つかと思います。

そこで伺います。そして最後にこの中で、この設置については前者述べたように、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて設置したんだということでもあります。そこで伺いたいと思います。この地方自治法138条の4第3項の事業の内容について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいま御質問の地方自治法138条の4の第3項ということでの御質問でございますが、こちらは御手元にも資料あるかと思うんですけども、法律または条例の定めるところにより執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審議会、審査会、調査会その他審査諮問または調査のための機関ということで定めてあるとおりと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうですね。ということになると、この区長会というのは地方自治法138条等々に規定されている、先ほど2つの目的がありました、その中の後半の、町行政に関

する住民意見の調査及び調査結果に基づく町に対する助言を行うというのがこの138条であります。そうすると、1点目の前者の設置の目的、町行政に関する情報の地域住民への周知については、この138条4の第2項に照らしてどういう役割になっているのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） こちらの質問ですが、138条の4の3項の調査のためのというところで、我々自治法のこちらの部分を住民の意見調査も含まれると解釈しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 2点目。足りない。

○12番（歌川 渡君） 答えてないよ。地域住民への周知だから、情報をもらうんじゃないんだよ。後は、なので、住民から……

○議長（安倍敏彦君） では、再質問してください。

○12番（歌川 渡君） そういうふうに、町行政に関する情報の地域住民への周知というのは、現在やっている仕事というのは、広報の配付の依頼ですよね。本来この138条の4の3項というのは、先ほど担当課長が言われた町長の諮問等に応じて区長がその必要性に応じて、よって、行政が区長会に意見を求めて行う事業なんです。広報等を配付するのはこの138条の4項の3には規定されていないんですよ。それをなぜ条例の中に入れたのかということですよ。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） こちらにつきましては、先ほどの答弁ちょっとすみません、足りなかったかもしれませんが、町としましてはこの周知活動もその時点での住民の意見調査に、活動の中に含まれるという解釈の下、当時条例のほうを制定したと聞いております。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

○議長（安倍敏彦君） 2問目。

○12番（歌川 渡君） 前者の質問にもありました、提案理由の中の区長の担い手不足の解消を図るために、取りあえずと35人を上限40人にするということでもあります。現在の35人でも担い手、後継者がいないのに、40人にすることによって担い手がどういうふうに見えるのか。そのことについて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 数の話でいうと、35人でもいないのに40人、逆に難しいのではないかと、ごもつともな御意見だと思います。我々も議論する中でそれは最初に考えました。ただ、これは区長会の皆様の御意見を聞くと、やはり先ほど仁田議員の質問でもございまして回答申し上げたとおり、区長1人に対する責任、あと住民側の抱える問題の責務も増えております。それをまとめるに当たりまして、1人では背負え切れないが、2人では出てくれるという意見が地区の内でも多くありますので、ここは逆に1人だからできない、2人ならその責任をしょえるという意見から、拡充という形で意見がまとまったということになります。決してこれが普通の通常の委員の推薦とかであれば、数を増やされると単純に困るという話になるんですが、区長におかれましてはその限りではなく、そこに背負う責任の重さというところでの分担、そこでの複数ならしょえるというところがあって2人、拡充という形での御提案をさせていただいた次第です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 担い手不足ということになると、後継者づくりの問題ですよ。そうすると、今任務に就かれている区長の方々ではなくて、これから区長になっていただく方に対する一定の配慮が必要だと考えなきゃいけないんですね。そうすると、一つは報酬の引上げとか、そういうものが十分と配慮されていれば成り手の解消にはつながらないのかどうか、そういうところの担当課等の考え方、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 報酬等の引上げ等の議論が全く出なかったわけではございません。しかし、区長さん方御自分の責務に先ほど申したとおり矜持を強くお持ちでございます。同じ仕事をするのに、報酬の引上げ等々まで、今回深く立ち入っては議論しておりませんが、単純に報酬だけが後継者を拒んでいる、後継者が出づらいつくっているというよりも、今の住民環境、住民問題の複雑化、多様化、問題の難しさが後継者、それは私ではしょい切れないとかという問題に大きく要因しているかなというところで、単純に報酬を引き上げても後継者が増えるというところではないかと思われま。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

○議長（安倍敏彦君） 3問目。

○12番（歌川 渡君） 説明の中で、1人の区長が万が一のことが生じた場合への複数の配置というお答えがありました。

そこで伺います。他の松ヶ浜、ほかの地域ね、中では複数ですね。その中で、複数の地域の方々は、地区での各複数いる中で、よってこの地区の情報の、町行政に関する情報の地域住民への周知について協議しながら、毎月なり一定の期間中に、配付のやり方なり周知の仕方を協議しながらやっているということに理解していいのか、それとも、各地区を、2区長がいた場合はその地区を2分にして、3区長がいるところは3区分にして、5区長いる地区は5分割にしてそれぞれ分担してやっていくのか、それとも、5区長があるところは一度寄って、今回は順番しながら地区を変わっていきながら、いろんな配付の情報を前区長が網羅してね、情報の周知と情報の提供、今回はある区長は、5人の区長のところで今回は、A区域を私やると、今度のときはB地区を私はやるから、そういうことを繰り返しながら、5人の区長がその地域全部を網羅してやっていくという体制で今やっているのかどうか、その点を伺いたと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの御質問ですが、区によって多少やり方に誤差はございますが、議員御指摘のとおり、まずほとんどの地区では、担当3人いる区を仮に仮定しますと、3人の方々がその大きな地区を3分割して分担地区というところで把握していると思われま。まず分担地区をおのおのの区長がやって、区全体での行事であったり、まとめごと、委員の推薦、町からの依頼があったりとか、あと区の事業があったりすると、区で役員会というものがござい、区長さん方をトップとする役員会というものがござい、役員会の中で協議して、また分担する地区のほうに情報を落とし込んでいたり、収集したりという活動をされていると聞いております。ですので、その分担地区が途中で変わったりとかそういうことはなく、任期が変わったときにはその地区として、町としては地区としての区長としては使っておりますが、地区としては分担地区をお持ちで、その分担地区の区長が欠けると分担している担当エリアの地区からまた区長の後継が上がってくると認識しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、各地区は分担であって、何か地区の祭りとかあったりすれば、当然全体の問題ですから、区長が寄って行事を進めていくということはある、可能性は十分あるんだけど、この町が定めている目的の第1条からして、そういうことは現時点では合議として進めているということは、やっているのかどうか改めて。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） まず先ほどの説明の続きになりますが、地区内では、最終的に集まって、3区長いれば3区長、5人の区長がいれば5人の区長が集まって、合議で地区内の運営方針等々を決めていきます。あと最後は、地区の課題で解決できないとか情報を共有したい、他の地区の意見も参考にしたいという場合は、区長会において合議で議題にしていくとなっております。

以上です。

○12番（歌川 渡君） これはちょっと言ってることがちょっと違う。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） もう1回できるんだっけ。

○議長（安倍敏彦君） もう1回だけ。

○12番（歌川 渡君） 先ほど言いましたよ。祭りとかいろんなイベントが地区全体あったときはそうかもしれないけれども、日常の区割りした地区との関係では、毎回、区長会、この地区の区長が寄って協議しながら、毎回配付物の検討をしていくのか、そうじゃないでしょう。年に一度ぐらいはあるかもしれないけれども、ふだんはそれぞれの分担されている地区との行政との関わりしかないんじゃないのかなと思うんですけども、そこのところを改めて。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） そちらにつきましてはおっしゃるとおりで、毎回毎回集まって何かを決めているということではございません。また、地区内の区長以下の細かいことにつきまして地区運営のほうでお任せしているところでもあり、町がそこは介入できないところでもありますので、まず地区の細かい運営につきましては区長さん方の運営にお任せしているところであります。前段戻りますが、配付とか細かいところで、毎回毎回集まって議論しているというところではございません。

以上です。

○12番（歌川 渡君） 議長。

○議長（安倍敏彦君） 終わり。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

○議長（安倍敏彦君） いやいや、残り3回やってから、あと皆さんの聞いてから。

ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 今いろいろと担い手不足を……

○議長（安倍敏彦君） 何問ですか。

○7番（佐藤直美君） ごめんなさい、1問です。担い手不足を解消するためにこの条例も改正していくということで、仁田議員だったり歌川議員がいろいろ質問してくださって、十分理解はできたんですけども、町として、区に対しての負担を減らすために具体的にどのような改革をしていくのかということをお伺いしたいです。やっぱり、人を集める、例えば健康推進委員だったりとか、あとは地区民合同運動会だったりとかそういったところ、そういう細かいところで結構区長さんたちをお願いしているのがすごく多いというのが、やはり1区民として感じているところでございます。私は基本子供会とかそういうところで区と関わっているんですけども、やはりそういったところを改革せずに行ってしまったら、やはり私たちの年代だったり今70代の区長とかが多分多いのかなと思うんですけども、やっぱり60代だったり50代だったりという方々が将来区長にならなければいけないところで、ちょっと難しいのではないかなと感じています。しかも、昼間に会議をされたら仕事をしている方々が会議に参加できなかったりと、やっぱりいろいろちょっと支障が出てくるのではないかなと感じております。このところ町としてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの御質問ですが、町としてもそこをすごく大変重要な課題として考えております。今回議案上程するものと並行しまして、町のほうも業務の洗い出し、棚卸しのほうを並行して進めておりました。やはり、担当課としては区長に対して1回のお願いも、担当課が20個あって20個お願いすると受ける区長は20個の案件となって、非常に重い業務になってしまいます。それこそ1日1個ずつ片づけても20日間かかってしまうというところから、まず依頼物に関して、委員の委嘱に関しても、例えば任期を合わせていって依頼は1回でまとめるとか、何回も区長に足を運ばせないように業務の一本化、これは我々みたいに会社員とかこのような事務業務を務めた方がそのまま区長を現役で続けているのであれば問題ないんですけども、町に出す補助関係の書類の作成、これもかなり重荷になる方もいらっしゃるかと思います。ですので、補助金の申請のやり方も今のところで様式が各補助申請ばらばらになっていたりとかあります。これ何とかまとめることができないのかなということで、全庁舎で営繕事業、区長に対して補助申請を依頼しているものの取りまとめ、これも棚卸しですね、に進めるための業務のほうも進めておるところです。これをちょっと区長会と協議しながら、どのあたりの負担、このあたりの軽減をしていくかというところでやってまいりたいと思います。当然町のほうとしましても、区長に同類の依頼をすれば、町職員の業務のほうも効率が悪く業務しているのではないかということもございまして、これは確實

にちょっと棚卸しなり業務の取りまとめは進めて並行してやるものだと考えております。

○7番（佐藤直美君） 以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 1点お伺いいたします。

先日の全協の中の御説明の中で、35人から40人と5名増やすというところで、1人区が5つあるというところで、安易に5名になったのかなというちょっと印象があったんですけども、例えば松ヶ浜、それから菖蒲田と3名の区長がいらっしゃる場所もありますので、確かに区長は大変仕事量が多くて、区のために一生懸命されているなというのは実感しているところがございます。1人区長は大変だなというところはありますけれども、例えばこの中で菖蒲田さんは今1人欠員になっていますよね。こういう中で、例えば35人の中でこれから1人世帯が多くなって世帯は増えるかもしれませんが、やはり人口的には少なくなっていくという将来的な可能性もあると思うんですけども、その中で35人を必ず1つの地区がこの人数と決まっているわけではないのではないかと思うんですけども、その辺の調整というのは考えられなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 今熊谷議員の御指摘の点は、当然35人の枠の中でというのも議論させていただきました。ただ、こちら35名今配置しているわけですけども、今菖蒲田確かに1人欠けています。だからといって2人で運営できるかという、今残った2人の区長が残り任期が今年の3月までですので、改選期が入りますので、そこまでは何とかカバーし合っただけということできりぎり支えていただいている現状です。

あと七ヶ浜、これほかの自治体は私存じ上げない、自分が住んでいる仙台ぐらいしか分からないんですけども、七ヶ浜の地区はたてつけの仕方が、やはり地区の中でもさらに細かい地区が分かれているという現状がございます。先ほど歌川議員の質問で答弁させていただいたとおり分担制という形でやっておるところです。ですので、分担地区が1個欠けてしまうとこの地区に熟知している方がごっそり抜けるわけですから、単純にそこを減らしてほかのところにも数字を回せばいいということでもないところと、昨今の地区運営で一番大きな問題となっているのが、やはり何ですかね、昔であれば区長がまず地区のことを決めます。そうすると、地区の方々は区長が決めたことに皆一緒になって向かっていこうというところがありましたが、中には区長自身が身の危険を感じたりとか、そういう衝突が起きたりとか、そういう事例もあり、今地区区長が面している状況というのは非常に厳しいものがあるということから、35名か

ら削って調整するのではなく、まずは、今回の提案で1人増やして区長の責務の部分、重くなってきている責務の部分を経減しながら、あとは町のほうの業務を調整しながら、また次のステージに向かっていきたいなというところで考えたところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） この問題については2年間の間に13回話し合いを設けたということでお伺いいたしました。その中で、例えば、多分1人区長が大変だということと、それから後継者不足だという話題が出ていると思いますけれども、こういうことに関しまして、町として担当課としてどのようなアドバイスをしながら、そしてどのような、この2年間で工夫をして区長の動きがしやすいような支援をしたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 区長の動きに関しましては、具体的にはまだ先ほど説明したとおり今棚卸し業務の見直しをやっている最中で、そちらを御提示してはおりますが、まだ具体的に区長の業務が町からのものが激減したとか、改善されたというところは、現段階ではまだないです。今そこはやっている最中というところでございます。議論の中では、これは全協でも申し上げましたが、区長会全体の意見を聞くのももちろんですし、実際に1人で運営している区長だけのところを集めて、具体的にどのような地区運営が起きているかというところを聞いてみたりとか、逆に大人数の地区を抱えている区長もいらっしゃいますので、大人数の地区での運営の仕方、あと複数によるメリット、デメリット、あと1人によるメリット、デメリット等を詳細に分科会という形ではないですけれども、そのような形でもいろいろと意見を交わさせていただいて、町としてできるアドバイスとしましても、何というんでしょう、後継者がなかなか出てこないという中で無理やり出してくださいというのも、全く助言にもなっておりませんので、やはり解決法としていろいろな案を提示したりとか、議論する中で、今回のところに行き着いたということになっております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） これは報酬が伴いまして予算が変わってくるというふうになってきますので、例えば、今後必ず5名増やすという話ではないということをお伺いしましたけれども、1人、2人増えていく中で、議会のほうに対しましてどのような説明をどのような機会でされるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） こちらにつきましては今御指摘のとおり、人数

を増やすと予算が、世帯割のほうは増えないにしても定額のほうが増えることになります。こちらにつきましては区長の任期が2年に1回ございます。区のほうからまずうちのほうで要望はいただきます。町のほうで精査して、必要な部分の増員が必要だと判断した場合には、当初予算に計上させていくような形で考えております。そうしますと、当初予算におきまして議員の皆様には予算特別委員会のほうで審議していただいてという形を考えております。

以上です。

○8番（熊谷明美君） 以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。篤議員。何問でしょう。

○2番（鈴木 篤君） 1点御質問させていただきます。

先ほど来の御答弁とか聞いていて、ポイントになっているのが担い手不足、あと後継者育成、このあたりが非常にポイントになっているのかなど。こういったものというのは完璧なシステムというのではないのかなど。仮にあったとしても時代とともに変わっていつてしかるべきかと考えます。その中で、今回定数を増やすという方向性ももちろんあり得るのかなと思うんですが、そうなったときに現役の区長さん方の御意見、そしてこれから区長になるであろう世代の方の意見を聞くのが一番大事かなと思います。

そこでお伺いしたいのが、定数の幅を増やすという御意見が、区長会のほうから全会一致で上がってきましたということだったんですが、その過程についてもう少し、例えば、1人区長のところがちょっと2人にしたいとなったときに、恐らく区長側からも、こういった理由で2人にしたい、後継者不足に関して、例えばですけれども、若い方とコンビで、2人でやって世代交代を渡したいとか、そういった前向きな話で多分出てきたのかなと思うので、そのあたりをちょっと可能な範囲でお聞かせいただきたいです。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの御質問ですが、篤議員が今御推察されたとおりの意見は出ました。まず前段階として、区長会として1人区長のところが大変であるというところがありましたので、まず1人の、先ほど来熊谷議員のところの説明しました1人の区長だけ5地区ございますので、まず個別にそこを聞いてみましょうというところで、今篤議員が御指摘したとおりの御意見が出ました。やはり1人だと円滑な引継ぎもできない。あと先ほど来申し上げましているとおりの、責任をしょい切れないというところのお話が出まして、ただ、これ2人であれば積極的に関わることができる。あとほかにも、2人に限らず3人4人、それだったらできるという申出も実際にあるという意見を1人区長の地区からいただきまして、

それをまた区長会の役員のほうに戻しまして、そこでまた議論をしまして、そのやり取りをさせていただいて、今回、では枠を増やして、1人区長のところが全員もう1人欲しいと必ずしも言っているわけではございませんが、地区によっては1人どうしてもないとこれ以上の後継誰も出てこない、かといってそのまま区長不在にするわけにもいかないという議論があったために、まずは緊急回避的な措置というわけではございませんが、このような形で提案させていただいたという次第でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そうしますと、1人区長のところとかだと、2人とかになると責任がやや分担されることにより、プレッシャーじゃないですけども、そういうのが軽くなって担い手不足の解消につながる可能性があるんじゃないかという御指摘が区長側からあったと理解しました。ただ一方で、これは大局的に考える必要もあるなと思ってしまして、1人区長の区だけではないと思いますので、ほかの区の区長さん方から反対意見だとか、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかとかいう意見も出たんじゃないのかなと思うんですが、そのあたりお聞かせいただきたいです。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） もちろん、こちら御質問のとおり大筋では1人区長のところが大変だということは全区長認識しているところでございます。他方、なかなか世帯数いっぱい抱えている地区もございます。そのときの課題はという意見も出ましたが、そちらも逆に多数いる区長のお話もお伺いして、現段階では特に問題はないというところではありますが、これはもう1人区長とか多数いる区長に限らず、やはり住民一人一人が昔の町内会とか、区というイメージではなく、個々の生活のほうを主体にして、区離れといいますか町内会離れ、これはもう皆さん既にインターネットの情報とかそういうのでお話になっていますが、区の運営自体の崩壊につながりかねない事態にもなっているというところから、今七ヶ浜では比較的他の自治体と比べてもこの住民コミュニティというのが、区長さん方の努力により維持されているのかなと感じております。町としましても、先ほど来質問にもあったとおり、ここのバックアップ支援、これを維持できる形を何とかしたいという思いがありましての提案、また議論はございました。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） すみません、くどいようですが、確認なんです、そうしますとほかの区の区長から、そのことに対して何かこう反対みたいな意見はなかった、皆さんやられているわけですから、1人区長大変だよねと、気持ち分かるよという形でまとまったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） おっしゃるとおりでございます。

○2番（鈴木 篤君） 分かりました。以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木恵子議員。何問でしょう。

○6番（鈴木恵子君） 1問です。

やっぱり区長の役割って、コミュニティーづくりとか地域の輪のつくりには大きな貢献をしていると思うんです。それで、例えばその中で1人担当がばらつきあります、200件の場合もあれば100件のところもありますけれども、例えば今菖蒲田浜は2人でまず何とかやっていると。担当は大体300世帯のところを2人で何とかやっているといるところだったんですけども、これを例えば今住んでいる地域の集団がありますよね、そういうところで割かしうまくコミュニティーが取れているところは、例えば2人体制で、そして例えば亦楽なんかは分かれていますよね。ぼんぼんと向こうの何だ、火力のほうとこちらの、何だ、役場の野山ですか、分かれています。それはもう物理的に2人にするとかというふうな、そういう検討はされなかったんですか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 地区のコミュニティーにつきましては確かに距離的、物理的な問題もございますが、やはり人と人とのところが一番問題が大きいと。七ヶ浜に関しましては御存じのとおり宮城県でも一番小さいパッケージングでもございます。ですので、物理的な問題というよりは、今、世帯世帯で抱えている問題のほうが大きいというところで、亦楽に関しましても、もともとその大きい地区ではなかったんですが、火力アパートとかなくなったとはいえ、世帯数は増え続けている。世帯数が増えていますけれども、これまた多民族って言ってしまえばそれまでなんですけれども、なかなか七ヶ浜由来じゃない方も増えているというところで、問題が複雑化しているというところの解決法としての今回の提案となっております。

○議長（安倍敏彦君） よろしいんですか。

○6番（鈴木恵子君） はい。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、歌川議員、残りの1問。

○12番（歌川 渡君） 4点目は、1人に万が一が生じた場合についての複数で担うということ
を、改めて質問させていただきたいと思います。

る話を聞くと、5、1人区長のところで特に問題なのが亦楽という話をされました。そこ
で、一つは、例えば5つの地区において2人の区長になった場合、区長制になった場合、先ほ
どの質問で質問した、その地区が合議体に基づいて、町から配付物をされるたびに、その地区
を協議しながら分配するのか、最初から1つを2つにするのか、その点を改めて答弁を求めた
いと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの質問ですが、仮に1人のところが2
人になったときに、別々に扱うのかという質問でよろしかったですかね。

○12番（歌川 渡君） はい。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） この場合は、ほかの地区で既に3人とか5人と
かいる地区がございますので、仮に亦楽地区が2人になっても、町としては亦楽地区は1つで
あるというところで、配付物に関しましては、持ち分数分けては配付しますが、地区としては
1つという考えでございます。

○12番（歌川 渡君） 違う、そういう質問じゃない。

○議長（安倍敏彦君） もう1回、じゃあ。

○12番（歌川 渡君） 全協で示されたでしょ、地区は1つなんですよ。ただ区長が2人になる
んですよ。そしてそういうことを言っているんです。そうすると、2人になることによって、
その地区への目的の前者については、もう最初から区分を分けて対応してもらい、それは2人
のはな合意によるものなんだと思うんですけども、それが、もう決まったらそれに対応する
町の関わりは、それぞれ2人に対して、それぞれ一人一人に対して対応しているんですね。結
果的には、現実的には。しかし、先ほど1人に万が一があった場合ということなので、その
亦楽については、2人の常に、担当者としては2人に寄ってもらって、その都度物の配付とか
してもらおうということか理解していいのか。今までは各地区の区長にそれぞれやって、汐見台
だったら、北区だったら5人が集まってきて、今日こういうものを配付してもらおうよという形
でやっていないと思うんですね。各地区の区長に直接やっていくんですよ。多分。そうすると、
この亦楽1人に万が一ということなので、亦楽についてはその都度亦楽の集会所に配付物を持

って行って、その都度2人で、今日は私野山だ、来月は私細田だ、そういうことで、その都度ローテーションするような形になるのか、それとも、そういう形で地区全体を2人で見るということなのか。分割して見るということか。ほかの地区民のように。なるのかどうか、その点。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 地区の分割運営についてなのか、1つの地区を2人で見ていくのかというのは、その地区によって運営方針が変わります。亦楽につきましては、現段階でどのような区割りをするかというところまでは、まだ今から区の総会等々がございまして、そこで最終的に決めていくと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、提起されている1人に万が一が生じた場合という規定に、地区で判断してもらったら該当しない可能性というのは十分あるんじゃないのかなと思います。

そこで次に移ります。次というか引き続き質問させていただきます。

基本的には、この報酬というのは世帯数に対しての報酬です。そうすると、大変な亦楽については、当局の資料に基づくと269世帯であります。ほかの4地区については湊浜については210世帯、要害については242世帯、御林については126世帯、笹山については138世帯。そして、今既存にある汐見台南地区、これが南全体としては692世帯。単純に2つに割ると348世帯なんです。世帯数に割るとですよ、報酬的にはそういう割り方をしているんだから、面積は関係ないんだから。そうすると、こういうところに対する、ここです、この南です、あとは問題になるのは、松ヶ浜とかです、あとは境山とか、境山についてもそれなりの物が配っているかと思うんですけども、そうすると、そういうところのことから見れば、こういうことこそ、こういう汐見台南とか、そういうところこそ、1人欠けた場合、348世帯に対する配付物を滞る可能性があるんじゃないですか。要害とか御林、笹山も大事かもしれないけれども、そういうところの配慮というのはどういうふうに考えているのか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） こちら、歌川議員御心配するとおりで、私どもも、ここが最大地区でございまして、直接大きな地区の区長からもこの議論の中で意見をいただいたところです。ただ、1人地区で抱えている問題よりも、大きな地区のほうに関しましては現段階では問題ない、大丈夫だという意見をいただきましたので、今回喫緊の課題としては、まずこちらからではなく1人地区のほうから順番にやらせていただいたところです。ただ、

今後この大きな地区が課題、問題にならないかというそういうわけではないという認識もしております。ここに関しましても引き続き議論を重ねてまいりまして、問題が起きる前の手法をいろいろ区長とは密にやらせていただきたいなと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 最後になりますね。そうすると要するに定数を増やす、上限を増やすということは、後継者不足の解消ではなくて、現区長の業務のとか、要するに負担の重さではないかなと思います。そういう点では、そういうところを改める、前者るる質問していますけれども、そういうところの対策というのはどのように改めてしているのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） こちらにつきましては、熊谷議員の質問でもありましたとおり、直美議員ですね、すみません、失礼しました。町からのそもそもの区長に対する業務、こちらのほうの棚卸し、まとめ方、整理の仕方、各課でばらばらに対応するのではなく、町全体としてまとめてというところに関しましては、既に今情報収集して取組のほう進めさせていただいているところです。残念ながら区長に具体的に軽減、実際に軽減なるようなものまでは至っておりませんが、手法については今議論してまとめている、総務中心にまとめているところでございます。

あと、前段でございました、担い手不足というよりは区長の責任の部分でございしますが、そちら、私たちもその理論で考えておりまして、責任が重過ぎるがゆえに後継者が出てこないという今回の意見、提言であったということから、整理させていただいたところでございます。

○12番（歌川 渡君） 終わります。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番日本共産党の歌川です。

議案第68号七ヶ浜町区長会条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

提案理由として、担い手不足の解消を図るためであれば、報酬の引上げが必要ではないでしょうか。担い手の成り手がいない状況で人数を増員することが審議解消につながるとは思いません。ましてや、今回改正が求められている地区の世帯数を見ると、他地区の区長負担世帯数と

負担を強いる状況にあります。付け加えて、私この区長条例については、度々一般質問で改善を求めているものです。改めて提案をするものであります。区長会条例の設置目的となっている地方自治法138条の4第3項の規定にある、区長の役割を行政事項に関わる調停、審査、諮問、調査等に限定すべきであります。町の配付物については、周辺の自治体が既に行っている事業者への委託に移行すべきであります。これらのことが十分議論されていない状況なのではないでしょうか。

以上のことから、本条例の一部を改正することに反対するものであります。

次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

私は議案第68号七ヶ浜町区長会条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。区長は地区住民と行政をつなぐ重要な役割を担っており、地域業種の調整や防災対応、福祉の見守り、住民意見の集約など、住民自治の最前線で活動されております。しかし、後継者不在や担い手不足が深刻化しており、現行の35人以内では、区長の責務の重さ等も含め、円滑な区長選出が難しい地区が生まれていることは、本議案審議での答弁及び全員協議会において示されたとおりでございます。

また、今回の改正は、区長会が約2年間で13回もの議論を積み重ねた結果、地区側から区長会としての総意として提案されたものであり、現場の声に基づいた合理的な判断であると評価いたします。ただし、本町の区長制度は、国が示す地域主体型自治組織への移行という方向性とは制度上の構造が異なるままであり、制度の本質的な改善は依然として残された課題でございます。その意味で、今回の定数見直しは、制度の前進のための基盤づくりであり、単に人数を増やせば解決するものではありません。したがって、行政としては、区長の事務業務負担軽減や人材育成、研修制度の整備、地区の主体性尊重と協働体制の構築、地区運営の伴走支援など、担い手不足の解消につながる具体的な支援策を積極的に講じる必要があります。

以上の理由から、議案第68号に賛成いたします。

あわせて、法令とのそごを解消するための条例廃止も含めた整備を図るとともに、そのために必要な地区への理解醸成も含め、行政が地区への支援体制を強化し、担い手不足解消の確実性を担保する仕組みを構築することを強く求める旨、附帯意見として申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時25分より再開いたします。

午前 1 1 時 1 3 分 休憩

午前 1 1 時 2 5 分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第4 議案第69号 七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第4、議案第69号七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第69号七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は5ページをお開き願います。

提案理由につきましては、個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付申請について、町が設置する交付申請用端末からも申請できるようにするものであります。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表にて御説明いたします。別冊の議案参考資料3ページをお開き願います。

第20条の改正となります。新旧対照表左側の現行規定を御覧ください。こちらの条文は、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から印鑑登録証明書の交付申請をすることができる旨の規定であります。今回の改正により、下線部分にあります多機能端末機の文言及び民間事業者が設置する端末機の文言を、それぞれ新旧対照表右側の改正案のとおり単に端末機とすることで、コンビニ等の多機能端末に限らず、町が来年3月に庁舎内に設置予定の交付申請用端末からも、マイナンバーカードを使った印鑑登録証明書の交付申請をできるようにするものであります。

議案書にお戻りいただきまして、議案書6ページを御覧ください。

施行期日ですが、附則にございますとおり令和8年3月1日からとしております。

以上、改正内容の御説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

今回の条例改正は、令和8年3月から運用されます書かない窓口システムにおいて、端末機から印鑑登録証明書の交付申請を行うため、現行条例とのそごを解消するものと理解してよろしいのか、その認識でよろしいのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいま御質問いただいたとおり、書かない窓口の一環でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 書かない窓口導入により、印鑑登録証明書の申請手続がタブレット入力に置き換わりますが、このデジタル化により、住民と職員双方にどのような具体的メリットが生じるのか、伺いたいと思います。例えば、申請書記入の負担軽減や待ち時間短縮、さらに記載誤りの減少、そのほか他部署連携の効率化など、その辺のメリットについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいま挙げていただいたようなメリットになるかと思えます。窓口が分散することで、混んでいる窓口にわざわざ待たないで済む、かつ申請書を書かないでマイナンバーカードをお持ちいただいて暗証番号入力で済むということでスマートに利用していただける、お客様にとってメリットがあるかなど。あとは窓口の混雑を回避できることで、我々職員にとっても、ほかのお待ちいただいているお客様に対して適切な対応をしやすくなるというのがございます。あとは機器に慣れていただければ、最終的にコンビニでも取れるんだということで、もっと身近な、七ヶ浜町内に限らず全国のコンビニエンスストアでも取れるということで普及していけば、なお、町民の皆さんにとって利便性が上がっていくのではないかと考えてございます。

以上です。

○13番（仁田秀和君） 以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 1点のみシンプルに質問させていただきます。

すみません、ちょっと無知で申し訳ないですが、これは庁舎内、役場内に何か専用の端末みたいなのを設置し、今までですと窓口に行って手続して発行していただいていたものが、窓口ではなくその端末の操作のみで出てくるというイメージで理解していいのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） イメージについてはおっしゃるとおりでございます。窓口にいらして申請用紙に記入していただかなくとも、証明書を取ることができるというものでございます。

○2番（鈴木 篤君） 以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑ないようですのでこれにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第70号 七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第5、議案第70号七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第70号七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は7ページをお開き願います。

提案理由は、地方税法の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表により御説明いたします。

別冊の議案参考資料4ページを御覧ください。

第5条、公示送達の規定であります。新旧対照表左側の現行規定にありますとおり、後期高齢者医療保険料の徴収に係る通知書の公示送達については、法第112条の規定、すなわち高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、地方税法第20条の2の規定を準用することとされておりますが、このたび、地方税法第20条の2の規定が改正され、公示送達をインターネットで閲覧して確認することができるようになることから、本条例においても必要な改正を行うものであります。改正前の条例第5条では、掲示場に掲示して行う公示送達の方法を規定しておりますが、新旧対照表右側の改正案では下線部分の文言を追加し、インターネットを活用した公示送達について新たに規定するものであります。

議案書にお戻りいただきまして、議案書8ページを御覧ください。

施行期日は、附則第1条のとおり地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行するものであります。具体的日付につきましては政令で定めるとされておりますが、まだ当該政令の定めがないためこのような文言としております。

附則第2条は経過措置の規定であり、改正後の規定は施行日以後の公示送達から適用し、施行日より前の公示送達については従前の例によるものとしております。

以上、改正内容の御説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

本条例改正は、地方税法の一部改正に伴い、後期高齢者医療に係る公示事項について電子計算機を利用した閲覧を認めるための整備であり、同時に、前議案同様、来年3月から運用予定の書かない窓口に対応したものと理解してよろしいのか、伺います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） お答えいたします。

町として書かない窓口の導入を計画しておりますが、今回のこちらの条例の改正につきましては、それとは別でございます。あくまで上位法の改正に伴い、法律との整合性を図るために法律で義務づけられている内容を条例にもうたったものでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑。大丈夫ですか。

○13番（仁田秀和君） はい。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第71号 七ヶ浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第6、議案第71号七ヶ浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、議案第71号七ヶ浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明いたします。

議案書9ページをお開きください。

提案理由は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律第4条の規定による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、本条例の制定について提案するものであります。

議案書10ページをお開きください。

本条例の内容は、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度を実施する事業所について、設備及び運営の基準を定めるものです。概要につきましては、全条文の読み上げは割愛し、主要な部分のみ説明をいたします。

初めに、第1章は総則となります。第1条につきましては、条例制定の趣旨を定めるもの。第2条は、定義として、この条例の中の用語の意義となります。第3条は、最低基準を定める

目的等について規定をするものです。

11ページになります。第4条は、最低基準を超えて設備及び運営を向上させなければならない旨の規定となります。

続きまして、第2章、設備及び運営に関する基準を定めるものとなります。第5条は事業者の一般原則で、利用乳幼児の人権配慮、人格の尊重、地域社会との交流と連携、保護者等への運営内容の適切な説明等を定めるものです。

下段第7条を御覧ください。こちらは設備の安全点検や、職員の研修及び訓練等に関する安全計画を策定することについて定めるものです。

12ページをお開きください。

第9条になります。こちらは職員の一般的要件を、そして次の第10条は、職員の質の向上について定めるものになります。

13ページになります。

第13条、こちらは職員による利用乳幼児に対する虐待等の禁止について定めるものです。第16条は、事業者が定める重要事項について、第1号から第11号までの事項を規定しております。

14ページをお開きください。

中段の第2節、乳児等通園支援事業の区分についてであります。第20条において、乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とするとしており、余裕活用型とは、保育所等において利用児童数が定員に達していない場合に、その定員の範囲内までの乳幼児を受け入れる事業のことを指し、一般型はそれ以外の事業という内容を規定しております。

下段第3節は、第21条から第24条の条立てとなっており、一般型乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとなっております。

少し飛びまして18ページをお開きください。

第4節は、余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもので、第25条と第26条の条立てとなっております。第27条は電磁的記録により行うことができることの規定。

最後19ページ、第28条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨を規定しております。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、七ヶ浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての説

明となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。何問でしょう。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

本条例案は、令和6年法改正により、すみません、いいんですね。創出された乳児等通園支援事業に関し、町として基準を定めるものとされておりますが、今回の条例化によって具体的に本町の支援体制がどのように変わるのか、また、町が独自に整理して基準化したポイントがあれば、その点についても説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちら、こども誰でも通園制度に関しては令和8年4月1日より全国的に実施される新たな制度となります。七ヶ浜町といたしましては、遠山保育所の一時保育の場所において、4月から実施をする予定で準備を進めているところであります。具体的な部分につきましては今整理しておりますけれども、決まった部分に関して申し上げますと、定員に関しまして、1時間4名で受入れを開始するように進めております。

それから、基準に関して町の独自の基準を定めたかというところがございますけれども、こちら基準に関しては、国で定めた基準に沿って制定をし、作成をしております、特に町のほうで独自に定めた基準はありません。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 資料全協でも頂きましたが、そちらを見ますと、第7条の安全計画、第21条の面積基準、第25条の設備、職員体制など、遠山保育所一時保育で実施されるということがございますが、そういった事業者に求められる項目が幅広く規定されております。そこで伺いますが、これらの基準が実効性を伴うためには、町の指導であったり点検体制が不可欠であると考えます。町として、安全計画や研修実施の確認、そして面積、設備基準の適合状況の点検、職員配置基準の遵守状況確認について、どのような方法で実施し、どの程度の頻度で確認していくのか、それも合わせて必要な規則は別で定めるということになっておりますので、その整合性についても伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） まず、安全計画に関しましては、こちらは既存の保育所にある安全計画に加える、または独自で安全計画を立てるものとされておりますので、こちら現場

のほうと調整をしまして、こちらは今から整理をしていきたいと思ひます。

職員の研修につきましてですけれども、こちらのこども通園制度に関しましては、まずは経験豊富な職員を配置することを考えております。

そして、12月に国のほうから、こども誰でも通園制度に特化したガイドライン、あと研修資料が公表される予定でありますので、こちらを活用しながら、職員の質の向上研修を図ってきたいと考えております。

そして面積要件、こちら、誰でも通園制度独自にこの面積要件がございますので、一時保育と区別する必要がございます。そして今一時保育を利用している面積がございますけれども、そちら30平米となっております、そちらの4名の部分、4名が使用する部分を、誰でも通園制度の専用の面積としてこちらで整理をしております。一時保育の部分についてですけれども、こちら今定員12名と実施要綱で定めているところでございますけれども、こちらを整理する必要がございました。それで、4名の利用定員にするためには、一時保育の部分を4名減にする必要がございましたので、そちらと整合性を取りまして、基準に沿うような形で実施をしようとして整理をしているところでございます。以上ですか。

○13番（仁田秀和君） 職員配置基準について。

○子ども未来課長（菅井明子君） あと何でしたっけ。

○13番（仁田秀和君） 順守状況の確認はしていくということですよ。

○子ども未来課長（菅井明子君） そうです。しております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ちょっとこの先の話になるんですけれども、やはりこういったところの整備については予算が伴うということはあるのかなと思ひますが、今後4月からということで、結構その先を考えるとタイトだなと感じるんですけれども、ここの補正についてはある程度もう、これは言える範囲で構わないんですけれども、その整備状況、その4月から実施予定である確実性、確度についての担当課としての整理状況について伺いたいと思ひます。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらは予算を伴うものということですが、こちらの設備及び運営のほうの条文の中に、保育所等と一体的に行う場合は、そちらの設備を並行して使っているというところで定めがございますので、今のところ、整備的な改修的な部分では予算は検討はしておりません。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 1点です。1点になるのかな。

関連質問になるんですけども、一時保育事業実施要綱には、第3条に、私的理由による保育サービス事業、保護者が育児に伴う負担の軽減等により一時的に保育サービスを利用したい場合における該当児童に対する保育サービスをする事業ですと位置づけられています。それと今回の、こども誰でも通園施設との整合性というか、どう違うんでしょうかということが1点です。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 今現在実施している一時保育事業については、保護者の就労あるいはリフレッシュ等の要件によって一時保育が利用できる、週3日ないし週2日利用できることとなっております。こちらの誰でも通園制度は、月10時間を利用枠といたしまして、時間単位で利用できる制度となっております。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） ちょっと比較していて、どう違うのというところでなんですけれども、再度質問しますが、私的理由ですから、もちろん、特定保育とか緊急保育とかそれぞれありますよね、やっていますよね。そして、私的理由保育は、令和6年度実績で26人でした。それはだんだん少し減ってきていますけれども、そういった方々は、例えば半日だと半日単位、1日単位ということで、リフレッシュも含めていいですよということで登録者が26人やっていて、年間大体私的理由の保育の人たちが285名という形の実績なんですけれども、それを踏まえてのこの1時間4名というのと、月10時間というのは、利用する側からしたらどう選択したらいいんだろう、一時保育で選択したほうがいいのか、誰でも通園制度を選択したほうがいいのかってところで戸惑うよねと思ひまして。そこら辺はどう整理されるんですか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） そちらの整理のほうは、やはり保護者のほうに理解するようにならなければならぬと思ひています。こども誰でも通園制度に関しましては、子供の成長を支援する、応援すると、全ての子供、保育所に通ってない子供も、生育環境に関して支援をするという制度でございます。こちら親子通園も認められておりますので、そちらの制度の仕組みの違いを保護者の方に説明をしながら、どちらを使っていくかというところは、現場のほうも、あと住民のほうに周知するときも、こちらのほうで丁寧に説明をしていきたいと思ひしております。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君）　そうしますと、時間当たり300円とおっしゃいましたよね、300円。例えば一時保育だと、例えば半日だと1,000円、幾らでしたっけ。1,000円ですね保育料が。一時保育ですね。そして1日ですと1,300円、それに給食が300円加算されるんですけども、割高になりますよね、こちらの誰でも通園。1時間で、1時間でリフレッシュできるかしら。とてもやっぱり最低でも半日ぐらいは預けたいな、少し離れたいな、少しリセットして、また子供と向き合いたいなという保護者もいると思うんですね。そこら辺でこの単価っていうのはどのように出されたんですか。

○議長（安倍敏彦君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君）　こちらのこども誰でも通園制度の単価、保護者負担については、国のほうで示している基準単価でございます。先ほど恵子議員がおっしゃった、保護者が少しリフレッシュをしたいなという場合は、一時保育を使っただけ。こども誰でも通園制度の目的を理解していただいて、こちらのほうを使ってみたいという方は、1時間300円ですけども、そちらのほうを利用していただくという形で使い分けをしていただきたいと思いますと考えております。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君）　1点お伺いいたします。

14ページに載っておりますけれども、一般型乳児等通園支援事業とそれから余裕活用型乳児等通園支援事業ということでございますが、ちょっと私、一般質問したときに、例えば遠山保育所のほうで希望者がたくさんいらっしゃって、たくさん対応し切れなくなった場合に、認定こども園のほうでも、今後受入れも可能だというお声もいただいているという御答弁だっただと思っているんですけども、今内容的1時間に4名を受け入れるということでございますけれども、例えばママさん同士でちょっとどこかにお出かけしたいなというグループが、5人とかいらっしゃったときにどうするのかなってちょっとね、重箱の隅をつつくような話になりますけれども、そういうふうになったときにどう対応するのかなというのもありますし、それから、認定こども園のほうで今後受入れ可能だとなったときに、いろいろ職員の研修等々いろいろと、ただ単に人がいますから受け入れられますよという内容ではないと思いますけれども、その辺の今後の対応というのは、どのように考えていらっしゃるのか、伺いたいと思いますが。

○議長（安倍敏彦君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君）　こちらの定員に関してどうするかという部分なんですけれども、まず受入れがゼロ歳6か月から3歳未満のお子さんということで、まずは4名で定員をさ

せていただきました。こちら、定員何名にするかというところは、もうどこを基準にしたらいいかというところもございまして難しい部分ではあるんですけども、一時保育を今利用している方が非常に少ないというところも参考にさせていただきながら、4名というところにさせていただきました。定員がありますので、やはり同じ時間に5名来た場合は、1名はこの段階では使えないというところになります。そういったニーズを、始めてみて、状況を見ながら、ニーズがあれば、こども園とかあと幼稚園のほうでもできますので、こちらのほうと協議しながら、受入体制というのを整備していきたいと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 受入体制について、先ほど仁田議員もおっしゃったみたいに、大分準備が遅いのではないかなと、私も一般質問している中で準備が遅いのではないかなと感じているところでありました。やはり単に、例えば希望者が多くなったから認定こども園お願いねというわけにはいかないと思うんです。ある程度の準備が必要、人員だったりそれから施設の内容だったりというのが必要になってくると思うんですけども、その辺例えば、もう準備しておいてください、認定こども園、多分認定こども園は先ほどの中の余裕活用型になるのではないかなと思うんですけども、その辺をきちんと把握しながら、遠山保育所のほうでいっぱいになったときに受入れをお願いしますねということを前もって打診といたらおかしいですけども、町のほうとしてお願いしているとか、お話を通しているとか、そのようなところはどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 認定こども園、幼稚園、保育園のほうには、町のほうから何度か説明をしております。実施できるかどうかという確認をしておりますけれども、やはり今の段階で何人来るかとか分からないところで、空き部分の部屋とか保育士を、こちら保育所も専用で準備する必要がございますので、保育士を確保しておくというところが難しいという現状であります。周知の部分で、1月から住民のほうには周知を進めていく準備を進めますけれども、またその段階で認定こども園のほうに伺いながら、状況確認しながら、整備体制というところを、準備も含めて整理していきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） やはり今の専用の保育士といえますか、ある程度経験が踏まれて専用の知識を持っている方というのは、すぐすぐ、例えば今いらっしゃればいいんですけども、やはりすぐすぐ対応できないという状況にもちょっと懸念がありますので、しっかりとその辺

は前もってきちんと手を打ってといたしますか、話を通しながら受入準備を整えるべきだと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 熊谷議員おっしゃるとおり、そちら4月開始前に、もう一度、こちらまだ基準とか、実施事業所に対しての給付費の部分が国から示されていないところもございまして、そういったところも分かり次第、事業所のほうに説明をしながら、整備体制のほうというところを確認していきたいと思います。

○8番（熊谷明美君） 以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 2問です。

まず1問目なんですけれども、これ今いろいろ説明があったところではあるんですけども、申込みのタイミングというのが大事になってくるのかなと思うんですが、例えば私が申込み、もういないんですけども、利用したいとなったときに、次の、今日例えば水曜日ですので、あした利用したいとなって申し込めるのか、それとも1週間前までには申し込んでくださいとするのか。そういったルール決めというのは、全国統一なのかそれとも市町村ごとにルールをつくっていいのか、どの方法で、LINEで申込みできるのか、直接遠山保育所に行かなければいけないのか。結構そういったところで保護者の方の利用できるできない、簡単に申し込めるならしようとも思いますし、そこが大事になってくるのではないかなと思うんですが、そのところ整理はできているのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、利用までの流れというのを御説明したいと思います。こちらは、国で統一された利用申請から利用までの流れになります。

まず、住所地の市町村に利用申請を行っていただきます。申請後、市町村で審査をしてから審査後、利用認定証というのが保護者のほうに発行されます。国のほうで、こども誰でも通園制度専用の総合支援システムというのをつくっております。こちらの利用アカウントが発行されます。保護者は、認定後にこども誰でも通園制度の総合支援システムなどを利用して、利用したい事業所と初回面談を行います。面談でお子さんの情報とか、あと利用に当たっての希望などを確認します。利用予約ですけれども、初回面談が終了して利用が確定しましたら、事業所のほうに利用日時をシステム等を使って予約をします。予約後事業所から予約確定の連絡があり、予約が完了するという仕組みになっております。

- 議長（安倍敏彦君） 直美議員。
- 7番（佐藤直美君） そうすると、国で統一したやり方でやっていくということだったんですが、今、例えば、次の日使いたかったらその総合支援システムで、今の時代なのでスマホとかからできるのかなという想像はするんですけども、そういった前日まででもオーケーというシステムなのか、1週間前までですよというものなのか御説明願います。
- 議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。
- 子ども未来課長（菅井明子君） 利用主体事業所との面談が終了していれば、次の日から予約は可能ということになります。
- 7番（佐藤直美君） 次の日からじゃなくて、例えば木曜日使いたかったら、その週の水曜日でも前日でもいいんですかという質問だったんですけども。
- 子ども未来課長（菅井明子君） 面談が完了していれば可能となります。
- 7番（佐藤直美君） 1日前でも可能ということなんですね。（「前日」の声あり）
- 議長（安倍敏彦君） どうぞ、もう一度。直美議員。
- 7番（佐藤直美君） 面談が完了したらできるってことなんですけども、例えば私が今日面談に行きました、システムに登録できました、そしたら、もう利用できますよということになりました。そうしたらもう早速私は、あしたもう使いたいとなったら、何でそれを聞くかという、結構、支援員というか保育をする側の準備というのが必要なんじゃないかなって思ったんですね。なので、もし私があした使いたいとなったら、今日予約をすればもうすぐあした子供を預けられるんですかという質問です。そういう迅速に対応できる何かシステムというか、保育士とかも全部準備できてやれるようになっているのかなというのが、質問でした。
- 議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。
- 子ども未来課長（菅井明子君） 誰でも通園制度ということで、保育士のほうはいつでも準備はしておりますので、利用可能ではございますけれども、面談のほうをして、保護者と事業所との間で話とか面談とかをして、保護者がこの事業所を使いたいなというところで、事業所もそれで保護者の条件を聞いて、受け入れられますよというところで相互の意思決定ができれば、確定したら、利用ができるというところで。
- 議長（安倍敏彦君） そうするといつから。そうするといつから。
- 7番（佐藤直美君） 違う、違う。（不規則発言あり）単純な話。
- 議長（安倍敏彦君） 単純だよ。
- 7番（佐藤直美君） 単純です。単純な話なんです。面談が終わったら、面談終わりますよね。

やれますよとなったときに、この間の説明では、何でしたっけ、1か月に10時間使えると、1人。私1人子供がいたら。2人いたら20時間使えますよね、それぞれ1人、1人ずつ10時間と。じゃあ面談終わりました、よし、システムももう使えますとなったときに、これからルールをつくっていく上で、もうすぐに、急にもうあした使いたいとなったら、予約をして、利用したい1日前に予約をしても使えるんですかという質問なんですよ。

○議長（安倍敏彦君） 単純に。

○7番（佐藤直美君） 単純に。1週間必要なんですか。それとっても大事なので、誰でも通園制度だから、もうやっぱり子育てしていてもう駄目だ、もうストレスたまってどうしようもないって、大丈夫だと思っけていても、もうやっぱりあしたは子供の顔も見たくないとかなるから。

○議長（安倍敏彦君） 分かりました。

○7番（佐藤直美君） そういった意味で聞いています。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 前の日でも使えます。

○7番（佐藤直美君） それを聞いたかったんです。

○議長（安倍敏彦君） 次、2問目。

○7番（佐藤直美君） 2問目行きます。

そうすると今、1日前でも予約ができるということを知ったので、あえてちょっと心配だなと思ったのが、ゼロ歳児だと3人に1人の保育士が必要になりますよね。年齢が違くと、ここに乳児おおむね3人に1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人に1人以上となるので、満1歳以上満3歳未満だったら、4人いても1人の保育士で見られると思うんですが、満3歳児が4人、4人まで見られるので、ごめんなさい、乳児おおむね3人に1人以上だから、ゼロ歳児が4人通うとなったら保育士がこのときは2人必要になりますよね。なので、通常1人だけ保育士をそこに置いておいているのか、それとも2人をしっかり置いておいて、ゼロ歳児が4人来ても大丈夫な体制にしているのかどうか。結局、前日に予約しても大丈夫ってことはそうなのかなとは思いますが、そのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 専用の保育士は1名というところになりますけれども、4名ゼロ歳児が来た場合は、担任を持たないフリーの保育士がおりますので、そちらの保育士がそちらのほうについて2人で対応するというところで考えております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） フリーの保育士も、私も保育所に4人通わせていたので分かるんですけども、フリーの保育士もやっぱりそちらの通常の保育所で、何らかのやっぱりこう役割分担というのがありますよね、やはり。なので、それで大丈夫なんでしょうか。本当に通常の保育に支障がないんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） フリーの保育士が、もし支障がある場合は、主任の保育士もおりますので、そちらの主任の保育士が対応するということで整理をしております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） フリーの保育士をあてがうと。それも支障があるのであれば主任保育士をここに持ってくるということなんですけれども、主任の方もそれなりにというか、かなり責任を持って通常の保育のほうも見なければいけないかなと思いますので、そういったところが続いた場合は、将来的にやっぱり2人置いておいたほうがいいのか、そういう柔軟な考えをお持ちでこれを始めるのかどうなのか、最後お聞きいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） フリーの保育士、主任の保育士のほうも、ちょっと従事できないという部分については、今後利用者のほうの部分の人数も見ながら、保育士のほうの人数というところは対応していきなきゃいけないかなとは思っております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 1点だけ質問というか確認させていただきます。

登録しておけばいつでも使える状況を準備してお待ちしていますということなのかなと捉えたんですが、登録だけは、例えば私先日結婚したんですけども、子供ができたとして預けたいなと思っていたとする。となると先に登録だけしておけばいいということになるんですかね。突然来週使いたいなとなって、じゃあ登録してないよと、これから登録してとなると、登録とか面接は時間かかると思うんですけども、その場合、使うかどうか分からないけれども使う可能性がある場合、登録というか面談みたいなのだけ先にしていたほうがいいのかという形の認識で間違いないのか確認させてください。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 鈴木議員がおっしゃるとおり、事前に登録していればいつでも使えるというところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） すみません、繰り返して恐縮なんですけど、そうすると登録してなかったら使えないって、やっぱ時間はかかるという捉え方で問題ないですかね。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 受け入れる事業所のほうでも、お子さんの状況とか情報とかを把握する必要があると思いますので、事前の登録は必要となります。

○2番（鈴木 篤君） 承知しました、以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。何問でしょう。

○12番（歌川 渡君） 1点。私ちょっと初歩的な質問になります。現在の、前者の方がるる質問しております、町の一時保育事業実施事業と今回のこの事業の違う点を伺いたと思います。なぜかという、全協の資料の1ページの中の文章の中に条例制定の趣旨があつて、乳児等通園支援事業は生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を対象に、保護者の就労要件には問わず一定の時間までということなんです。今の一時保育についても、緊急保育とあとは私的理由による保育っていう要件であります。これについては、1日保育と午後保育というのはあるんですけども、そこで、この一時保育所の子供、あと一時保育については子供を預かる。しかしこの通園については、説明では親子でも受けられるという説明がありました。そこで、改めてこの通園支援事業というのは、今言ったように、親と一緒に保育するだけの違いだけなのか、私は一時保育と全く結局は同じ受入体制になるのではないかなというふうに、の事業ではないかなと思いますけれども、改めてその事業の違いというのを説明していただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 一時保育に関しましては、保護者のまずは理由があると。リフレッシュなのか、就労なのかというところで、お子さんを預かるということになります。こども誰でも通園制度に関しては、保育所に通ってないお子さんも、成長する、支援する観点から、保護者の要件、預ける要件にかかわらず、月10時間の利用枠の中で、時間単位で保育所等を利用することができるというところが目的の一番の違いでございます。ただ、やはり一時保育の場所で、同じ場所で実施を予定はしておりますので、そちらの使い方のすみ分けというか、そういった部分はやはり保護者のほうにきちんと説明をしていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 当然一時保育には理由がちゃんとあるんですね、要綱の第3条に。しかし、この誰でも受けられるというのも、この私的要件の中に、例えば自分が何か用があつても

なくても、子供に何らかの負担を与える可能性がある場合についても、一時保育では預けられるんですよ。だからそういう点で、この改めて違いというのがね、理解でき、私自身だけが理解できないのかどうか分かりませんが。ただ事前の登録制というのが必要なのかだけであって、そして月10時間というのが、今でさえ一時保育の利用者が少ない中で、こういうことで改めてスペースと保育所の専門員を待機しておかなきゃいけないんですね。もう、あした来るかもしれないということなので、要するにフリーにしておくんですよ、専門の保育士を。なので、そういうことを考えると、改めてこの制度というのが、町にとって、子育てまたは子供の保育に要件について、改めて必要な制度なのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらのこども誰でも通園制度に関しては、子ども・子育て支援法の改正によりまして全国的に一斉に開始される新たな制度というところで、町のほうで実施するかしないかというのを決める制度ではございませんので、4月1日からまずは遠山保育所のほうで実施をしたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 終わりですね。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時20分より再開いたします。

午後0時20分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第7 議案第72号 七ヶ浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第7、議案第72号七ヶ浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、議案第72号七ヶ浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について説明いたします。

議案書は20ページになります。

提案理由は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があることから、本条例の制定について提案するものであります。

それでは、議案書21ページをお開きください。

本条例の内容は、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の対象となる乳児等に対し適切な支援を行うに当たり、運営に関する基準を定めるものです。概要につきましては、全条文の読み上げは割愛し、主要な部分のみ説明いたします。

初めに、第1章は総則となります。第1条は条例制定の趣旨を定めるもの。第2条は、特定乳児等通園支援事業者に対しての一般原則を定めるものになります。

22ページになります。第2章は、事業者の運営に関する基準を定めるものとなります。第1節は利用定員に関する基準です。第3条第1項では1時間当たりの利用定員を定めるもの。第2項では一月当たりの利用定員を定める旨の規定となります。第2節は第4条から第32条の条立てとなっており、運営に関する基準を定めるものとなっております。第4条は面談の実施、心身の状況及び養育環境の把握、重要事項の説明等について定めるものであります。

23ページをお開きください。

第10条を御覧ください。特定教育保育施設等、いわゆる保育園や認定こども園との連携について定めるものです。次に、第12条は支払いについての規定となっており、第2項及び第3項については、特定乳児等通園支援において保護者から受けることができる費用について定めるものです。

24ページをお開きください。

下段にある第13条については、乳児等支援給付費の額に係る通知や、提供証明書の交付につ

いて定めるものです。

続きまして、25ページをお開きください。

下段にある第19条は運営規程について、次のページの第1号から第11号に掲げる事項について定めるものとしております。第20条は職員の勤務体制の確保について定めるものです。

27ページをお開きください。

第24条は、職員の子供に対する虐待の禁止を定めるものです。

28ページの下段、第30条になります。こちらは事故発生の防止及び発生時の対応について定めるものです。

29ページをお開きください。

下段の第33条になります。第33条第1項から31ページの第6項まで、電磁的記録により行うことができることの規定となります。

31ページの最後、第34条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨の規定を設けております。

附則でございます。この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、七ヶ浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての説明となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

本条例案は、子ども・子育て支援法第54条の3に基づき特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとされておりますが、るる必要ということでございますが、今回条例化を行う必要性と、条例制定により町の支援体制や事業運営がどのように整理されるのか、伺いたしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらの条例の制定につきましては、こども誰でも通園制度の対象となる乳児、利用する乳児に対して適切な支援を行うことを目的といたしまして、事業者がその運営に関する基準を定めるところから、町のほうでも定めることとしております。いろいろ規定はございますけれども、面談の実施、そして子供に対する情報、そして安全対策、そういったところを定めるものとしておりますので、町といたしましては、こちらの基準に従いまして、安全対策その他の基準に関して規則なり要綱なりの規定を定めていきたいと

思います。あわせて、現場の職員の体制だったり、準備をしなければならない書類等ありますので、そちらのほうも整理をしていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 支援体制は。町の。

○13番（仁田秀和君） 今のが支援体制ということですか。

○議長（安倍敏彦君） でいいのかな。

○子ども未来課長（菅井明子君） はい。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） この条例案では、第3条の利用定員に関する基準、第4条の面談、第7条の確認事項、そのほかにも虐待防止や秘密保持、支援計画、記録作成など、事業者に求められる内容が非常に多岐にわたっております。

そこで伺いますが、今後、町がこれらの基準をどのように指導、確認されていくのか。例えば、設置基準及び運営基準の遵守状況であったり、職員体制や研修状況の確認、さらには虐待防止、安全管理の体制について、町として点検方法とその頻度について伺います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらにつきましては、まず遠山保育所、公立に関しましては町のほうで確認を行っていききたいと思います。そして今後、民間の認定こども園等の整備体制が整いましたら、第三者委員を設置して、適宜その運営体制に関して評価、審査をするとなっておりますので、既存の子ども・子育て会議におきまして、定期的にこちらのほう評価、審査をしていき、質の向上を図っていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 評価委員が関わっていくということでしたが、この示された資料でございますと、令和8年1月以降に町内施設への説明、さらに確認作業、2月から利用申込み受付、4月から利用開始というふうに整理されております。そこで、既存の町内保育施設等が事業に参入する場合、条例にある多数の基準を満たす必要性が生じますが、町として、その基準適合に向けた助言であるとかいうものが必要である場合の施設改修であったり、運営基準に関する相談支援、または説明会や個別相談の実施など、事業開始までのそういった伴走支援というかそういう体制について、どのように想定されているのか、伺います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） まだ国から示されて、事業者に対しての給付費等が示されていない部分がございますので、そちらが示された段階、今までも説明はしてきましたが、1月に

施設のほうを回りまして、施設改修につきましても補助金が充てられる部分もございますので、そういったところも説明をしながら、そういった施設整備に関して町のほうで支援体制を整えていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 1点お伺いいたします。

この中で、27ページのところに虐待とそれから秘密保持というところがございます。やはり利用する方が、6か月児から3歳児未満までということで、あと、やはり利用される方の中では、介護鬱だったりそういう方も利用して、なるべくこう世の中に出ていこうという努力もされていながら利用する方もいらっしゃると思うんですけども、そういうふうになったときに、やはり情報が漏れてしまって、やはりそこで利用しづらいという状況に陥ったり、またかえってひきこもりとか、子育ての孤独の孤のほうに行ってしまったという心配が出てくるのではないかなと思うんですけども、この部分で虐待等のチェックの仕方とか、それから、あと知り得た情報をどういうふうにしてきちんと秘密保持といいますか、そういうところを心がけていけるのかどうか、そういうシステムをきちんと整えていっているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） まず、秘密の保持に関しましては、こちら基準にもありますとおり秘密保持の基準がございますので、そういった個人の情報というところに関しては、漏れることがないようにしっかりと管理をしていきたいと、熊谷議員が今おっしゃったようなことが決してないよう、こちらの町のほうでも管理をしていきたいと思っております。

それから虐待に関してということですが、こちらの条例の部分に載っているのは、職員が乳幼児に対する虐待という部分でございます。こちら職員の利用者、利用児童に対する虐待の規定がこちらには載っておりますけれども、そちらに関しましては、令和5年に保育施設等のそういった虐待に関するマニュアル、あとは起こったときのそういったマニュアルとかが載っております。そちらを参考にして、今までも保育施設でやっておりますので、こちらの誰でも通園制度に関しましては同じように対応してまいりたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしましたら虐待に関してですけれども、この間の全協の中では規則もつくっていくということでございましたけれども、職員のほうの虐待ではなくて、例えば虐待を発見したとき、そういうふうになったときの対処方法なんかも規則の中に載せていくのか

どうか。

それから、あと秘密保持というそちらのほうも、30ページのほうにはファイル化するような内容のところ載っているんですけども、そういうファイル化したところから漏れるという心配はないのかどうか、その2点をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） まず、秘密保持の部分ファイル化した部分につきましては、しっかりと鍵のかかる場所等に管理をいたしまして、漏れることのないよう管理をしていきたいと思っております。

虐待に関しては、当事者の虐待の部分ということでありまして、こちらのこども誰でも通園制度に限らず、要保護児童協議会のほうで、認定こども園、幼稚園、保育園と連携を取りまして、こういった部分の虐待に関して早めに対応するように連携を取っておりますので、こちらのこども誰でも通園制度に関しましても同じように対応していきたいと考えております。

○8番（熊谷明美君） 以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみさせていただきます。

議案第71号の22条職員と、26ページ、今回の第20条勤務体制の確保等について質問させていただきます。質問の中身は2つ。1つはスペース的に一時保育の場、1保育室を活用してそこに4人を受け入れるようなスペースを確保するということでしたので、1つは、間仕切りを使って設けて分離して体制をつくるのかというのが、すみません2点、そのことについて改めて答え、答弁を求めたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 同じ場所で間仕切りをするのかというところでございますけれども、こちら同じ保育所等で一体的にする場合、間仕切りが必要かどうかというところで国のほうからマニュアルが出ておまして、乳幼児を預かる場合に間仕切りをすると危険な場合があるため、こちらは必ず必要ではないというところで来ておりますので、遠山保育所におきましても、間仕切りはなく実施をしていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、1人当たりのスペースというのは定められていますよね。そうだとすると、例えば、一時保育所との関わりで向こうは12人から8人になって、例えば満杯になった場合、そこにいつでも預かりの人が4人来た場合のスペースというのはどのように

なるのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 人数の調整ということで、一時保育の受入定員人数が今12名となっております。そちら人数調整をいたしまして8名とすることで、同じ人数を受け入れる、受け入れられることとしております。そして、年齢によって必要なスペースというものもあるんですけども、一時保育のスペースが30平米ございまして、そこで何歳児が何平米必要かというところも計算しまして、そこは場所を確保しております。ある程度、一時保育と誰でも通園制度の場所の部分は分けまして実施を、間仕切りはしないですけども、場所的な部分は分けて実施をしようと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、この後に職員体制入っていきますけれども、満杯でいた場合は年齢構成も違ったりするんですよ、当然。片方は0.5か月から3歳、あとは一般的な、年齢問わずということになるので、そのときに、合わせて10人いた場合境界線というのは定められていないですよ。行ったり来たり、そういうことはあり得るということで理解していいんですね。先ほどの話だと一定の線引きはするようなことを言っていましたけれども、子供なんていうのはテープ貼って真っすぐなのか曲がるのか、私分かりませんが、そういう間仕切りはしませんよ、当然ね。そうすると、どういうふうな今の説明で間仕切りというのはしてあるのか、カーテンなのか。そういうところはどういうふうにされるんですか、満杯の場合。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） カーテン等の間仕切りはいたしません、満杯の場合は、今のところちょっと運用において、そちらに入れる人数と、あと集団のほうで慣れさせるというところで、実施提供事業を分けるというところで調整をしていけたらと思っております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑……

○12番（歌川 渡君） 議長。2つ目。

○議長（安倍敏彦君） 2つ目。

○12番（歌川 渡君） さっき2つに分けると言った。

次は本番の26ページの職員勤務体制の確保等について質問させてください。

要するに、今度は逆に先ほどの議案71号での説明で、一時保育についても常時あるわけではないと。常時、申入れがあるわけでもないということを言われました。そして、いつでも預かりについても、あるかどうかは今後まだ分からない。そういうことで、職員体制として、この一

時預かりの職員、専任の職員と、いつでも預かりの保育士、両方でね、これは兼務して対応するという事なのか、それぞれ独自に独立して保育士を確保する体制になるのか、ここの定めについては、職員の勤務体制を定めなければいけないと。確保しなければいけないということじゃないので、そこのところの関わりを説明してください。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こども誰でも通園制度の時間とかぶらなければ、一時保育を兼任してもいいとなっております、1人の保育士が。そういったところで、一時保育、誰でも通園制度が来なければ、一時保育に関わってもいいとなっておりますので、専任の保育士は一応規定しますけれども、誰でも通園制度の利用がなければ一時保育の従事に当たるというところとなっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今度は逆に、それぞれ満杯になったときの保育士の確保というのは、令和8年度から体制としては、どういう、今の遠山保育所の人数の中でやりくりするのか、新たに保育士を、専門保育士を配置するのか。そういうローテについて説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 万が一満杯になった場合の体制につきましても、現場の遠山保育所のほうと確認をした結果、ローテーションが組めるというところで人数を決定しておりますので、こちらで対応していきたいと思っております。

○12番（歌川 渡君） 以上。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第73号 七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第8、議案第73号七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、議案第73号七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書32ページを御覧ください。

提案理由にもありますとおり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

別冊議案参考資料の5ページをお開きください。

第15条第1号の改正内容は、定義の範囲を限定する文言を削除するものであります。

第25条の改正内容は、児童福祉法等の改正により、保育所等の職員による虐待等についても、児童養護施設等の職員と同様に通報義務等が規定され、同法の第33条の10第1項に、保育所等の職員が追加されたことから、所要の改正を行うものであります。

6ページをお開きください。

第37条第1項及び7ページの第42条第1項の改正内容は、項ずれにより引用を整理するものであります。

8ページをお開きください。

第42条第1項第1号の最終行、保育内容支援の部分につきましては、定義を規定するものになります。同じく同条の第2項及び9ページの第3項は新設となります。

改正内容について説明いたします。特定地域型保育事業者、いわゆる小規模の保育事業者については、利用児童の卒園後の受皿や集団保育の機会、保育者が病気などで保育できない場合に、代わりに保育を行うことができる、代替保育といいますけれども、そちらができる認定子ども園や保育所などと連携契約を結ぶ必要があり、子ども・子育て支援法の施行日から10年を

経過する日までの間は経過措置が設けられておりました。しかし、10年を経過してもなお全国的に連携施設の確保が進んでないことから、小規模保育事業者同士の連携も可能となるよう、基準を緩和するための改正となります。

同条第4項の改正内容です。こちら町長が認める場合は、代替保育を行う連携施設の確保を要しないこととする改正内容となります。同条第5項は、第3項の新設に伴う文言整理となります。

10ページの第6項から第11項は項ずれとなります。

12ページをお開きください。

附則第5条中、10年を15年に改める内容は、連携施設の確保について経過措置を延長するものです。

議案書に戻りまして、34ページをお開きください。

附則にありますとおり、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第73号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点のみ伺いたいと思います。

附則の部分において、連携施設確保の経過措置が10年から15年延長されております。これは、連携確保が依然として困難であるという実態に合わせた改正であると理解しております。この15年間にわたり、町としてどのような連携体制整備というものを進めていく方針なのか、今後の見通しを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちら小規模保育事業者、家庭的保育事業者でしたり、そういった事業者になりますけれども、そちらと、あと保育所、町内の保育所、認定こども園との連携というところになります。町のほうでは、現在小規模事業者がないことから、保育所等の連携というのは行っておりませんので、こちらのほうは今のところ該当しないのかなと思っております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第74号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第9、議案第74号七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、議案第74号七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書35ページをお開きください。

提案理由にもありますとおり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

別冊議案参考資料の13ページをお開きください。13ページから14ページにかけてになります。

第6条第1項第1号の改正内容は、保育内容支援の定義を規定するものです。同条第2項及び第3項は新設となります。家庭的保育事業者については、利用児童の卒園後の受皿や集団の保育の機会を提供できる認定こども園や保育所などと連携契約を結ぶこととされておりましたが、連携施設の確保が困難であると町長が認める場合であって、一定の要件を満たす場合には、家庭的保育事業者や小規模保育事業者同士の連携が可能となるよう、基準を緩和するための改正となります。

15ページを御覧ください。

同条第4項の改正内容は、代替保育に係る連携施設の確保が困難であると町長が認める場合であって、一定の要件を満たす場合は、連携施設の確保を要しないこととする内容となります。同条第5項の改正内容は、第3項の新設に伴う文言整理です。

16ページをお開きください。

第6項及び第7項は項ずれとなります。

17ページ、第12条の改正内容は、児童福祉法等の改正により保育所等の職員による虐待等についても通報義務等が規定されたことから、所要の改正を行うものであります。

第17条第2項の改正内容になります。家庭的保育事業では、利用する乳幼児に対して、利用開始時の健康診断や、1年に2回以上の健康診断が義務づけられておりますが、今回の改正で、利用開始前に母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合には、家庭的保育事業において行わないことができることを追加するものです。

18ページをお開きください。

附則第3条中、10年を15年に改める内容は、連携施設の確保について経過措置を延長するものです。

議案書に戻りまして、37ページをお開きください。

附則にありますとおり、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第74号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 本町における該当事業者の有無について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 本町におきましては、家庭的保育事業者等に該当する事業者はございません。

○13番（仁田秀和君） 結構です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第75号 七ヶ浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第10、議案第75号七ヶ浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、議案第75号七ヶ浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書38ページを御覧ください。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

別冊議案参考資料の19ページをお開きください。

第12条中、第33条の10各号を第33条の10第1項各号に改める内容は、児童福祉法等の改正により、放課後児童健全育成事業に従事する者の虐待等についても通報義務等が規定されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案書39ページを御覧ください。

附則にありますとおり、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第75号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第76号 七ヶ浜町放課後児童クラブの指定管理者の指定について
○議長（安倍敏彦君） 日程第11、議案第76号七ヶ浜町放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、議案第76号七ヶ浜町放課後児童クラブの指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書は40ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由は、地方自治法第244条2第6項及び七ヶ浜町公の施設に係る指定管理者の指定の
手続に関する条例第4条の規定に基づき、七ヶ浜町放課後児童クラブの管理を行わせることが
適当と認められるものとして、指定管理者の候補として選定した当該団体について指定管理者
として指定しようとするものとなります。

それでは、議案参考資料20ページをお開きください。

こちらの資料につきましては、団体の事業概要書といたしまして、候補者でありますシダッ
クス大新東ヒューマンサービス株式会社の法人の概要が示しております。

同じく参考資料の22、23ページになります。

22ページと23ページにつきましては、候補者を選定するに当たりまして開催された選定委員
会での候補の推薦内容ということになります。

続きまして、24ページから28ページにわたりましては、選定委員会に諮る上で、先立って行
われた評価委員会での評価ということになります。

説明につきましては以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。歌川議員。何問でしょう。

○12番（歌川 渡君） まず、落ち着いてから。1点のみ質問させていただきます。

別紙資料であります。22ページ、24ページ、それぞれ選定委員会、評価委員会、そして先日
開かれた11月26日全議員協議会での説明資料に基づいて質問させていただきます。

それぞれの評価の中で継続するに値する点数であります。そこで、それぞれの委員会の中で、
直営であった令和元年と比較して、令和2年から令和6年度に移行したことによって、事業費
が令和6年度では1.5倍に増加していますね。それに対する評価というのはどのようなことが
話し合われたのか、それぞれ説明を求めたい。それぞれの委員会で説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） では、評価委員会、選定委員会でも委託料に関し、経費に関しては議論が出ましたので、合わせて回答させていただきます。やはり経費の上昇につきましては人件費の上昇がどうしても伴っております。町のほうとしても同じですけれども、その人件費高騰分がありますので、選定委員会、評価委員会ともにやむを得ない部分あるのかなというところでの議論でありました。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 人件費の増加ということで説明されました。ここの20ページの団体の事業概要書を見ますと、常勤職員が4,205人、非常勤職員が2万2,602人というところでちょっと若干説明させて、質問させていただきます。

この人件費の高騰というのは、七ヶ浜町のほかにも児童クラブ事業において、当然常駐しているシダックスの方がいるかどうか私分かりませんが、シダックスの事業の職員の従業員の給与の増加率及び先ほど言った町の職員等々の増加率と比較して、支援員の増加率というのはどのようなパーセントになっているのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） では御説明いたします。すみません、割合までは手元に資料を用意しておりませんでしたので、割合までお答えすることはできませんが、人件費の上昇率、シダックス大新東と町の職員との比較になりますけれども、そもそも公務員我々の給料自体が民間の上昇の推移によって決められているものですので、それを上回ることは、我々公務員基準を上回ることはあることはあっても、我々の公務員基準より下回っているということはないと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そこはシダックスと確認して、町の給与の上昇率を下回らないということでの確認はしているのか、それは推測なのかどうか、その点。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） シダックスに確認はしております。

○12番（歌川 渡君） だからどっちになるって。

○子ども未来課長（菅井明子君） 今総務課長が言ったように下回らないということで確認はしております。

○12番（歌川 渡君） 職員のですね。

○子ども未来課長（菅井明子君） そのとおりです。

○12番（歌川 渡君） 終わります。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

指定管理者評価委員会の評価結果の資料を拝見しますと、次期指定管理者機関の候補者としてシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が総合得点で77.9点と、適正と評価されております。この評価結果は妥当であると理解しますが、選定の際に特に重視した評価項目と、そのところ町として最も注視したポイントについて説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） どちらかと。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 町として選定委員会の各評価委員会等で重視した点でございますけれども、まずは子供の安全についてというところと、あとは町のほうの子育て支援事業のほうで掲げている基本理念に沿って事業を行っているかというところが基本となりますけれども、子供の安全、あとは保護者のニーズに対応しているかという部分、あと子供たちが楽しく通えているかというところ、あとは支援員の側に立ってですけれども、支援員、現場で対応する支援員がいるからこそ、子供たちが安全で楽しく通えているという保護者の意見もございましたので、そのところ、保護者のニーズに対応しているかという部分、あとは支援員のケアがきちんとできているか。そういったところを重視して見ております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 評価結果の中では全体的に高い評価となっておりますが、それと同時に、男性支援員の配置であったり、アプリ、ハグノートの運用方法の際、各施設ごとの差異があるというところ、あとは児童クラブ同士の交流の不足など、課題も指摘されております。これらの課題について、次期指定管理期間において町としてどのように改善指導を行う方針なのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） まず、アプリの活用方法というところにつきましては、やはり保護者のほうからも、3児童クラブ共通して使えてないのでは、また使える機能を十分に発揮していないのではというところが、御指摘がございましたので、こういったところ、研修等

を通して、支援員のほうの研修等を通して、共通してアプリの機能等を使いこなせるように指導をしていきたいと思っております。既に、児童クラブの登降園システムという部分については、傘下児童クラブ使っておりますので、そのほかの機能、使える機能を徐々に増やしていきたいと思っております。

それから男性支援員の配置につきましてですけれども、こちら、不審者等があった場合、危険があった場合とか、そういった場合に男性支援員がいると安心なのではという御意見がございました。シダックスのほうでも、男性支援員の募集に関しては常に正職員という形で募集はかけていきます。ただ、実際問題なかなか募集には来ないというところが現実でございますので、エリアマネジャーだったり、あと支所長のほうで定期的に3児童クラブを回ると、巡回するということで対応していきたいと思っております。

あと、傘下の3児童クラブの交流事業というところは、その選定委員、評価委員のときに、少子化というところで、3児童クラブが何をしているのかとか、あとは中学校に上がった場合にすんなりと交流ができるようにというところで出た提案ではございます。こちらに関しては、まずはできるところからというところで、提案があったのは、何ですか、リモートで児童クラブの紹介をしながら交流を図っていき、あとは、またできるところからですけれども、徐々に3児童クラブが交流を図れる事業を考えていきたいと。それは町も一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ただいま課長から答弁いただきましたように、課題改善を進める上では、町と指定管理者との連携が大変重要になるというところでございます。特に、支援員の研修や危機管理体制、保護者との連絡手段統一など、それについては町全体の放課後児童健全育成事業の質に直結するものでございます。そこで、指定管理者との定期協議であったり、モニタリングの実施頻度、また改善状況の確認方法について説明を求めたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 指定管理者と町との定期的な会議につきましては、定期的に行っているのは1か月に1回でございます。前月の児童の様子だったり、そういったところを報告するというところです。あとは常に、何か現場で起きた問題があれば、指定管理のほうと町とでその都度協議を行っているところであります。

○13番（仁田秀和君） 改善状況の確認。

○子ども未来課長（菅井明子君） 改善状況の確認でありますけれども、こちら、現場の声、あ

とは利用者の声も聞いていきたいと思っておりますので、定期的にアンケートを取ったり、意見箱を置いたり、そういったことをしながら、現場の状況を確認しながら、改善点があれば現場と町と協議をしながら改善していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。議案第76号七ヶ浜町放課後児童クラブの指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、指定管理者から従来の町運営に戻すことを求めるためであります。この間の指定管理事業を実施してきたことで、町として民間のノウハウを十分習得できたのではないのでしょうか。これからは習得したことも合わせて、職員の能力、技術を生かす時期に来ているのではないのでしょうか。さらに、全員議員協議会において担当者から説明された、先ほど質疑しました事業者側の利益率約18%という報告がありました。令和8年度の事業を見ますと、この金額が約900万円。町運営に移行すれば、支援員報酬のさらなる引上げや、児童クラブ使用料月額2,500円の無償化等に充当できるのではないのでしょうか。

以上の施策を実施していない状況から、この指定管理の指定に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。私は、議案第76号七ヶ浜町放課後児童クラブの指定管理者の指定について賛成の立場で討論いたします。

選定委員会の評価結果によれば、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、取組体制や管理計画、事業実施計画、従業員研修、団体の能力の各項目において、おおむね高い評価が示されており、評価委員会においても総合得点で評価においても適正と判断されております。日々の安全管理や避難訓練の実施、地域や学校との連携、イベントの企画など、利用児童の安全、成長に資する運営が継続されていく点は高く評価できるものでございます。

一方で、男性支援員の確保やアプリ運用方法の統一、支援員と保護者間のコミュニケーション強化など、改善すべき課題も明確に示されておりますが、本町との連携によりこれらは徐々に解決していくものというところで期待をしているところでございます。

これらの点については、町が適切なモニタリング協議を通じて改善を促し、より安心して利用できる放課後児童クラブの環境整備を進めていただきたいと思いますと同時に思うところでございます。

以上の理由から、本議案は妥当であり、次期指定管理者として適切であると判断し、賛成するものでございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第77号 七ヶ浜町中央公民館の指定管理者の指定について

○議長（安倍敏彦君） 日程第12、議案第77号七ヶ浜町中央公民館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、議案第77号七ヶ浜町中央公民館の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書は41ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由は、地方自治法第244条の2第6項及び七ヶ浜町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例第4条の規定に基づき、七ヶ浜町中央公民館の管理を行わせることが適当と認められるものとして、指定管理者の候補として選定した当該団体について、指定管理者として指定しようとするものであります。

それでは議案参考資料の29ページ目をお開きいただきたいと思います。

29ページは団体の概要となっております。候補者となりますアクティオ株式会社の事業概要、会社の内容が示されております。

続きまして、33ページ目から35ページ目になります。

こちらは選定委員会での候補の推薦内容、意見とか取りまとめたものとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

今回、中央公民館に指定管理者制度を導入するのは初めてでございますが、導入の目的と制

度化によって得られる効果について改めて説明を求めます。あわせて、現行の直営体制と比較した際、どのような機能強化やサービス水準の向上が見込めるのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、まず目的になりますが、やはり目的は中央公民館の利用者、利用者がより利用しやすく、より活用できる可能性を広げていくというところを目的としております。昨日の一般質問の質疑で答弁だったかで佐藤直美議員からありましたとおり、このポテンシャル、大変決して新しい施設、最新の施設といえませんが、業者が、今回5者手を挙げていただいた。やはりその5者とも、潜在能力を大変感じるという提案が多くございました。その提案の中でも、これも昨日の中でありました、ちょっと昨日の段階なので私から何も申し上げることはできなかったんですが、図書センターを中核とする、やっぱり図書を展開しながら利用者呼び込むという提案が選定委員の皆様にも大変目を引く内容であり、図書を中心に、例えば親子を呼び込む、高齢者を呼び込む、そこでまた世代間交流が起きる。それで新たないろいろな取組が広がってくるという可能性を、選定委員会の中で多く見せられたものではございます。というところでお話が戻りますが、このポテンシャルを引き出す内容が大変評価ができる内容であって、選定委員の皆様にもそこが響いて、選定委員会の評価にもありますとおり、新しい風ですね、それを利用者の方々に向けて、より施設を有効に使えるような形になればというところを、目的及び今回の指定管理に目指すところと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 機能の強化。機能の強化、サービス向上。いいのかな、機能の強化。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 機能の強化につきましてですが、こちら、これも提案いろいろございました。やはり図書センター、図書室の組替えであったりとか部屋の組替えなどの提案もございました。まさに昨日の質問にもあったところでございます。こちらにつきましては、ただ、選定委員会からも、当面のところは今の利用形態もなかなかこう急に変えられると利用者が困惑するのではというところもございましたので、段階的にちょっといろいろと取組を変えていきたいなと考えております。

まず導入段階では、中央公民館の機能、当然、指定管理することによっていろいろなところがグレードアップ、バージョンアップすることを期待しておりますが、運営の形態、利用者困惑させないところからソフトランディングして行って、だんだんバージョンアップ、ブラッシュアップしていくというところを目指していきたいなと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 大分踏み込んだ御回答いただいて、用意していたものがほぼ回答されたという感覚はあるんですけども、やはりこれまで直営で築いてきた利用者との距離感であったり、その関係性について指定管理以降も維持できるのかというところが重要なのかなと思います。そこについて改めてこの部分、十分にそういった体制も確保できるというところを判断した根拠について改めて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） こちらにつきましては、提案段階でも各事業所に七ヶ浜町の中央公民館の歴史というものがございます。あと利用者の方々も、長く世代交代しながら利用される団体方も当然いらっしゃいます。選定委員の方々もそういう方々が入っておられました。やはりそこを崩さないように、選定委員会の際にヒアリング、プレゼンテーションですね、業者のプレゼンテーション、そういうところができるのかというところで、今のやり方を踏襲することは十分に可能であると。ただ、事業者としても、やはり新しい展開も今後取り組んでいきたいというところから、そこを融合させていくと。先ほどの回答には戻ってしまうんですが、まず七ヶ浜の今のやり方を踏襲していくやり方としましては、今回、こちら通った後の話にはなってしまうんですけども、職員の引継ぎは既に年明けから動けるような形で考えております。そこで既に今のやり方を一通り履修していただいて、4月を迎えても、たとえ人が変わっても、利用者の方からは、大きく変わったね、使いづらくなったねという声が絶対上がらないようにというところでの協議を重ねながら、移行したいと考えておりますので、そのあたりの説明を聞いて、選定委員会でも問題はないという形で判断したところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） やはりそういったことに関しては、住民の常にアンケート調査等々を実施して、住民の声を吸い上げながら、課題改善に向けて取り組む必要があるのかなと思いますけれども、そういった取組について何か工夫点等々ありましたら伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 私たちも今回この中央公民館の指定管理というのは初めての取組でございます。周りの市町村では既にやっておりますが、私たちの自治体として初めてですので、導入してそのまま業者に事業を任せるということではなく、先ほど前段の放課後児童館でもありましたが、モニタリングも当然月1回の定例会等々行うに加えて、当面のところは、利用者の声は随時リアルタイムで引き上げて、吸い上げていく必要があるのか

など思っております。そこで大きな利用に対しての不満不便が起きては、目的と逸脱してしまうことになりかねないので、その声は当面の間は細かく拾い上げて業務の改善につなげていければと思っております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3点ほど質問させていただきます。

1点目は、ページ34ページ、35ページの附帯意見についてであります。先ほども課長の説明で指定管理者の話、今後の取組の中では、特に図書センターの配置の問題とか、運営の改善をやっていくようなこと述べておりました。そもそも図書館と図書センターの人員配置と規模の違いがあるので、そんなに大きな期待はしていないんですけれども、そこで、図書センターの配置の問題も含めて、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へについて、この間の指定管理に決めた中で、このイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へに対する対応と、今後具体的に3年間かけていく中での、何だか1年、2年、3年間の中でのスタンスみたいな、何だろう、スケジュールみたいなのが、どのように提案されているのか。それについては、図表、ペーパーで出されているものなのか、口頭なのか、文章なのか、その点も含めて説明を求めたいと思います。要するにまずイからへ、ハか、へだね。そこまでの現時点での取組。

○議長（安倍敏彦君） 了解しました。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 歌川議員御心配のとおり、この附帯意見については選定委員会の皆様も大変重視してお出しいただいた意見でございます。今現在の取組状況ですが、この選定委員会での附帯意見につきましては、候補事業者のほうには既に提示して、どこまで取り組めるかという対策を取ってもらうところです。ただ、本案件が議決を通らないと、具体的な調整が今からになりますので、これをベースにすぐに調整に入って、来年度、来年じゃない、失礼しました。1月からの引継ぎに反映させていくと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

2点目、指定管理の期間を3年間とした理由について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 3年の理由ですが、本町、何施設か指定管理を導入する際に、まず最低ラインを3年と、3年、当然単年では経営がちょっと成り立たないので、3年を最低のラインとして標準的なモデルとして運用しております。5年にしてしまうと、最初から業者のほうに危機感を持っての経営ができないのではないかとこのところから、3年

にして、当町では指定管理導入するには標準的なものとして定めさせていただいているところですので、今回の中央公民館の指定管理にしてもまず3年というところで、3年での業務評価をさせていただきたいというところで定めさせていただきました。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3点目。

○議長（安倍敏彦君） 3点目。

○12番（歌川 渡君） ここに表れておりません、指定管理事業者との3年間の指定管理委託料はどのような形で定めて、我々にどのような形で公表するのか、その点説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 委託料ですが、令和7年度の当初予算の債務負担行為につきまして、3年間で3億円という形で最大額の御提示させていただいております。ですので、3年間ですので1年で割ると1億円ということになります。この1億円の算出根拠はといいますと、今の公民館の人件費とか運営費を基にすると約1億円になったというところで1億ということになっております。今回事業者から提案された委託料になりますが、約8,800万円ということでの提案が受けております。ですので、町で今公民館にかかっている経費よりも若干低めの金額の提示があると。かつ、この金額につきましては業者としても最大値としての提案ですので、これからの残り3か月間で引継ぎを進めて本契約、協定結ぶに当たりまして、ほかの指定管理者と同様、金額の詰めにはこれからさらに踏み込んでいくこととなります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 年間にして1億円ということでありました。それぞれ図書センター、今回指定管理にするところは図書センターと公民館の建物等々も含めた事業内容であります。そこで、1年間、これ、実績として1億円ということではありますが、それぞれ令和6年度の実績として、ちょっと私今日決算書をちょっと見てなかったんで、図書センターの運営費と公民館の運営費の実績について、資料があれば提示を求めたい、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 申し訳ございません、今資料が手元にございませんで、後ほど提出ということよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうですね、よろしく申し上げます。求めたいと思います。

そして、具体的に施設だけでも約4,000万円近くですね、その中で人件費が6,000万円もこの令和6年度であったのかどうか。そういう試算として計上したのかどうかだけを説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それはそちらも併せて資料のほう提供させていただきたいと思います。

○12番（歌川 渡君） 終わります。

○議長（安倍敏彦君） そのほか質疑ございませんか。直美議員。

○7番（佐藤直美君） 3問です。

まず、図書センターに関してもいろいろ提案があったということなのですが、今現時点で運営時間が図書センターは5時となっていますが、これ指定管理になってからは施設もですよ、指定管理で行って施設の運営じゃなくて管理か、もしていくと思うので、最後まで9時半、今9時45分、9時半ぐらいになるとトントンと来てしまって、もう45分には完全に出るって感じなんですけれども、図書センターの運営時間というのはどのようにお考えなのか伺いたします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 御指摘の点、大変これ私たちが課題に思っております。現段階では選定委員会の評価でも、利用形態を直接すぐ大幅に変えるということがないようにということなので、図書センターの時間、職員の配置とかローテーションの問題もございますので、職員はそのまま引き継げるようにという要望もしてあるところからそう考えておりますが、片や、直美議員は施設大変御利用されているので分かるかと思うんですけれども、図書センターの多くの今度部屋が、図書センターが5時で閉まってしまうと奥のほうが無人になってしまうという問題もありますので、ちょっとここは業者のほうといろいろ調整が必要なのかなと感じております。事業者としては、ある程度の拡大の意識は持っているようなんですけれども、いろいろ場所、先ほど言った図書センターはそれではじゃあ無人にしてもいい順番に並べるとか、そもそも全部時間を合わせるとか、いろいろな手法がございますので、こちらにつきましては懸案課題として引き続きちょっと考えてまいりたいと思います。決め打ちして必ずそこというところではない、まだまだ検討の余地が、利用者のための拡大の余地があると考えております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは2問目に移ります。

今の生涯学習センターというか公民館の話ではあるんですけども、今の事務室のところ、パターゴルフだったりとかあとバスケットボールだったりとか、あとは利用するに当たって名前を書いたり、申請に来たりと、昨日の一般質問でもあるように、キャンプ場は現状のままゆめクラブで行うということなんですけど、今の職員の方がやっぱり草刈りとかも野活のほうをしたりとか、伸びるとしてくださったりとかしているの、野外活動センターの管理運営は、具体的にどのようにしていくのかということも気になる場所なのでお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） この野外活動センターとすみ分けというところになりますけど、昨日の御質問でもあったとおりなんですけれども、まず我々としては利用者の利用形態を大きく変えたくないというところがございますので、目の前にあるバスケットボールの施設とか、パターゴルフの施設は、引き続きこの指定管理になったとしても、業務委託という形で別にそこは引き続き窓口でやりたいと考えております。

あと、キャンプ場につきましては、野外活動センターはスポーツ施設ですので、こちらもアクアゆめクラブの指定管理の部分となっております。バスケットボール場と違うところは、あそこは使用料がかかる場所でございますので、使用料がかかる部分の窓口業務をやってしまうと、今度そちらの事業的に事業代行をすることになって、使用料をどうするんだという問題がありますので、現段階ですぐキャンプ場を、受付をすぐに新しい公民館の指定管理のほうでやるということになるとその問題がありますので、そこは整理の必要があるかなと考えております。

あと、野外活動センターの草刈りと整備につきましては、町のほうで基本的には大きな部分については草刈り等々を行っております。細かいところの職員がやっている部分もございますけど、そこは引き続き形を変えないで、まずは、繰り返しになりますが、利用者の方に公民館何か使いづらくなったねとか変わったねという声が出ないような形で運用をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） キャンプ場の件と草刈り等々その管理に関してはちょっと理解しました。

パターゴルフとバスケットボール、それからスケートボードなんですけれども、スケートと

3 x 3のバスケットボールのところは、利用を始める前に住所等々を書いて登録もしてもらってから利用すると。随時で利用するために紙に、紙というかこういう本に書いてやっていくということなんです、そうするとそこは委託をしっかりと、そういった住所だったり名前だったりそういった個人情報もしっかりと管理をしなければいけないので、そういった意味で委託としてしっかりとやっていくという回答だったと思うんですが、それで間違いないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○7番（佐藤直美君） 分かりました。

○議長（安倍敏彦君） 以上。

○7番（佐藤直美君） もう1点です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと場所ですね、それは今ソフト面というかそういった個人情報に関してだったんですけれども、施設、結局バスケットボールコートも、ゴールというかフープの物が外れてしまったりとか、スケートのところでもこういったクラックができましたというような、そういった管理というのも出てくると思うんです。ハード面の物、物質というか、そういったところはどのようにして行っていくんでしょうか。ちょっと何か見えないというか、どこまで委託をして、どこまでは職員がやりますよというところもしっかりやっついていかないと、しっかりと管理運営ができないんじゃないかなと考えるんですが、そのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 指定管理の場合ですと、大きなところで協定書というのを最初に取り結ぶのですが、そちらの協定書の中で、大きな修繕なのか、軽微な修繕なのかという明確に切り分けて、うたい込んでいきたいと思えます。ですので、直美議員が今御心配されているような部分も、明確にここは責任境界がこうだよというところで協定書のほうを作成してまいりたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 3問目に移ります。

○議長（安倍敏彦君） 今3問目じゃなかった。

○7番（佐藤直美君） 今2問目の3回目でした。今度は3問目です。

関係、全協でもお伺いしたんですけれども、この表を全協の後に頂いてはいたんですが、何だ、ジュニアリーダーだったり、それから育成会だったり、あとは分館の運営だったり、いろんなものが公民館の中の事務所の中でやって、いろいろとやっていただいていた部分があるんですけれども、そうすると町民の方々は、例えば子ども会育成会だったら公民館に行って、例えば保険代を払うのには預かってもらっていたりとか、いろんなそういった職員の方に助けていただきながらやっていたところもあると思うんです。そうしますと今後、そういったことが職員の方がいなくなるとなると、指定管理の方々がそういったことも担ってやっていくのか、それとももうそこは切り離して、こういったことは役場のほうに行ってやってくださいという線引きを引いていくのかというところが、ちょっとやっぱりまだ曖昧だなというところがあったので、そのところはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 御心配のところですが、この一覧のほうで対象事業というところで、町と事業者というふうに切り分けてございます。町のほうの中に青少年健全育成だったり、家庭教育事業だったり、大きく分けると社会教育事業というのがございます。こちらは町がすっかり指定管理を任せるということではなく、教育委員会部局に、今でいうと生涯学習課ですね、この部分が消えてなくなるということではございません。ただ、場所としては、前段確か全協のときも副町長から説明があったかと思うんですが、あその場所に固定ということではなくて、指定管理業者が入るということもありますので、町民とのつながりはこのままこれは維持したいと思います。当然手続等々で、町民の方々不明なところとか、できないところとかもございます。あと分館同士でもやり取りするところがございますので、つながり自体はそのまま引き続きやります。ただ、場所に関しましてあそこにずっと常駐していくかどうかという、これちょっと今後詰めるところでございます。副町長の答弁にもあったとおり、まず最初始まった当時は、職員があちらに出向きながらというところはございましたが、最終的な形としては、教育委員会部局の中で整理していくと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、段階的、物理的に人っていうのも、最初はもしかしてその事務所の中に指定管理の方々と一緒に、もしかして最初はあるかもしれないと。そうした後にだんだんだんだんと教育部局の中で整理をして、そういうところも役場の中のどこかの部屋に割りつけて勤務をしていくような形になるというイメージでよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） おっしゃるとおりです。

○7番（佐藤直美君） 分かりました。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 簡単に2点伺います。

いろいろ御説明を聞いていたんですが、何か非常にわくわくするなと思う反面、やっぱりコスト管理って大事だなと思っていて、先ほどの御答弁の中で、委託料が8,800万円という御提示があったということなんですが、新しい業者、民間の業者が入れるということで、何ていうんでしょう、気合が入ってといたしますか、こんなこともやりたいあんなこともやりたい、ここをこういうふうに改造したいとか、そうなったときの御提案とかって提案にあったのかどうか。あくまでも今の施設、お金かけずに新しい形とかでやれるものなのかどうか、その辺どういった点があったのか御説明をお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 今回の提案に当たりましては、基本的には既存の施設をそのまま使っていて、大規模な改修等々はないような形で使える範囲でということでの御提案をいただいたところです。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 承知いたしました。

それでは2点目に移ります。恥ずかしながらなんですが、七ヶ浜で48年間生きてきて、議員になる前ってそんなに役場庁舎に来る機会もなく、正直あまり興味もそんなになかったんですね。ところがやっぱ中央公民館となると、やっぱり小学校、中学生のときは何かのイベントあれば中央公民館よく行っていましたので、町民の皆さんからするとやっぱ町民公民館って町民で当たり前なんですけれども、非常に親しみのある、関係性の強い建物かなと思っていて、そうなったときに、指定管理先の方しかいないという形にはならないと思うんですけれども、そのあたりはしっかりケアされる御計画はおありだと思ってしまうんですけれども、改めて伺います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） もちろん、そちらのあたりは今回の指定管理に当たりまして、町民の利用形態、町民の皆様の利用の不便さを絶対に感じさせないような形の運用というのを念頭に置いて進めてまいりました。実際の人的配置等々に関しては人事的な話にもなりますので、ここでちょっと明確に御答弁することは難しいんですけれども、そのあ

なりに課題とか問題が出ないように最大限努力させていただきたいと考えているところです。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） すみません、そこに関連してなんですけれども、すみませんちょっとだけ質問からずれるのかもしれないんですけれども、指定管理先の方が指定管理として中央公民館を仕切るとなった場合、正直アクアリーナができたときに個人的に思ったのが、受付の方が町外の方だったのかな、ちょっときれいな標準語で喋られるものですから、ちょっと親しみが湧きにくいというか、できるだけ何か町内の方の採用とかを町側でお願いするスタイルとかいうのは取られるのかどうか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） そちらにつきましても選定委員からの意見で出ていますので、今後の協定を結ぶ際の協議事項とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○2番（鈴木 篤君） 承知しました。終わります。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。恵子議員。何問でしょう。

○6番（鈴木恵子君） 1問です。

8,000万円の委託料ということであれなんですけれども、今現在、図書、これから指定管理されるのは、趣味の学びの講座、スマホ教室、それから図書センター関連のものが指定管理されるということになっているんですけれども、今現在そこで従事している職員はまた別ですよ、非常勤の嘱託が何人いるんですか。そして、それがどのように、そのまま安全に従事できるようになるのか、それが8,000万円の中でどのぐらいの割合になるのかというところをちょっとお聞きします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） まず、職員につきましては今恵子議員質問されたとおりで、図書センターの職員が3名ですね。今3名いらっしゃいます。この3名の方は町から当然候補者のほうには要請して、そのまま今までのノウハウを持っておりまして、引き続き雇用できるような形でしているところです。これはあくまでも提案内容なんですけれども、今現在町で雇用しているものよりも待遇が、給与面の待遇がよくなるという形では聞いておりません。

以上です。

○6番（鈴木恵子君） そのほかの職員は。

- 議長（安倍敏彦君） 手を挙げて。恵子議員。
- 6番（鈴木恵子君） そうすると図書センターに従事する3名以外は、該当しなくなってしまうんですか。
- 総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） すみません、回答が足りなくて申し訳ございません。基本的には、現在従事している会計年度等の職員につきましては全て引き継いでもらえるようにということでの要望はしております。これも今後の協定で結ぶこととなりますけれども、プロパーは別です。正職員をそのまま、それは転職になりますので、正職員は別ですが、会計年度職員等々はそのまま引き継いでいただけるようにということで、協議しているところです。
- 6番（鈴木恵子君） 以上です。
- 議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
- 質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
- これより討論に入ります。
- 初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。議案第77号七ヶ浜町中央公民館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。
- 反対の理由は、指定管理事業運営ではなく、引き続き町運営として行うことを求めるものがあります。なぜ町直営ではいけないのか。職員の能力、発想をさらに引き出すためにも継続することが必要ではないでしょうか。ましてや、先ほどの説明では、民間に移行することによって、会計年度職員について処遇もよくなるという答弁がありました。町直営でも会計任用職員の賃金を上げれば、同様に対応できるのではないのでしょうか。また、事業委託になれば、民間事業者の利益の手段ともなるわけであります。その利益分の増額分、このような会計任用職員または利用者の利用料の軽減に充てることが、町の仕事ではないのでしょうか。そして、委託、指定管理事業者の説明で、またはこの間の資料に見ますと、具体的な事業が見えない、報告されない状況であります。このような状況の中で、今回の指定管理者を指定することは十分といえない状況にあることから、提案について反対するものであります。
- 次に、賛成討論ありますか。仁田議員。
- 13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。私は、議案第77号七ヶ浜町中央公民館の指定管理者の指定について賛成の立場で討論いたします。
- 今回、七ヶ浜町中央公民館へ初めて指定管理者制度を導入するに当たり、町がこれまで直営

で築いてきたサービス水準を維持しつつ、利用者が利用しやすく活動しやすい、さらに、新たな価値を生み出していくことができるかが最大の論点だと考えます。選定委員会の審査結果を見ますと、アクティオ株式会社は応募団体の中でも最も高い総合評価を得ており、スケールメリットを生かした組織体制や、幼児から高齢者まで幅広く対応できる提案内容など、中央公民館の特性に合致した運営力が示されております。

一方で、指定管理者制度への移行に不安の声があったとも、選定委員会の意見として示されており、町民サービスの質を下げないこと、利用者との距離感を保つこと、そして現場への丁寧な引継ぎが不可欠であると考えております。附帯意見にも示されたとおり、町と指定管理者が適切に協働し、移行期間を丁寧に設け、利用者には不安を与えない体制を構築することが重要でございます。これらが確実に実行されることで、中央公民館がより身近で活力ある施設へと発展することに期待いたします。

以上の理由から、本議案に賛成いたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第78号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（安倍敏彦君） 日程第13、議案第78号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、議案第78号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明いたします。

議案書は42ページをお開きください。

提案理由といたしましては、組合議員に対する報酬並びに組合長及び副組合長に対する給料を支給することに伴い、宮城県市町村退職手当組合規約について所要の変更を行うものとなります。

それでは議案参考資料36ページをお開きください。

資料36ページは、宮城県市町村職員退職手当組規約の新旧対照表になります。改正後と改正前という形で、ちょっと町のレイアウトとは別な形になっておりますが、こちら左側が改正後、右側が改正前ということになります。

規約第8条において、組合の議員には、議員報酬を支給しないものとするという条文を削除、第10条で組合長及び副組合長には給料を支給しないものとするを削り、以下の項ずれを改正するものとなります。

規約の施行期日につきましては、令和8年4月1日となります。

地方自治法第286条第1項の規定により、規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものとなります。

説明につきましては以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点でございます。

今回の規約改正では、第8条を削除し、議員報酬及び組合長、副組合長の給与に関する規定が整理されております。

そこで伺います。今回の経緯につきまして、規約改正の趣旨として議員報酬及び組合長、副組合長への給与支給内容がどのように変更されるのか、改めて分かりやすく説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） まず経緯でございますが、この市町村退職手当組合、要するに一部事務組合になるわけですけれども、こちらには規約にあるとおり、支給がないものとするという条文が、これをつくったときの当時の退職手当組合の議員さんたちの中で決まったというところとなっております。しかしながら昨今、市町村の退職手当事務、業務、判定も複雑化しておるというところから、本来であればこれ自治法に基づいて支給のほう为原则になりますので、原則論のほうに戻したというところになります。原理原則に基づいて支給するという形に整理をし直したというところで、ほかの一組も支給というところになっておりますので、そこに合わせたというところもあります。経緯としては先ほど申し上げたとおりになりますが、そのような問題提起があつて、この退手組合の議会の中でもんで、これも結構な1年以上の議論を重ねた上で、ここの改正で、これ全自治体の議会の議決が必要になりますので、全自治体に上程されていると聞いております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。午後3時10分より再開いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第14 議案第79号 令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（安倍敏彦君） 日程第14、議案第79号令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第79号令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

議案書の44ページをお開き願います。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,729万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億8,757万6,000円に定めようとするものであります。

第2条は繰越明許費を定めるものであり、第3条は債務負担行為の補正をするものであります。

48ページをお開き願います。

第2表は繰越明許費を定めるものであります。老人福祉センター老朽化現況調査事業につきましては、躯体構造部の調査や報告書の作成などにより、年度内に事業の完了が見込めない恐れがあることから、繰越明許費を設定するものであります。

49ページをお開き願います。

第3表は、債務負担行為の補正で追加4件であります。

1つ目の庁舎内複合機リースは、経年劣化により不具合が発生している庁舎内複合機4台のリプレースを行うものであります。新たなリース契約に向け、準備期間となる今年度を含め、期間を令和7年度から令和12年度までとし、限度額を2,750万円とするものであります。

2つ目の住民基本台帳ネットワークシステム統合端末リースは、マイナンバーカードの更新件数の増加に対応するため、端末機器を1台増やし、窓口における住民の利便性向上を図るものです。使用する端末機器のリース契約に向け、準備期間となる今年度を含め、期間を令和7年度から12年度までとし、限度額を207万3,000円とするものであります。

3つ目の姉妹都市プリマス訪問交流事業は、令和8年度のプリマス町への訪問に関する旅行手続などのため、準備期間となる今年度を含め、期間を令和7年度から8年度までとし、限度額を1,300万円とするものであります。

4つ目のはまぎく放課後児童クラブ運營業務委託は、待機児童の解消を図るため、放課後児童クラブの令和8年4月からの利用に向け、はまぎく放課後児童クラブ運營業務の契約を可能とするためのものです。準備期間を今年度、運営期間は来年度とするもので、限度額を1,360万円とするものであります。

今回補正する主なものは、人事異動等に伴う人件費の整理のほか、10月1日の大雨による各公共施設の雨漏り補修工事、生涯学習センターWi-Fiステーション整備事業、書かない窓口導入のための関連経費、老人福祉センター老朽化現況調査事業、松くい虫伐倒駆除委託料への追加、亦楽小学校1階教室間仕切り設置工事及び牛乳保冷庫購入、中央公民館維持補修工事等の追加などであります。

それでは歳入から説明いたします。

52ページをお開き願います。

10款地方交付税は普通交付税の今年度の交付額が確定したことにより、本補正予算における財源として4,771万9,000円を追加するものであります。

14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金7万4,000円のうち、妊婦のための支援給付費補助金33万3,000円の追加は、妊婦のための支援給付事業について、マイナンバーに

よる情報連携対応に伴う健康管理システム改修委託の財源とするものであります。

15款2項1目総務費県補助金235万4,000円は、県からの追加の内示があったことによる市町村振興総合補助金の追加であります。宮城の松林健全化事業は、松くい虫伐倒駆除事業の財源とするものであり、また、漁港改良助成事業への追加内示分は、6月補正予算において議決いただきました菖蒲田漁港内支障物撤去事業に充当し、財源の組替えを行うものであります。

6目教育費県補助金360万円は、教員の働き方改革の一環で雇用している学校事務補助員について、県の教育支援体制整備事業費補助金の交付決定を受けたことから、当初予算で学校管理費に計上しておりました人件費に充当し財源組替えを行うものであります。

17款1項1目一般寄附金210万3,000円のうち、一般寄附金100万3,000円の追加は、包括連携協定を締結している明治安田生命保険総合会社より、町民の健康づくりやまちづくりへの応援を目的として、グループ社員の募金を寄附されたものなどであります。企業版ふるさと納税110万円の追加は、千葉県長生村にある株式会社合同資源より地域の安全安心を確保する事業に寄附の申出があったものであり、また、東京都江東区にある株式会社Albalinkより、逍遙のまちづくり事業に寄附の申出があったものであります。

20款4項3目雑入144万5,000円のうち、デジタル基盤改革支援補助金132万円の追加は、地方公共団体情報システム機構からの補助金で、9月補正において議決いただきました介護保険システムの標準化に伴う地域包括支援システム改修事業の財源として内示を受けたことから、介護保険特別会計繰出金の財源として充当するものであります。

続いて、歳出について説明いたします。

初めに、職員の人件費については、職員の人事異動等に伴う人件費の追加ですので、説明は省略させていただきます。

54ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費12節委託料66万円は、令和8年度から創設される子ども・子育て支援金制度への対応のため、給与システムを改修するものであります。

7目電算関連費12節委託料300万8,000円のうち、生涯学習センターWi-Fiステーション整備委託料は、現在、生涯学習センター1階ロビー及び学習室に無料で利用できるWi-Fiのアクセスポイントを設置しているところですが、2階会議室等においても利用できるようにアクセスポイントの増設を行う費用であります。

次に、書かない窓口用カウンター作製委託料及び看板作製委託料は、書かない窓口の導入に向けて、本庁舎1階の町民生活課の窓口を対面式着座カウンターに入れ替えるための費用と、

手続の場所を分かりやすくするための看板を設置するための費用であります。

17節備品購入費312万8,000円は、書かない窓口導入に伴うカウンターや椅子等の購入費用であります。

次のページをお開き願います。

6項4目七ヶ浜国際村運営費10節需用費23万1,000円は、消防設備点検の結果で不具合の報告があった避難誘導灯を修繕するものであります。

3款1項3目老人福祉費27節繰出金256万7,000円は、介護保険特別会計の事務費、人件費等の繰出金であります。

4目老人福祉センター費12節委託料190万円は繰越明許費でも説明いたしましたが、今後老人福祉センターを使用していくに当たり、躯体構造部などの劣化状況を調査する費用であります。

56ページになります。

14節工事請負費279万円は、令和8年4月から中央公民館に指定管理者制度を導入するに当たり、老人福祉センターの水道料金を中央公民館と別に管理するため、新たに水道メーターを設置するものであります。

5目障害者福祉費18節負担金補助及び交付金33万6,000円は、成年後見制度利用支援補助金について、本年度のこれまでの実績と今後の執行見込みを踏まえ追加するものであります。

2項5目保育所費10節需用費38万1,000円は、遠山保育所において10月1日の大雨で雨漏りが生じたことから、屋上の防水シートを補修するものであります。

14節工事請負費80万円は、遠山保育所の2歳児保育室のエアコンが故障したため更新するものであります。

15目妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業費99万円は、妊婦のための支援給付事業におけるマイナンバー情報連携対応に伴う健康管理システムを改修する費用であります。

57ページをお開き願います。

6款2項1目林業総務費416万8,000円は、県から財源の追加内示があったことから、松くい虫伐倒駆除委託料の事業費を追加するものであります。

次のページになります。

8款1項1目土木総務費17節備品購入費73万5,000円は、土木工事積算用のパソコンが破損し使用不能となったため、新たに購入する費用であります。

59ページをお開き願います。

10款2項小学校費1目学校管理費10節需用費の上下水道料84万9,000円の追加は、亦楽小学校で漏水が発生したことによるもののほか、水道料に不足が生じる見込みのため追加するものであります。修繕料27万5,000円は、汐見小学校における多目的トイレや体育館、家庭科室などの給排水設備を修繕するものであります。

11節役務費61万2,000円は、各学校の教育用光回線の契約変更等によるものであります。

14節工事請負費95万7,000円は、亦楽小学校において、1階教室の半分を配膳室として利用できるようにするため、教室に間仕切り壁を設置する工事を行うものであります。

17節備品購入費74万8,000円は、亦楽小学校に設置している牛乳保冷庫が経年劣化しており、修理も不可能な状況にあることから、今後の給食の提供に影響が出ないよう、使用不能になる前に更新しようとするものであります。

3項中学校費1目学校管理費10節需用費の上下水道料46万8,000円の追加は、向洋中学校でプール利用回数が増化したことと、漏水が発生したことによるもののほか、水道料に不足が生じる見込みのため追加するものであります。修繕料30万8,000円は、七ヶ浜中学校のパソコン教室のエアコンが故障したため、修繕を行うものであります。

次のページになります。

11節役務費40万8,000円は、小学校と同じく、各学校の教育用光回線の契約変更等によるものであります。

14節工事請負費446万2,000円は、10月1日の大雨により七ヶ浜中学校体育館のギャラリーに雨漏りが生じたことから、補修工事を行うものであります。

4項2目公民館費10節需用費の修繕料118万8,000円は、消防設備点検で不具合が報告された施設内の屋内消火栓設備や、不具合が生じている受水槽ポンプ、電話交換機などの修繕を行うものであります。

12節委託料82万4,000円は、令和8年4月からの指定管理者制度導入に向け、施設内の不要物品等の整理、廃棄に伴う廃棄物処分委託のほか、現在一括で契約している中央公民館、老人センターの電気契約について、中央公民館分の契約を分割するための電気設備の現況のほか、必要となる設備等を調査するものであります。このほか、現在発生している漏水に対する現地調査や監視カメラ設備の故障に伴う設備機器の調査に関する費用となっております。

14節工事請負費335万5,000円は、雨天時に冠水する駐車場の一部について舗装、側溝の補修を行うほか、経年劣化が進んでいる高圧気中開閉器の更新工事、10月1日の大雨で生じた雨漏りの対応のための屋上などの防水シートの補修する費用であります。

5目歴史資料館運営費14節工事請負費75万6,000円は、10月1日の大雨で生じた雨漏り対応のため補修工事を行うものであります。

61ページをお開き願います。

5項2目体育施設費10節需用費の修繕料282万8,000円は、サッカースタジアムの本部室の扉の敷居の破損及び給湯器の故障による修繕のほか、きずな公園の遊具について点検報告で不具合が指摘された複合遊具の修繕のための費用であります。

12節委託料264万4,000円はスポーツ管理棟の駐車場周辺や野球場周辺、生涯学習センター敷地内の樹木について、環境整備のための伐採、剪定を行うものであります。

14節工事請負費172万円は、中央公民館に指定管理者制度を導入するに当たり、武道館と野外活動センターの水道料金を中央公民館と別に管理するため、新たに水道メーターを設置するものであります。

3目健康スポーツセンター費14節工事請負費368万1,000円は、10月1日の大雨で発生したアクアリーナの雨漏りに対応するため、アクアスタジオへ向かう通路とアリーナのランニングコースにおける屋根の補修のほか、排煙設備の一部が故障のため補修する費用であります。

4目学校給食費10節需用費84万6,000円は、給食センター調理室内の自動ドアのほか、配送用コンテナ、スライサーなどの調理器具に不具合が生じたため修繕するものでございます。

62ページを御覧ください。

11款1項公共土木施設災害復旧費については、令和7年3月26日の強風や10月1日の大雨により災害復旧費を執行したため、今後の災害に備えて計上するものであります。

以上、説明となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 4点です。

○議長（安倍敏彦君） では、3点お願いします。

○6番（鈴木恵子君） 57ページ衛生費の4款2項1目生ごみ処理容器等購入補助金についてお聞きします。これは簡易式なのか電気式なのか、どちらへの補助金なのかが1つと、現在の補助件数、そしてその追加予定の内容について、要するに簡易式なのか電気式なのかというのをお聞きします。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

電気式が、申請件数が予定、予定というか当初見込みより伸びておりまして、手持ちの資料ですと4件ございました。今後の見込数を考えると不足分が生じるということで不足分について補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 惠子議員。

○6番（鈴木惠子君） 2点目、それでは59ページ、3点目とちょっと合う、なるんですけども、亦楽小学校の間仕切りというのは、そこは、間仕切りを59ページの10款2項1目14節の工事請負費です。亦楽小学校の1階の教室の間仕切りということ説明がありましたけれども、そこには、何々が配置されるのかなと。要するに、給食の収容が、何々ここに設置されるのかなということ。すみません、3点目とかぶるんですけども、いいですか。

○議長（安倍敏彦君） まず2問目。

○6番（鈴木惠子君） まずそれ、じゃあ。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

1階の教室の間仕切り設置工事なんですけれども、こちら、亦楽小学校の配膳室ということで準備するということでの工事でございます。そちらのほうには、下にあります牛乳保冷庫の部分と、あとは配膳室なので給食関係をそこに収めるというところの仕切りの工事でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 惠子議員。

○6番（鈴木惠子君） そうしますと、同じ9ページの備品購入費の牛乳保管冷蔵庫かな、保冷庫の購入代ということで、今までの保冷庫とは違う保冷庫になるんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

今までの保冷庫は、説明もさせていただいたんですけども、年数が経過しておりますので、亦楽小学校1つしかありませんので、それが壊れてしまうと、保冷庫として機能、給食提供に支障が来しますので、その前に買換えて新しいものにするということでの予算計上でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 惠子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうすると、確認です。今までですと玄関にそのままぼんと固定してあった保冷庫は、少し教室に入るのになかなか大変だろうなと思ったら、ちっちゃい形になって収まるような形の保冷庫を購入して、そこに衛生的に保管されるということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○6番（鈴木恵子君） ということで、3番まで終わりました。

○議長（安倍敏彦君） 3問終わり。そのほかに御質疑ありますか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 5点について伺います。

○議長（安倍敏彦君） 5点。じゃあ3点。

○13番（仁田秀和君） 1点目は、議案書54ページの2款1項7目12節及び13節書かない窓口システムに関連して伺いたいと思います。

今回計上されました電算関連費委託料170万5,000円及び備品購入費312万8,000円は、書かない窓口導入のための経費と理解しております。また、12月の町広報では、令和8年3月のお試し運用、4月から本格運用と示されておりますが、町の説明では、当局の説明では、住民が自らタブレットを操作するのではなく、職員が代理入力し、その内容をタブレット画面で住民が確認するという形とのことでした。

そこで伺いますが、今回の予算で具体的に何を整備し、どのような運用体制で書かない窓口をスタートさせるのか、改めて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの御質問ですが、こちらお示しのおおりの内容のほかに、カウンター作製とカウンター等購入という形で示しております。まず、このカウンターの作製になりますが、具体的に今想定している場所は町民課の住民票を発行したり戸籍を発行したりする窓口のカウンターが、今立ち席になっております。書かない窓口はあくまでも対座で、座ったままお客様のお話を聞き取って対応するというのを想定しておりますので、まずこのカウンターに既製品が当てられないので、ここは作り込みのために委託ということで考えております。

あとほかに、役場庁舎、立っての対面のところがほかにもう1か所ありまして、税務課です、

税務課の窓口、こちらのほうも子ども未来課の今の現在のカウンターから延長するような形で、座った対座型のカウンターを用意して、こちらを書かない窓口に対応すると。こちらのほうは規格品でございますので、物品の購入という形になっております。

あと、そのほか今看板の製作委託料とあるのは、案内板ですね。お客様が今回ある程度、書かない窓口、お客様に負担かけないよといは言いましても、案内等々で迷うところがあるかというところで、案内板の作成も併せて行うということになっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 質問させていただきます。

住民が操作しない方式というのであれば、UIの複雑さというものは、課題が少ない一方で、職員側の入力、入力作業量、処理フローの見直しが鍵になるのかなと思います。そこで今回のシステム導入により、転記作業であったり、押印確認など、職員側の業務負担がどれだけ軽減される見込みなのか、また、3月のお試し運用ではどのような改善検証を行うのか、具体的にお示しいただければなと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） まず操作側の負担ですが、基本的には今のUIをさらに進化させたUIが書かない窓口のシステム上に表示されますので、かつ異動処理があると手書きで出されたものを1回入力するという作業があるんですけども、これが対座によって1回で済むと、複数入力回数がなくなると。繰り返しになりますが、UIについても、進化型のUI、今の既存のUIからさらに使いやすいUIになっているということを私も確認しておりますので、職員側は、あくまでも慣れは必要になりますが、慣れてくれば使いやすいUIではないのかなと感じております。

あともう1点がごめんなさい、何だっけか。

○議長（安倍敏彦君） 改善検証。

○13番（仁田秀和君） 運用期間中の。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） まず3月に試験導入、4月からの本格稼働を目指しての3月からの導入と考えておりますが、改善点としましては、やはり昨年度も検証しましたがお客様の動線がどのように変わっていくのか、本当に時間短縮、庁舎内の滞在時間、これが本当に短縮されるのか、もし短縮、検証内容では短縮されるはずのものが詰まっているとすれば、どのあたりがボトルネックになっているのかという検証をその1か月でさせていただ

いて、4月からの本稼働に反映させたいと考えております。当然4月から本稼働しても課題が出る可能性がございますので、これは引き続き検証しながら、使いながら、よりよいシステムにしていくという考えでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 役場庁舎改修を考えずにあるもので対応していくということで、町長の考えたとおりに、経費を抑えながらやっていくということで理解するところでございます。

書かない窓口というものは住民にメリットがあることはもちろんですが、担当課を超えたデータ連携というものが進めば、将来的にワンストップ化や、回遊のない窓口設計にもつながる取組だと考えます。

そこで伺いますが、先ほどの職員側の作業負担であったり軽減策であったりとかありましたけれども、職員研修も必要になってくるのかなと考えますので、そのところについて今後の研修の考え方、取組について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 御指摘のとおり、まず使う側が慣れないと良いシステムであってもその力を発揮しないと重々認識しております。

まず職員研修につきましては、職員もどのようなものか分からないということも想定しまして、こういうシステムでやるというシステム概要の研修はまず1回済ませております。今度実機が入ってきて、実機の今度操作研修等々、年明けから早々に整備次第、何回も繰り返しやっていきたいと考えております。3月を操作できないという形のことはないようにということでの研修を考えております。ですので、こちらに関しましては、窓口をしている職員が主に職員研修の対象になりますので、ちょっと時間帯もある程度配慮しながら研修のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では2点目の質問に移ります。

その上段部分、同じく54ページの2款1項7目12節の中の生涯学習センターWi-Fiステーション整備委託料について伺いたいと思います。

既存の1階ロビー、また学習室に加え、2階会議室でも利用できるようにアクセスポイントを増加させるということでございました。そのところでございますが、やはりWi-Fiを導入する際には、設置場所、要は、館内のどこに置くかというものと、あとは目的、主目的、学習支援なのか、貸館者向けなのか、もしくは災害時通信などなのか、それとそれに合わせた

電波の守備範囲、それと回線の容量や強度がサービスの品質につながるものかなと考えます。

そこで伺いますが、今回整備するWi-Fiステーションは、2階部分を拡充させるものという御説明でしたが、どのような目的で設置され、実際にどの範囲まで電波が届く設計になるのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの生涯学習センターのWi-Fiステーション、前段先に申し上げておきますと、これ平成29年に防災Wi-Fi整備で整備したものでありましたことから、当時政策課の情報政策のほうで整備しまして、その関係から今回、デジタル推進室のほうでちょっと予算のほうを計上させていただきました。

御質問の点でございますが、まずはWi-Fiやはり普及してきてまして、どこでもWi-Fi使える環境が増えてきたと、公民館の利用者からのまずリクエスト、ニーズが多かったということがございます。そのことから、まず配備した場合にどのようになるかというところを検討いたしました。やはりWi-Fi一番問題になるのが、電波どの範囲で、何台でケアできるのかということとなります。ですので、まず利用頻度が高い2階の、具体的に言いますと第1、第2研修室、あと第3研修室、第4研修室、大会議室、こちらをケアできるような形で無線のアクセスポイントを整備する予定となっております。こちらは実地で業者のほうにも電波の届く範囲は一応調べてもらいましたが、あくまでも調査でして、これ最終的にはつけてみないところまで届くかが分からないというところではありますが、過去に整備した機器の能力を見ると、ここからさらに廊下範囲まではカバーできるのではないかなとは思っておりますが、最低限この部屋は全てフォローできるような規格の無線アクセスポイント、前回整備したものと同等の今のバージョンでの整備を考えているということです。2階に関してそうですね、あとは、これ当然ここは拠点避難所にもなっておりますので、有事の際への展開も考えて、やはり回線速度、回線受けですね、無線アクセスポイントを使っている方御存じですけれども、人数に1回アクセスすると、トラフィックがかかって詰まったりとかということがあります。ここは当初の段階から何百人アクセスしても通るような形の規格のものを入れておりますので、大人数が集まっても何とか通れるようにという規格のものにしているということで、平時、有事どちらでも使えるようにという考えから整備させていただいたということになります。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） また踏み込んだ御回答ありがとうございます。ということで、やはり災害対応というものには備えていくということでございますが、今後のかかってくる経費云々に

についても、当然あるのかなというところがございますので、そうしたランニングコストであったり、その部分はどのようにお考えなのかというのと、それと併せて災害時の無料W i - F i、いわゆる00000 J A P A Nというものの発展性であったりとか、そういったところの考え方についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） こちら確かにおっしゃるとおり民間のW i - F iサービスの利用でありますので、ランニングコストがかかることは避けられないと思っておりますが、先ほどの説明に戻ってしまいますが、平時、有事の際の有効性を考えると、この経費は必要な部分ではないかなと思っております。

最後の御質問になりますが、使っている機器は最新のものを使います。サービス業者も大手の通信業者というところで拡張性は十分にあると考えております。現段階で、導入段階ではそこまで踏み込まず、まずは無線L A Nが使える環境を整備すると考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そのランニングコストの見込みについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ランニングコストですが、こちらは当初予算で計上している経費にプラス、今回無線アクセスポイントが3台追加されますので、その保守料が上乘せとなります。あと使用料につきましては、そもそもここ1回線で運用しておりますので、そこは変わらないということになります。

○議長（安倍敏彦君） はい。

○13番（仁田秀和君） では3点目に移ります。

3点目は60ページの10款3項の七中体育館及び同ページ下段の4項5目の歴史資料館展示室、それと、次ページの5項中段の14節アクアリーナ、それぞれの雨漏り補修工事について伺います。

今回、計上されております補修工事につきましては、各施設の10月1日に発生した大雨被害による調査結果に基づく見積りがあったと思いますが、その内容であったり工事規模、あとは工法の選定理由など、予算算定の具体的な根拠について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） まず今の御質問について、七中の体育館のことについてお話をさせていただきたいと思います。七中の体育館はこれまでも雨漏り修繕してきましたけれども、

今回の雨漏り確認されたところでこの部分を直さなきゃいけないなというところが4か所、七中の体育館4か所ありまして、その部分の補修、修繕の経費として今回計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） それではまず、歴史資料館なんですけれども、今回の予算計上は全部で5か所の雨漏りになります。歴史資料館の展示室内の雨漏りと、あとは今回初めて事務室にも雨漏りしたものですから、そちらのほうの雨漏り修繕ということで計上させていただいております。アクアリーナについてですが、アクアリーナは2か所、2か所というか場所的には2か所になります。

1つは、アクアリーナのランコースです、周辺回るところの。ちょっとその部分は、ドレンのキャップを外して清掃して、あと修繕ということなので、それほど大規模な修繕ではないんですが、もう1つがアクアスタジオまで行く通路、そちらのほうの雨漏りがちょっと激しいものですから、そちらを全面的に改修するという形になっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それぞれ工法とかについても伺ったんですけれども、いずれにしても、七中体育館、歴史資料館、アクアリーナと、複数の公共施設で同時期に雨漏りが発生したことは、大雨、かなり的大雨であった、雨量であったということにもかかわらず、老朽化の進行か、進行であったり、維持管理体制に課題があることを示しているのかなと考えます。

一方で、老朽化が著しい役場庁舎は大きな被害が確認されていないということで理解してよろしいのか、施設間で雨漏りの発生状況に差が出た要因であったり、日常の点検方法、職員による応急補修の実態も含めて説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 役場のほうにつきましても、3階の廊下、議場のちょうどこの部分で雨漏りは発生しております。ただ、その直後職員で修繕を行っておりまして、その後は雨漏り今していない状況でありまして、様子を見ている状況です。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） それでは、歴史資料館なんですけれども、そちらは以前にも修

繕はしております。その後に雨漏りした分については、実際、雨の量というよりも風向きですか、そちらでなかなかどこから入ってくるのか分からない状況で、都度職員のほうで対応はしていたんですけども、今回の10月の大雨ではどうしようもなくということで、今回予算を上げさせていただきました。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今回の補修工事は応急的な対応にとどまるのかなと理解せざるを得ませんが、近年の線状降水帯や集中豪雨を考えると、今後も同等以上の降雨量が発生する可能性は高いと考えます。学校施設やアクアリーナのような大型施設については、屋根、外壁の構造点検であったり、予防保全の計画を強化する必要があると思います。再発防止に向けてどのように保全体制を見直していかれるのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習か、生涯学習。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そうですね、アクアリーナにつきましてまず御報告させていただきます。アクアリーナの今回の修繕のアクアスタジオに行く通路なんですけれども、こちらにも以前にも修繕をしているような書類が見つっております。今回、その部分を別にしないで、もう一体で修繕をしていくということで、今回の修繕につきましては、しばらくといったらおかしいんですけども、かなりもつんじゃないかなと思っております。ただ、施設自体がやっぱり古くなってきておりますので、そこは指定管理者のほうからの報告を受けながら、うちのほうでも対処していきたいと考えております。また、歴史資料館についても、施設的には古いんですけども、職員のほうが常時確認しながらやっておりますので、大規模な雨漏り等は今後起きないことを祈っている状況でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 学校関係の、教育総務課。

○教育総務課長（稲妻和久君） それでは学校関係、七ヶ浜中学校の体育館の部分なんですけれども、今回クラックとかシーリングとかというところで、そこが原因なんではないかということで、一応工事をしようという計画でございます。それで、今回懸念されている、今現在懸念されているところは修繕できると思っておりまして、これで懸念されているところは修繕しますので、今後、またちょっと雨のたびにそれを確認しながらということになると考えております。まずは当面この修繕で大丈夫なのかなという、そういう感覚ではあります。

以上でございます。

○13番（仁田秀和君） 議長。

○議長（安倍敏彦君） はい。

○13番（仁田秀和君） 保全体制について、できないことを祈っているというものは……。

○議長（安倍敏彦君） では再度、再度繰り返しお願いします。マイクを使って。

○13番（仁田秀和君） 改めて伺いますが、再発防止に向けての保全体制の確保についてのお考えを示していただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらにつきましては、各施設とも、職員が見ているところ、あとは指定管理者が確認しているところ、そこら辺の情報の共有は必ずして進めていきたいと考えております。また、資料館につきましては、職員のほうが、都度施設の点検等を実施しておりますので、雨漏りする前にもし発見可能であれば、雨漏りに限らずですけれども、そういった部分の施設管理については十分に職員のほうで進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 学校、教育総務課長。足りない。

○教育総務課長（稲妻和久君） 保全体制につきましては、学校等、当然雨降るたびに確認はしておりますので、連携しながらそれは努めていきたいということで、あとそういう事象がありましたら、すぐに検討に入るといふことで考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 私から2点お伺いいたします。

まず58ページ8款1項1目17節、先ほど説明で破損のため使用不可ということで御説明があったと思います。パソコンの破損というのは、要は外部的なというか外側の破損という意味なのか、それとも内部的なシステム的な破損が生じたということなのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） それではお答えいたします。

システム的な故障いたしまして、それで使えなくなったということです。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） そうすると過去のデータ等々は、今後何というか影響はないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） サーバーの中にほかにも管理してありまして、それ
で残っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） それでは、2点目お伺いします。

59ページ10款2項1目14節亦楽小学校の1階の教室間仕切り工事についてお尋ねいたします。
まず、工期としましてはどのぐらいの、どのぐらいまでに終わらせるという日程でいるのかを
確認します。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

こちら、予算お認めいただいたらすぐに手配はしたいなと思っておりまして、そこで、契約
に応じてなるべく早くというか、取りかかりたいと思っております。工期の部分は、契約して
からと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 学校ですので、授業中とかそういった部分も関わってくるので、それに
差し支えない工期というか、そういうのを組んでいただければと思います。それで、教室の約
半分を配膳室としてということで、きちっと仕切る工事だと思うんですけども、こちらの配
膳室ということは、衛生面ということで、間仕切り工事という、イメージとして1つの箱を
間仕切って終わりという工事ちょっと見えてくるんですけども、何というか、1室の衛生面
的な何というか工事というか、そういった部分はなされるのかどうかお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

衛生面というところでございますが、特段床のほうは今板張りではなくて、1階部分であり
ますので塩ビの状況になっております。なので、特に衛生面の部分は、工事自体は間仕切りす
るのみで、衛生面は、下は床の部分は木製ではないのでそのまま使えるのかなというところで、
間仕切りだけというイメージでの工事でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 今普通にある教室を間仕切る工事という認識なんですけれども、床が板でないというのはちょっとどういうことだか。

あと、壁も含めてなんですけれども、天井も含めて、ただ間仕切ってそこを配膳室にするというのが衛生的にどうなのかというところもあるので、その辺もちゃんと配慮された工事というか、そういった教室の使い方をするのもも含めてちょっと確認させていただきたいです。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

間仕切りしまして、あとはそういった給食の配膳部分につきましては、台とかそういったところは必要になると思うので、それは使用、既存のものでそれは対応して、衛生部分は対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 床は何か。

○教育総務課長（稲妻和久君） 床につきましては、長尺シートになって、1階部分なので2階は木製だったかと思うんですけれども、1階は長尺シートで木製ではない状態なので、その部分はそのまま大丈夫という認識でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 大丈夫ですか、洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 3回終わりましたよ。

○議長（安倍敏彦君） じゃあそのほか質疑ございませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 1点お伺いいたします。

ページが57ページの6款2項1目12節の委託料の松くい虫伐倒駆除委託料追加416万8,000円ということでございますが、これ、まずは場所を確認したいと思いますが、この場所はどの場所なのかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御質問にお答えいたします。

想定している箇所につきましては、汐見台1丁目開池堤全体の松くい虫の伐採を行うものと、あとは、汐見台5丁目展望広場公園から下るのり面、緑地のり面の松くい虫被害木ということで予定してございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） これは、住民の方々から松くい虫が大分発生してとか、そのようなお声

があったのかどうか、それでこのような対処をするのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 住民の方々からもございますし、我々役場職員から、常時現場に出た後の報告、あとは各施設からもこの辺が被害があるということで常時連絡をいただいている部分で、住宅地に近い部分から優先的に行うということで計画をして行っているものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 県のほうから188万6,000円の補助が出て入ってきているということでございますが、県のほうに、例えば松ヶ浜の防潮林、ああいうところにも大分松くい虫のような大きな虫が発生しているということで県のほうに報告が行っているはずなんです、それを町のほうに、県から来て、連絡が来て、その対処というのは今回入っていなかったのかどうか。今、内容を聞くとそれが入ってなかった、連絡来てなかったかどうか分かりませんが、県のほうから補助を出して、町として対処するよという内容のものが今回入ってなかったのは、連絡が来なかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ただいま議員から御質問の松ヶ浜の部分については、特段連絡というか松くい虫の被害木ということではなくて、恐らく保安林の部分かと思っておりますので、そこはまた別途対策について県と引き続き協議をしていくということで連絡を受けております。

以上でございます。

○8番（熊谷明美君） 以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。博議員。

○5番（鈴木 博君） 1点になります。

60ページ10款3項1目14節の工事請負費、七ヶ浜中学校体育館雨漏り補修工事について重ねてお伺いたします。10月1日の大雨でということでしたが、多分原因がクラックとか、あとシーリングというお話でしたけれども、屋根からではないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

屋根の部分は、直接的な屋根のところは、そこは現時点では考えてはおりません。それで、屋根の上った部分というか、エントランス、ちょっと少々お待ちください。ちょっと歩くと

ころがあるわけなんですけれども、上に上がった屋根の前のところ、そのところは原因としては考えられない、その部分も修繕工事の中に入れていきますので、クラックとシーリングと合わせて、その言ったところも改修して雨漏りに対策を整えたいと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 博議員。

○5番（鈴木 博君） 以前、七ヶ浜中学校の体育館のほうを視察させていただきましたが、そのときにも雨漏りの跡があって、内装の壁仕上材、また天井仕上材とかも今回補修されるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

今回の補正内容の中身についてなんですけれども、こちらは外側です、防水工事だったり外壁の目地だったりというところで、外側の部分の今回は雨漏りをさせないというところでの工事内容になっております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 大丈夫ですか。（不規則発言あり）建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 七中の防水の工事なんですけれども、場所がまず北側のサッシと、あと北東控室の屋上と、あとエントランスの上と南西部の角となっております、これを防水工事としてコーキングの打ち替えとか、あとウレタンの防水塗りで対応するという工事になっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） よろしいですか。

○5番（鈴木 博君） じゃあ、すみません。

○議長（安倍敏彦君） 最後1回。博議員。

○5番（鈴木 博君） 先ほどの答弁ですと、ちょっと雨が降ってみないとまた完全に止まるかどうか分からない。100%の補修はなかなかやっぱり雨漏り難しいと思いますけれども、そういうのは求めてないというお考えですか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） それではお答えいたします。

もちろん止まるように今回修繕を、工事を計画しているところです。ただ、これまでの現状としては、止めて、雨漏りの工事をして、また違ったところが雨漏りしたりというような、そ

ういう現状はありますので、そこは注視していきたいなと思います。ただ、今回につきましては、懸念しているところは全て修繕するという流れでございますので、その後につきましては、しっかり見ていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ありますか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 当初11問だったんですけども、11点ですけども、皆さんる質問しているんで、3点のみ質問させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 3点。

○12番（歌川 渡君） 1点目は収入に関わる支出のことについて質問させていただきます。ページ52ページ15款県支出金2項県補助金、目どこだっけ6、教育費県補助金360万円教育支援体制整備事業費補助金、教員業務支援員配置支援事業、等ではないですね、そのこのこれについて、支出のところを伺いたい、質問させていただきます。支出については59ページ、10款2項と10款3項のそれぞれの学校管理費の国県支出金がそれぞれ169万2,000円と190万8,000円、合わせると360万円なんですけれども、その中で、節見ますと、旅費とこの補助に関わるものだけを見ると、59ページの2項1目の旅費、費用弁償の6万7,000円しかないんですけれども、具体的にこの360万円というのはどこに支出しているのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらにつきましては、当初予算で計上しておりました人件費に充当するものでありまして、今回は財源の組替えとなっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうですね。

次に移ります。55ページ、支出のほうで質問させていただきます。3款1項4目老人福祉センター費の節区分12老人福祉センター老朽化現状調査委託料ということで、今回は繰越明許ということでもあります。そこで、その理由についても説明がありました。そこで伺います。来年度に持ち越していく中で、業者との関係で取り交わす予定なのかしているのかどうか、調査期間と、あとは調査後の議会への公開時期というのはどういうふう、どのように考えているのか説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まずこちらの工事、現況調査なんですけれども、こちらにつきましては、今後今年度中に一

連の事務的な手続のほう支給させていただいて、どうしても調査にかかる部分で来年度にちょっと持ち越しになるかという状況だと現時点では考えております。それで、ちょっと工期につきましてはまだ未定というところで考えている段階ではございます。それで、あと議会への説明というところでございますが、調査終わって、今後その内容については、終わったあと時期を見て御報告のほうをさせていただければなとは考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そのように調査して業者がまとめて、その結果が出た後に速やかに議会に報告をすることを求めて次に移ります。

56ページ、ごめんなさい、前に進みました。56ページ、ああ、いいんだ、次でな。続きまして56ページです。56ページのどこだどこだどこだ、あった。3款1項5目障害者福祉費の中の18節区分、負担金、補助及び交付金の中の助成補助金、成年後見制度利用支援補助金への追加について説明を求めたいと思います。この追加の理由に当たって、当初予算については満額使ったから、新たに増えることを見込んでということで私考えるんですけども、そこで現在のその補助件数と、あとは今後追加で来ているのか、あと今後予想される件数を見込んでなのか分かりませんが、改めて現況での補助件数、あとはこの追加見込みの件数について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） それでは歌川議員の御質問に御回答させていただきます。

まず、この成年後見制度利用補助金につきましては、成年後見制度を利用されている方が、家庭裁判所で決定した成年後見人に対する報酬費を支払うことが困難な場合、報酬の支払いに対する報酬費用の全部または一部を助成する制度ということになっております。今回補正させていただきましたのは、確かに当初予算で上げた分につきましては実績どおり支払っている。今回、今後につきましては現在1名の方がそういった対象になっているという相談をやっておりますので、その分の不足について今回補正させていただいたということでございます。

以上でございます。

○12番（歌川 渡君） 1点目答えていない。（「何件申請があつて、何件分」の声あり）

○健康福祉課長（関本英児君） まず、こちらまだ現在申請までは来ておりません。ただ、相談が来ているということで、今回この不足分について補正するという内容でございます。今後、こちらについては1件こういった成年後見人を対応、対処しているという相談がございましたので、その分の不足分について補正させていただいたという内容でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するにこの33万6,000円というのは、新年度予算と、その裁判に係って後見人が確定して、その中で1名の方の費用が足りないので追加ということではないですよ。要するに、今現状でこの制度を利用している人は何件いて、そのほかに今回、想定または追加されたので何人分として33万6,000円を追加したのか。それとも、冒頭に言った、今いる人の引き続き継続して、後見人の支援額が不足しているので追加したということなのか、どちらですか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） すみません、こちら利用されている方は現在1名でございます。その方についての分ではなくて、今回新たな相談があるということで、今回補正をさせていただいたということでございます。

○12番（歌川 渡君） それを聞いているんですよ。現在が何人で今回見込み何人かということ。

○健康福祉課長（関本英児君） 見込み1名です。

○12番（歌川 渡君） 了解。以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。直美議員。

○7番（佐藤直美君） 4点です、4問です。

○議長（安倍敏彦君） では3点。

○7番（佐藤直美君） まずは、59ページの10款2項1目の14と17合わせて質問いたします。

まず、17のほうの備品購入費、亦小の。こちらの、今あるものより小さいものを教室に間仕切りを造って入れる。そしてそこを配膳室に牛乳の保冷庫も入れて、そしてその間仕切りをして配膳室にするというイメージなんですけれども、まず、亦小入ってから1階のどの教室にそれを造るのか、そして今、もう私が通っていたときからあった牛乳保冷庫、もうがっちり昇降口の靴箱のところにある保冷庫はどうするのか。そして、廊下に配膳室というか子供たち物を取りに来たりとかしていたんですけれども、それはそのまま継続していくのか。それを併せてまずお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、どの教室かというところなんですけれども、子供たちの昇降口上がりまして右側の教室になります、今会議室ですかね、使用している教室です。

それで、2番目の質問の現有の保冷庫についてなんですけれども、こちらは処分する方向で

考えております。あと……（「配膳」の声あり）配膳、廊下にあります今まで扉がついていて、あそこに収納して保管していたものなんですけれども、それは今回仕切りますので、そちらの配膳室のところでそこから子供たちが取りに行くというところで考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、その右側の昇降口から入ってきて右側のすぐの教室だとは思いますが、そちら会議室として使っていたということで、子供たちには、まずは、生活する上で、学校で生活する上で支障がないというのを確認したいのと、それから保冷庫を処分すると、もちろん処分すると思うんですが、処分した後のそのスペース、恐らくいろんな修繕とかをししないと、見た感じあんまりよくない、何十年もそこにあったのでという不安がやっぱりありますので、そのところをどうするか、どのように考えているのか。そして、1階の廊下にあった、御飯とか入れていた扉があるスペースをそのまま残すのか、あそこも大雨、大雨というか雨が降ったときに雨漏りが生じていた場所ですので、そのところはどうしていくのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

まず、今使っている子供たちの生活に支障がないのかというところなんですけれども、そちらは会議室でありますので、直接的には支障はございません。あとスペースですね。保冷庫を撤去したときのスペースの部分については、そちらは議員が御心配のとおりだと我々も思っていますので、そちらは何ですか、しっかりケアするというか、きれいにしたいなど、その実情には取って見ないと、はけて見ないと分からない部分もありますが、そこはしっかり対応してまいりたいと考えております。

もう一つ、今まで使っていた扉のところなんですけれども、そちらはこれからどういったところで使うかというのはまだ現時点では決まっておられません。なので、そのまま残ることは残りますが、活用の仕方についてはいろいろあると思いますので、学校のほうと考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは次の2問目に移ります。

ページ60ページの中学校のほう、10-3-1-14七中体育館に関してです。今LEDも工事

をしていて、部活だったり体育だったりということで子供たちが体育館利用できない状態になっているんですが、こちらもちろん、これが計上されて通ったらいろいろ契約していくとは思いますが、大体どの時期にこの工事を行うかというのをお考えなのか、春休み中なのか、それとも早々に始めるのか、これも契約してからだとは思いますが、やはり部活動ができなかったり体育ができないというのは、かなり大きい子供たちにとっては問題になってきます、今でさえほとんど使えてない状態なので。そこのところどうお考えなのかお聞きします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問でございます。

まず、こちらお認めいただければ、すぐに契約行為のほうに入ってまいりたいと思います。それで、もちろん生徒には極力本当に支障のない形で工事のほう進めてまいりたいと考えておりますので、そこは決まった業者としっかり、あと学校のほうともしっかり話をして、その辺はしっかりケアしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課としていつからか、いつまでやるのかの考え。話合いはいいですけれども。

○教育総務課長（稲妻和久君） 大きな工事にはなっておりますので、工期のほうはもしかしたら長くかかるかもしれませんので、もちろん3月まではしっかりやりたいなとは思っております。

以上でございます。

○7番（佐藤直美君） 3月まで。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） では次に移ります。

61ページになります。10-5-2の10です。施設修繕料、これはサッカースタジアムの本部室の扉、それから給湯器、それからきずな公園の遊具という説明があったんですが、こちらのきずな公園の遊具でどのような不具合があったのでしょうか、これはけがした児童がいたりしていないのか、そこのところをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらのほうは、職員の点検及び業者の点検が1年に数回あるんですが、職員の点検のときにも発見しまして、あと業者からも指摘があったところがありました。そちらのほうは、複合遊具、滑り台とか一緒になっているところなんですけれども、そ

この階段部分の踊り場、階段上ったところの踊り場なんですけれども、そちらにゴムパッキンというんですか、ゴムのようなシートが引いてあるんですが、そこと、あとその下の鉄板がやっぱり腐れてきているというところで、そちらのほうを早急に鉄板を交換するというところの工事でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それから、サッカースタジアムの本部室の扉ということなんですが、そこは全面変えるんでしょうか、本部室、こっち廊下、廊下側だとスタジアムに入っていくところのドアと大きくあるんですけれども、そのところは全面的なのか部分なのかお伺いいたします。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） ちょっとお待ちください。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） サッカースタジアムの本部室の敷居ということで、まず、全面という説明がいいのか、片面という説明がいいのかなんですけれども、建具としては6枚分なので、片面といったほうがいいですかね。

○7番（佐藤直美君） 6枚分の片面。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） なのでそちらの分の改修ということになっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 6枚。（不規則発言あり）ちょっとごめんなさい、ちょっと待ってください。（不規則発言あり）じゃあもう一度お願いします。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらの修繕なんですけれども、当然レールの交換はします。あとは滑車の交換をいたします。あとは建具の調整という形になりますので、そちらの扉自体は残しつつその調整の必要が出てくるという形になっております。あとは当然レールのほう、修繕と、撤去の部分も出てきますので、そういった部分をもろもろ合わせての修繕という形になっております。

以上です。

○7番（佐藤直美君） 以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なければ恵子議員、残り1問。恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 60ページの単純な質問なんです。10款4項2目の14工事請負費の中で、

維持補修工事で、雨漏りでの直接の影響ではないですけども、高圧気中開閉器更新工事というのは、具体的にはどういうものをいうんですか。どういうものでどういうふうに改修するかということです。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらのほう、高圧気中開閉器というのは、公民館に入ってくる電気を自動的にやっているところなんです。そちらが何らかの影響で、電気が落ちたときに、悪い電気が公民館に入らないようにストップかける器械なんですね。それによって、うちのほうの公民館自体が停電事故の防止になるという機器でございます。それで、これについては、今増築棟の周辺にある電柱の近くについています。

○6番（鈴木恵子君） どこにあるの。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 敷地内の電柱のところについています。それを交換ということで、こちらについてはもう更新の時期が来ているということで、今回交換の工事を、更新工事をするということで予算を上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員、よろしいですか。

○6番（鈴木恵子君） はい。物をみないと分からないですね。

○議長（安倍敏彦君） では、残りの仁田議員、2問。

○13番（仁田秀和君） 議案書59ページ。59ページの10款2項小学校費の1目10節上下水道へ追加の亦小の漏水の案件と、中学校費の10節の同じく漏水案件、それぞれ要因について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。まず亦楽小学校の漏水なんですけれども、そちらは管の老朽なのかなとは感じておりますが、建物の東側の校舎の裏のところ、そこから漏水していたということでございます。あと、向洋中学校につきましては、高架水槽のところから配管されています防火用のほうの水がちょっと漏れていたというところでした。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それではそれぞれ再発防止策について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 再発防止策ということでございますが、今のところはすぐ直すと。あとほかのところにつきましては、メーターを見ながら監視を続け、学校でやっていますが、毎日メーターを見ながら、例えば休み明けに回っていないかとかというところをチェックしていますので、そちらのほうですぐに発見して、またすぐに対応は検討していくということで、引き続きやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今の説明だと、ちょっとそごがあるかなと思ったんですけども、特に亦小については、管の老朽なのかなというところで、すぐ直すというところが、原因が特定されていて、すぐ直すというのであれば理解できるんですけども、特にそういった予算立ては組まれてないかなというところで、いうふうに思います。なので、今漏水している状態で、さらにこの水道料だけが加算されていくのかなという見立てになってしまうんですね。なので、校舎裏から漏水されているその要因、そこはもう原因究明をされているのでしょうか。それについての復旧等々も含めて説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 説明が不足してしまて大変失礼いたしました。漏水している箇所については既存の修繕の予算の中で解消して、今は止めております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そこで十分だったと理解しました。

それでは、2点目について伺います。61ページの10款5項2目12節体育施設等周辺樹木伐採・剪定委託料264万4,000円について伺います。駐車場等々のことでしたが、改めて具体的な伐採・剪定場所と、今回補正での対応となった経緯と理由について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらのほうの伐採なんですけれども、全体的に3か所になります。まず1か所が、ゆめクラブの駐車場の西側といいますか、そちらのほうで今回夏場の段階で1本倒れました。その部分については、そのときのたまたま業者がいらっしゃって切ってもらったというところはあるんですけども、その部分で対処しまして、やはり危険度があると。たまたま駐車場に車がなかったからよかったものの、やはりあった場合大変なことになるということで、今回伐採のほう、一部剪定もありますけれども、伐採を行うというところがま

ず1か所でございます。

あとはもう一つが、野球場のレフト側、縦断線のほうに出ているところなんですけれども、歩道にまで枝が伸びているというところがございます。あとは電線にかかりそうな木があるというところがありましたので、そちらの伐採及び剪定というところでございます。

もう一つが、中央公民館、保育園のところの十字路の交差点から菖蒲田のほうに降りていく歩道ですね。うちのほうの敷地のほうから枝が出ております。通学路でもございますので、そちらのほうの枝を払って歩きやすいような状況にするというところの委託料になっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） まず、考え方としてちょっとびっくりしたんですけれども、車があったら危険ではなくて、そこに人がいたら危険だと思いますね。もちろん車の破損というものも危険だと思いますけれども、そこは優先度としては当然人命だと思います。それと、いずれにしても、想定できるような樹木整備の範疇なのかなと思います。そういったところを踏まえて、整備、樹木剪定、伐採・剪定の整備に関して、計画的に管理するお考えはあるのか、もしくは計画的に当初予算で運用できない理由についてありましたら説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 先ほどの回答は申し訳ありませんでした。人がいなかったのがよかったということです。今回伐採・剪定に当たりまして、当然その倒れてしまったゆめクラブの駐車場、こちらのほうをまず、私のほうとしてまた肝に命じまして、その後いろんなところ、やっぱりうちのほうで管理しているところは計画的に職員のほうで見回っております。そのときに、今回通学路のところが出てきまして、やはりそれで、今回の補正に上げさせていただいた、当初に上げるよりもやっぱり補正で上げさせていただいて早急に対応していかないとということで、今回上げさせていただいたところでございます。

そのほかにつきましては、今のところまだ見えていませんので、当初に間に合えば、見つければ上げさせていただきますけれども、今現在はこの部分の処理をすれば、取りあえずは大丈夫かなと。ただ、樹木ですので、雨風もあればそれによって影響がありますので、そこは職員のほうで十分に監視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ちょっと考え方がよく分からない部分があったんですけれども、補正で

対応したほうが早いというよりも、当初予算で計画的に運用したほうが当然きれいに整備はされるものだと思います。樹木はある程度伸びる長さというか、そういうものも想定できるのかなと思いますし、あと職員のほうで見守って対応されている、見回ってチェックしているというところでございましたけれども、そういったときに想定できるというか、どの程度の長さになったらこれはもう切らなきゃいけないとか、そういったところも計画的に運用すれば問題ないのかなと思いますけれども、そういった何か、長さの基準であったりとか、そういったものを指標にして見回り等々されているんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今そこら辺は状況の確認をしているというところですので、今後そういった部分、私のほうも勉強させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 残りの、佐藤直美議員一個。

○7番（佐藤直美君） 大丈夫です。今ほかの方が質問されたので。今の伐採のところとか。

○議長（安倍敏彦君） そうですか。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。（不規則発言あり）

ここで暫時休憩をいたします。

午後4時55分より再開いたします。

午後4時43分 休憩

午後4時55分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

皆様に御連絡いたします。会議規則第9条で会議時間は午後5時までとなっておりますが、第9条第2項の規定により会議時間を延長して行いますので、よろしく願いいたします。

日程第15 議案第80号 令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（安倍敏彦君） 日程第15、議案第80号令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第80号令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

議案書の63ページを御覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,079万5,000円に定めようとするものであります。

初めに歳入について御説明いたします。

議案書68ページをお開き願います。

5款2項1目財政調整基金繰入金285万4,000円は、歳出の追加補正に合わせ繰入額を追加するものであります。

8款1項2目子ども・子育て支援事業費補助金132万円は、後ほど歳出で御説明いたしますシステム改修委託料の財源となるもので、補助率は10分の10であります。

次に歳出について御説明いたします。

議案書は次のページを御覧ください。

1款2項1目賦課徴収費132万円は、国の制度として来年度からスタートする子ども・子育て支援金制度に対応するため、国民健康保険システムを改修するものです。

2款5項1目葬祭費30万円は、葬祭費の増により追加するものです。

7款1項3目償還金255万4,000円は、令和6度実績確定に伴う精算分となります。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第81号 令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第16、議案第81号令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、議案第81号令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書の70ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定予算について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億8,815万3,000円に定めようとするものです。主な補正の理由としましては、債務負担行為の補正、人件費及びシステム改修委託費の補正を追加するものです。

議案書の73ページを御覧ください。

第2表は債務負担行為の追加です。高齢者等配食サービス事業委託について、期間を令和7年度から令和8年度、限度額を200万円と定めるものです。

続きまして、議案書の76ページを御覧ください。

主な歳入予算の補正内容について御説明いたします。

3款2項3目国庫補助金、現年度地域支援事業交付金50万8,000円の減。

5款3項2目県補助金、現年度地域支援事業交付金25万4,000円の減。

7款1項3目一般会計繰入金、現年度地域支援事業繰入金106万6,000円の追加、これらは、9月補正で議決いただきました、介護保険システムの標準化に伴う地域包括支援システム改修事業の財源として、デジタル基盤改革支援補助金が内示を受けたことから財源を組み替えるも

のになります。

続きまして、3款2項6目保険事業費補助金49万5,000円の増は、歳出予算に計上しているシステム改修費等の2分の1の補助分です。

7款1項5目事務費繰入金150万1,000円の追加、7款2項1目財政調整基金繰入金30万4,000円の減は、予算の調整になります。

議案書77ページを御覧ください。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説明いたします。人件費分の補正は、会計年度任用職員分の報酬等の追加になります。

1款1項1目12節委託料99万円の追加は、令和7年度税制改正に伴う介護保険システム改修委託料分になります。

以上、議案第81号の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「歌川議員」の声あり）歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ歳出のほうで質問させていただきます。

77ページ、1款1項1目一般管理費の中の節区分報酬と会計年度任用職員報酬の追加が85万7,000円であります。追加の理由について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらにつきましては、会計年度任用職員の報酬の追加ということで、現在、介護認定の調査、認定調査のほうで調査員のほう2名おりますけれども、例年よりも調査件数のほうが若干多めになっているということで、調査員の人件費として追加させていただくものになります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 多めを見込んでいるということではありますが、これまでの調査件数を基準、分母として、どのぐらいの増加が見込まれるのか、年度末までに。説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 調査件数につきましては昨年度で649件でしたが、今年度の現段階での見込みとしましては780件ほど見込んでおります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、約140件近く増えるわけですが、そうすると時間的

な関わり、要するに職員が増えるということは、時間外になるかと思うんですけれども、時間外分についてはどのぐらいの時間を見込んでいるのか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらにつきましては、新たに1人の人件費分を追加させていただくという形でちょっと考えてございました。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第82号 令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第17、議案第82号令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） それでは、議案第82号令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書78ページを御覧ください。

第2条は収益的収入及び支出について、収入第1款事業収益の既決予定額に24万円を増額し、4億9,255万円に、支出第1款事業費用の既決予定額に578万9,000円を増額し、4億6,073万8,000円にそれぞれ定めるものでございます。

第3条は、79ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、収入1款資本的収入の既決予定額へ4,024万円を増額し4,057万円に、支出第1款資本的支出の既決予定額へ1億2,237万4,000円を増額し2億3,117万1,000円にそれぞれ定めるものでございます。

第4条は、職員給与費について、既決予定額274万1,000円を増額するものでございます。

第5条は、他会計からの補助金が追加されることに伴う文言等の整理でございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

84ページを御覧ください。

収益的収入の1款2項4目他会計補助金24万円は、一般会計から受ける児童手当補助金の増額でございます。

85ページを御覧ください。

収益的支出の1款1項4目総係費2節手当72万2,000円は、人事異動等に伴う追加でございます。

2項1目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税506万7,000円は、令和7年度の中間納付額が確定したことにより追加するものでございます。

86ページを御覧ください。

資本的収入の1款2項1目国庫補助金4,000万円につきましては、後ほど支出で説明いたします上水道施設更新工事等1億2,000万円の財源となる社会資本整備総合交付金で、充当率は3分の1でございます。

3項1目他会計補助金24万円は、一般会計から受ける児童手当補助金の増額でございます。

87ページを御覧ください。

資本的支出の1款1項1目配水管整備事業費2節手当186万1,000円と、3節法定福利費15万8,000円は、人事異動等に伴う追加でございます。

4節工事請負費1億2,000万円は、上水道施設更新工事等への追加で、令和8年度に予定していた老朽管更新工事を前倒しで実施するものです。

6節備品等購入費35万5,000円は、工事費積算システム用パソコン1台を購入するもので、71万円の2分の1を計上するものです。

以上、議案第82号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

87ページの支出について伺います。1款1項1目4節工事請負費、上水道施設更新工事追加、令和8年度予定していた工事内容について伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 令和8年度に予定していたものは、君ヶ岡配水池から七ヶ浜役場方面に来る送水管の更新工事を予定しており、複数年で予定しているものを令和8年度分のみ前倒しで予定するものでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

歌川議員ないの。

○12番（歌川 渡君） 同じでした。

○議長（安倍敏彦君） 同じ。

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第83号 令和7年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第18、議案第83号令和7年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 議案第83号令和7年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書88ページを御覧ください。

第2条は収益的収入及び支出について、収入第1款事業収益の既決予定額に9万9,000円を増額し5億7,418万6,000円に。支出第1款事業費用の既決予定額に75万5,000円を増額し5億6,675万3,000円にそれぞれ定めるものでございます。

第3条は資本的収入及び支出について、収入第1款資本的収入の既決予定額へ1,700万円を増額し3億4,645万6,000円に、支出第1款資本的支出の既決予定額へ3,435万5,000円を増額し

5億223万2,000円にそれぞれ定めるものでございます。

第4条は債務負担行為を1件追加するものでございます。汚水ポンプ場等包括管理業務委託は、令和8年度から事業を開始するまでの準備期間となる令和7年度を含め、期間を令和7年度から令和17年度までとし、限度額を3億3,000万円とするものでございます。

第5条は、職員給与費について、既決予定額へ70万5,000円を増額するものでございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

94ページを御覧ください。

収益的収入の1款2項5目その他の補助金9万9,000円は、後ほど支出で説明いたしますアロープログラムマンホールカード印刷費の財源となる下水道事業普及啓発支援助成金で、公益社団法人宮城県建設センターから受ける補助金でございます。令和7年度当初予算計上額を含め、充当率は100%でございます。

95ページを御覧ください。

収益的支出の1款1項5目業務費2節印刷製本費5万円は、令和6年6月に印刷した第1弾マンホールカードに不足が生じることから、今回増版するものでございます。

6目総係費2節手当69万8,000円と4節法定福利費7,000円は、人事異動等に伴う追加でございます。

96ページを御覧ください。

資本的収入の1款3項1目国庫補助金1,700万円につきましては、後ほど支出で説明いたします要害汚水ポンプ場自家発電装置改築工事等への追加3,400万円の財源となる社会資本整備総合交付金で充当率は2分の1でございます。

97ページを御覧ください。

資本的支出の1款1項1目公共下水道整備事業費5節工事請負費3,400万円は、要害汚水ポンプ場自家発電装置改築工事等への追加で、令和8年度に予定していた汐見台地区下水道管渠内面更生工事を前倒しで実施するものです。

7節備品等購入費35万5,000円は、工事費積算システム用パソコン1台を購入するものです。

以上、議案第83号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 2点について伺います。

○議長（安倍敏彦君） 2点。

○13番（仁田秀和君） 1点目は89ページの債務負担行為について伺います。

今回補正で設定されております、汚水ポンプ場等包括管理業務委託の債務負担行為、期間は令和7年度から10年間、限度額3億3,000万円についてでございますが、今回準備期間ということでございます。まず、今後想定されるこのウオーターPPPの対象となる施設と業務範囲、そして3億3,000万円という限度額の算出根拠を、現行の維持管理費との比較も含めて説明をいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 今後、包括管理業務委託、10年のウオーターPPPの官民連携の施設管理なんですけれども、今現在、令和5年度から令和7年度まで、汚水ポンプ場12か所、マンホールポンプ28か所、こちらの包括管理業務を既に委託しております。その部分については、当初予算でちょっと今年の令和7年度のことでお話しさせていただきます。事業費、営業費用、汚水管渠費の委託料で、まず包括管理業務委託料372万9,000円を計上しております。次に、汚水ポンプ場費の中に、包括管理業務委託料汚水ポンプ場分としまして1,270万9,000円を計上しております。

最後に、業務費、包括管理業務委託料その他で127万3,000円を計上しております。こちらの事業費につきましては、既に債務負担行為で計上しておりまして、3年間で限度額5,500万円を計上していたものを1,770万円、今の管理業務の部分で契約しております。この部分に、今回包括管理業務委託の中では、マンパワー不足部分で民間の支援をいただくために、約1,000万円ぐらいはかかるかなと概算では見込んでおりまして、この事業費1,700万円プラス物価高騰とか人件費の上昇分、それからマンパワーを補う部分の約1,000万円と見込み、年間当たり3,300万円、3,000万円プラス余力を計上し、限度額を10年の3億3,000万円と見込んでいるものでございます。あくまでも限度額で見込んでいるものでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今の御答弁を踏まえまして再度伺います。

この包括委託については、これまで町が個別に発注してきた業務を10年間まとめて委託するものと理解しております。が、長期契約とすることによるメリットと同時に、費用面や、サービス水準の面で想定されるリスクもあると思うんですが、その中のリスクはどのように整理されているのかという点と、契約期間中に、制度改正や技術革新があった場合の見直し条項であったり、委託先の業務評価の方法についても併せてお示しいただければなと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 我々が今回計画しております包括管理業務委託、ウォーターPPPの官民連携の方式につきましては、具体的には以前までですと、仕様発注何回で幾らでというもので契約をしておりました。今後予定しているものは、性能発注、基本的には、今までの仕様発注を言葉で表現したもので、性能発注として仕様書を作っております。先ほど、新たな技術とか出てきた際にどうなるかというところなんですけれども、これについては、毎年事業の計画について、民間の力と民間と連携しながら、翌年度どういう工事をすべきかという提案を受けながら、我々のほうで、じゃあその事業を進めたいです、そうすると設計をし、その次に、交付金の申請をした後、交付金が認められれば、実際に工事を発注するという流れになります。現在我々が工事発注している流れとほぼ同様の流れ、プラス民間の力、知恵と力がプラスアルファになり、効果はかなり期待できるものです。我々だけでは不足する部分を補っていただきます。

一方、経費につきましては、先ほど予算との比較でお話ししたように、今現在契約しているよりも多分間違いなく高額にはなります。そこにつきましては、人の、技師とか、知識とか民間の力を借りるための経費と認識しております。その力を借りながら、我々下水道事業、10年間安定した経営をこの範囲内でできるというのは、かなり効果が出ると認識しているところで

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 業務評価の方法について。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 業務の中身につきましては、毎月の報告、併せて半年ごと、さらに1年で、毎回検査をしながらその業務を整理していきます。今回ウォーターPPPの3.5につきましては、いわゆる民間だけが利益がもうかるということではなくて、効果が出る部分については、我々官側と民側でシェアできないかというのが3.5の要件になりますので、そのところは業者のほうと詰めていきながら、今後どの範囲がいいのかというのは設定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは最後に、人材、それと技術の継承の観点から伺いたいと思います。

包括委託を拡大することで、町の下水道担当職員の技術力であったり、施設に対するノウハウが民間に依存し過ぎる懸念もあると考えます。町としては、今回のウオーターPPP導入後も、将来の更新計画や、災害時対応を町自ら判断できるだけの技術力、それと管理能力をどのように確保されていくお考えなのか、職員体制や、スキル継承の方針についてお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） ただいま、技術の継承等の質問ございました。現在、下水道事業につきましては、事務が2人と技師が1名、会計に計上しているのは3名で実際には下水道事業を運営しております。併せて上下水道事業所としては、ほかに上水道のほうでも技師が2名おって、現在下水道の事業については、下水道の1名と水道の技師の2名、計3名で継続的に運営しております。技術の継承しながらやっております。今後の10年間の間にも人事異動等がございまして、その3人の中がどんどん入れ替わる可能性があります、必ずダブる、みんなが一緒に変わることがなく、人事で計画的に配置していただきたいことを期待しながら、あとは民間の力をしっかり借りて安定した下水道事業を経営していきたいと考えております。技術の継承については、我々の官の力だけでは不足する部分を民の力をプラスして、しっかりつないでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 2問目。

○13番（仁田秀和君） それでは2点目について伺います。

すみません、97ページです。一番最後のところです、支出について伺います。1款1項1目5節工事請負費、要害汚水ポンプ場自家発電装置改築工事について伺いたいと思います。まず、この現行の自家発電設備の設置年度であったり、老朽化の状況、不具合の内容であったりとか、法定耐用年数等々、更新が必要だと判断した主な理由と、3,400万円という工事費の算出根拠について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） こちらの説明欄のところなんですけれども、先ほど私のほうで補正予算の内容を説明いたしました。この要害汚水ポンプ場等と記入されているところは、あくまでも一例の工事名を記載しているのみです。この中には複数の工事がございまして、その部分、4条予算の工事請負費に3,400万円を追加することから、基本的に当初予算に計上していたものへ追加と記載しております。

事業の中身につきましては、先ほど説明しました汐見台地区の下水道管渠内面更生工事を前

倒して行うものです。これにつきましては、調査結果、老朽管のところがあり、その内面更生をする必要があるということ、それを複数年の契約で分割して発注しながら更新工事を実施しております。本来は令和8年度に計上する予定でしたが、国の補正予算等の財源が見込めるということから、今回補正追加したものでございます。

以上です。

○13番（仁田秀和君） 結構です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3点ほど質問させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 3点。

○12番（歌川 渡君） ページが89ページ。債務負担行為の汚水ポンプ場等包括管理業務委託についてそれぞれ質問させていただきます。

まず1点目は、既に3か年契約、同様の事業を委託しているものでありますが、今回の委託先について契約相手先はどこになるのか、名称の説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 現在、こちらのほう債務負担行為等が認められた場合、想定している事業者につきましては、株式会社みずむすびマネジメントみやぎ、株式会社みずむすびマネジメントみやぎを予定しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

この事業の中で、汚水ポンプ場等の修繕、修理が発生した場合の事業発注先はどこになるのか。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） これまで同様、修繕箇所が発見された場合には、まず予算の範囲内、我々の予算の範囲内で修繕するのが基本になります。大規模な修繕が必要になる場合には、翌年度の予算に計上するために、その修繕の計画を、設計の提案をしてもらい、工事の内容をさらに提案してもらいます。それを社総、社会総合整備交付金で認められた場合には、今までどおり我々のほうで指名委員会と発注して、ほかの業者に多分なるかと思われませんが、そこで指名競争等での競争で工事の発注、修繕の発注になる予定でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 実際、あくまでもこの汚水ポンプ場等包括管理業務委託というのは管理だけであって、そのポンプ場そのものが故障した場合とか、一部の補修を含めて修繕した場合については、株式会社みずむすびマネジメントみやぎに委託することだけではないということと理解していいのか。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） そのとおりです。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そこで伺います。このみずむすびマネジメントみやぎに契約しています、しました。そして、実際の施設運営をするのは、みずむすびマネジメントみやぎなのか、みずむすびサービスみやぎなのか、その点伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 我々のほうで今予定しているものは、下水道施設の包括管理業務委託の実際には維持管理業務を委託する予定で、マネジメントみやぎ、みずむすびマネジメントみやぎのほうに契約をまず長期で結びます。その後、今までの流れですと、業者の中にみずむすびサービスみやぎというのが同じ系列の会社の中にございまして、そのほうに、運転のほうについては、運転管理業務、維持管理業務のほうについては、もしかしたら下請に出されるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次、もう1回できるかい。

○議長（安倍敏彦君） いい。はい、3問目。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

そこで、実際に事業管理運営するのは、サービスみやぎなんですね。そうすると、先ほどの前者の説明の中で、事業の進行状況なり管理状況については、毎月、半年、1年等々についての報告をもらうということとあります。その報告は、サービスみやぎからなのか、マネジメントみやぎからなのか、どちらからでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 今後最終的に詰めることにはなるとは思いますが、今のところはみずむすびマネジメントみやぎ、MMMから毎月の報告は届くと想定しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、実際にサービスみやぎが日常の直接業務を担っているわけですが、町の担当課としての一定の関わりはつくれるかと思うんですけれども、その実際の施工とか管理の実態については、それを知り得るのは、みずむすびマネジメントみやぎからの情報しか取れないということですよ。実際には、みずむすびサービスみやぎからのいわゆる仕切り、仕切り書っていか何でしょう、修理計画書とかそういうものは、事によっては情報開示の対象にならない可能性、要するに契約はあくまでもマネジメントなので、そこまでの情報はもらえないという可能性があるのではないかと。そうすると、実際にやって、見た目と文章的な仕切り書とか仕上げ書ってというのは、食い違いが生じるのではないかなと思いますけれども、そういう点での心配はないのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） こちらのほう、包括管理業務委託の委託先のMMM、みずむすびみやぎマネジメント、こちらにつきまして、10年の長期契約を結ぶイコール、発注者側の立場に立ってMMMは管理運営していただけます。（「しかし」の声あり）その下の業者、MSM、みずむすびサービスみやぎ、こちらについては、MMMが中立性の立場で管理監督し、その内容について我々のほうにも報告していただき、その業務の内容については、当然修正があれば、我々の指示の下、MMMからMSMのほうに行く予定になっておりますので、安心して維持管理契約できると認識しております。

以上です。

○12番（歌川 渡君） 終わります。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川でございます。議案第83号令和7年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、債務負担行為による汚水ポンプ場等包括管理業務委託を令和17年度まで限度額3億3,000万円の補正についてあります。令和5年度から令和7年度までの実績等々を踏まえれば、これまで年間、予算等を見ても、それを下回る1,700万円前後で推移していました。

そして今後の見込みとしては、説明で、人件費等々のマンパワーを含めて、新たに1,000万円の年間1,000万円の計上も視野に入れているということであります。要するに、この5年間の年間事業の中見て、1.5倍の予算見込みであります。そういう点から必要の以上の過大な費用を民間に委託することは避けるべきではないでしょうか。ましてや、担当課の技師の育成からも踏まえて、10年間という契約であります。今後この間のそれらの民間委託することによってそのノウハウが行政側に継続されるという保証もない。この10年間の民間委託することによって、さらに今後の10年20年の恒久的な事業委託が、事業の移行が進むことが予想されることから、事業の営利的な目的を目的とする民間事業への移譲については、債務負担行為の事業については反対するものであります。

以上の立場から、補正予算に反対いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありますか。歌川議員。ごめんなさい、最後に間違いました。仁田議員お願いします。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田でございます。私は、議案第83号令和7年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第1号）について賛成の立場から討論いたします。

本補正は、まず、消費税及び地方消費税交付金の精算に伴い、収益的収支を実績に合わせて整理するものであり、企業会計方式で運営されている下水道事業の経営状況を決算において正確に示すため必要な補正であると考えます。

あわせて、資本的支出として、要害汚水ポンプ場自家発電装置改築工事や、令和8年度からの前倒しによる下水道管渠内面工事等が計上されております。近年、災害時の長時間停電リスクが指摘される中で、ポンプ場の停止は、生活排水の処理に重大な支障を生じさせ、住環境や、公共用水域への影響も大きいものであります。自家発電設備を更新し、非常時であっても下水道機能を維持できる体制を整えることは、住民の安心安全を守る観点から妥当な投資であると判断いたします。

さらに、本議案では、汚水ポンプ場等包括管理業務委託に係る債務負担行為として、令和7年度から10年間、限度額3億3,000万円を設定することとされております。人口減少や技術者不足が進む中で、ウオーターPPPの仕組みを活用し、維持管理と更新を一体的に民間委託することは、専門的な技術力の確保による安定運営で効果が期待できるものであります。長期契約である以上、今後の契約内容や、内容の精査や、モニタリングの在り方には十分な注意が必要であり、議会としても、決算審査等を通じて検証していく責任があると考えますが、更新需要が集中する今後10年間を見据え、国の社会資本整備総合交付金も活用しながら、計画的に更

新を進めようとする今回の方針は、おおむね妥当であると受け止めております。

以上、収益、資本両面の整理により、経営の透明性を高めること、要害汚水ポンプ場自家発電設備更新等により災害対応能力を向上させること、そして、汚水ポンプ場等包括管理業務委託の債務負担行為設定により、中長期的な安定経営を図ろうとする点を評価し、本補正予算案に賛成するものであります。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（安倍敏彦君） 以上をもちまして、本定例会12月会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、明日12月4日から12月26日までの21日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日12月4日から12月26日までの21日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時45分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年12月3日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員